

地方公務員法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（第一条関係）	1
○	地方公務員法（第二条関係）	29
○	地方公務員法（第三条関係）	52
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第四条関係）	53
○	消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）（第五条関係）	54
○	教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（第六条関係）	63
○	労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第七条関係）	70
○	地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）（第八条関係）	76
○	地方公営企業等の労働関係に関する法律（第九条関係）	81
○	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）（第十条関係）	82
○	公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）（第十一条関係）	102
○	地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成十二年法律第五十一号）（第十二条関係）	110
○	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）（第十三条関係）	112
○	地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）（第十四条関係）	113
○	地方独立行政法人法（第十五条関係）	124
○	地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）（第十六条関係）	133
○	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（附則第十二条関係）	135
○	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（附則第十三条関係）	137
○	職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）（附則第十四条関係）	139
○	政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）（附則第十五条関係）	140

○	政治資金規正法（附則第十六条関係）	143
○	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第十七条関係）	145
○	地方税法（附則第十八条関係）	149
○	地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）（附則第十九条関係）	153
○	地方公営企業法（附則第二十条関係）	156
○	労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（附則第二十一条関係）	158
○	労働金庫法（附則第二十二条関係）	159
○	警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（附則第二十三条関係）	160
○	警察法（附則第二十四条関係）	162
○	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）（附則第二十五条関係）	164
○	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）（附則第二十五条関係）	165
○	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）（附則第二十六条関係）	166
○	割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）（附則第二十八条関係）	170
○	割賦販売法（附則第二十九条関係）	172
○	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（附則第三十条関係）	175
○	地方公務員等共済組合法（附則第三十一条関係）	182
○	所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（附則第三十二条関係）	186
○	法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（附則第三十三条関係）	187
○	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）（附則第三十四条関係）	188
○	地方公務員災害補償法（附則第三十五条関係）	189
○	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）（附則第三十七	17

○	条関係)	．．．．．	190
○	特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（附則第三十八条関係）	．．．．．	191
○	特定商取引に関する法律（附則第三十九条関係）	．．．．．	193
○	消費税法（昭和六十三年法律第八号）（附則第四十条関係）	．．．．．	195
○	大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号）（附則第四十一条関係）	．．．．．	196
○	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）（附則第四十二条関係）	．．．．．	197
○	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（附則第四十二条関係）	．．．．．	199
○	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（附則第四十三条関係）	．．．．．	201
○	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（附則第四十三条関係）	．．．．．	203
○	構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）（附則第四十四条関係）	．．．．．	205
○	市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（附則第四十五条関係）	．．．．．	207
○	郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（附則第四十六条関係）	．．．．．	208
○	郵政民営化法（附則第四十七条関係）	．．．．．	209
○	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）（附則第四十八条関係）	．．．．．	210

地方公務員法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）【第一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 職員に適用される基準</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 人事評価（第二十三条―第二十三条の四）</p> <p>第四節 第五節（略）</p> <p>第六節 服務（第三十条―第三十八条）</p> <p>第六節の二 退職管理（第三十八条の二―第三十八条の七）</p> <p>第七節 研修（第三十九条・第四十条）</p> <p>第八節・第九節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第五章 罰則（第六十条―第六十五条）</p> <p>附則</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 職員に適用される基準</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 職階制（第二十三条）</p> <p>第四節 第五節（略）</p> <p>第六節 服務（第三十条―第三十八条）</p> <p>第七節 研修及び勤務成績の評定（第三十九条・第四十条）</p> <p>第八節・第九節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第五章 罰則（第六十条―第六十二条）</p> <p>附則</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政</p>

事務及び事業の確実な実施を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。

(任命権者)

第六条 地方公共団体の長、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、人事委員会及び公平委員会並びに警視総監、道府県警察本部長、市町村の消防長（特別区が連合して維持する消防の消防長を含む。）その他法令又は条例に基づく任命権者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律並びにこれに基づく条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、それぞれ職員^{の任命}、人事評価^{（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）}、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものとする。

2 (略)

(人事委員会又は公平委員会の設置)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して次条第二項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

(人事委員会又は公平委員会の権限)

第八条 人事委員会は、次に掲げる事務を処理する。

法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。

(任命権者)

第六条 地方公共団体の長、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、人事委員会及び公平委員会並びに警視総監、道府県警察本部長、市町村の消防長（特別区が連合して維持する消防の消防長を含む。）その他法令又は条例に基づく任命権者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律並びにこれに基づく条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、それぞれ職員^{の任命}、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものとする。

2 (略)

(人事委員会又は公平委員会の設置)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第八条第二項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

(人事委員会又は公平委員会の権限)

第八条 人事委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- 一 (略)
- 二 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- 三 六 (略)
- 七 削除

八 十二 (略)

二 九 (略)

(公平委員会の権限の特例等)

第九条 (略)

- 2 前項の規定により同項に規定する事務を行うこととされた公平委員会(以下「競争試験等を行う公平委員会」という。)を置く地方公共団体に対する第七条第四項の規定の適用については、同項中「公平委員会を置く地方公共団体」とあるのは「競争試験等を行う公平委員会(第九条第二項に規定する競争試験等を行う公平委員会をいう。以下この項において同じ。)」を置く地方公共団体」と、「公平委員会」とあるのは「競争試験等を行う公平委員会」と、「公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して次条第二項に規定する公平委員会の事務を処理させる」とあるのは「競争試験等を行う公平委員会を置く」とする。

3 (略)

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第九条の二 (略)

- 一 (略)
- 二 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- 三 六 (略)
- 七 職階制に関する計画を立案し、及び実施すること

八 十二 (略)

二 九 (略)

(公平委員会の権限の特例等)

第九条 (略)

- 2 前項の規定により同項に規定する事務を行うこととされた公平委員会(以下「競争試験等を行う公平委員会」という。)を置く地方公共団体に対する第七条第四項の規定の適用については、同項中「公平委員会を置く地方公共団体」とあるのは「競争試験等を行う公平委員会(第九条第二項に規定する競争試験等を行う公平委員会をいう。以下この項において同じ。)」を置く地方公共団体」と、「公平委員会」とあるのは「競争試験等を行う公平委員会」と、「公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第八条第二項に規定する公平委員会の事務を処理させる」とあるのは「競争試験等を行う公平委員会を置く」とする。

3 (略)

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第九条の二 (略)

2 (略)

3 第十六条第二号、第三号若しくは第五号の一に該当する者又は第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者は、委員となることができるがい。

4 1 2 (略)

(任用の根本基準)

第十五条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

(定義)

第十五条の二 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 採用 職員以外の者を職員の職に任命すること（臨時的任用を除く。）をいう。

二 昇任 職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。

三 降任 職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。

四 転任 職員をその職員が現に任命されている職以外の職員の職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。

五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な職（職員の職に限る。以下同じ。）の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるものをいう。

2 (略)

3 第十六条第二号、第三号若しくは第五号の一に該当する者又は第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者は、委員となることができるがい。

4 1 2 (略)

(任用の根本基準)

第十五条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

(新設)

2 前項第五号の標準的な職は、職制上の段階及び職務の種類に応じ、任命権者が定める。

3 地方公共団体の長及び議会の議長以外の任命権者は、標準職務遂行能力及び第一項第五号の標準的な職を定めようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に協議しなければならない。

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 (略)

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

三 (略)

四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

五 (略)

(任命の方法)

第十七条 職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法により、職員を任命することができる。

2 人事委員会（競争試験等を行う公平委員会を含む。以下この節において同じ。）を置く地方公共団体においては、人事委員会は、前項の任命の方法のうちの一つれによるべきかについての一般的基準を定めることができる。

(欠格条項)

第十六条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 (略)

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

三 (略)

四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

五 (略)

(任命の方法)

第十七条 職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法により、職員を任命することができる。

2 人事委員会（競争試験等を行う公平委員会を含む。以下この条から第十九条まで、第二十一条及び第二十条において同じ。）を置く地方公共団体においては、人事委員会は、前項の任命の方法のうちの一つれによるべきかについての一般的基準を定めることができる。

(削る)

(削る)

(削る)

(採用の方法)

第十七条の二 人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、人事委員会規則（競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体においては、公平委員会規則。以下この節において同じ。）で定める場合には、選考（競争試験以外の能力の実証に基づく試験をいう。以下同じ。）によることを妨げない。

2 人事委員会を置かない地方公共団体においては、職員の採用は、競争試験又は選考によるものとする。

3 人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者とする。以下この節において「人事委員会等」という。）は、正式任用になつてある職に就いていた職員が、職制若しくは定数の改廃又は予

3 人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用及び昇任は、競争試験によるものとする。但し、人事委員会の定める職について人事委員会の承認があつた場合は、選考によることを妨げない。

4 人事委員会を置かない地方公共団体においては、職員の採用及び昇任は、競争試験又は選考によるものとする。

5 人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者とする。以下第十八条、第十九条及び第二十二条第一項において同じ。）は、正式任用になつてある職についていた職員が、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少に基く廃職又は過員によりその職を離れた後において、再びその職に復する場合における資格要件、任用手続及び任用の際における身分に関し必要な事項を定めることができる。

(新設)

算の減少に基づく廃職又は過員によりその職を離れた後において、再びその職に復する場合における資格要件、採用手続及び採用の際における身分に関する必要な事項を定めることができる。

(試験機関)

第十八条 採用のための競争試験（以下「採用試験」という。）又は選考は、人事委員会等が行うものとする。ただし、人事委員会等は、他の地方公共団体の機関との協定によりこれと共同して、又は国若しくは他の地方公共団体の機関との協定によりこれらの機関に委託して、採用試験又は選考を行うことができる。

(削る)

(採用試験の公開平等)

第十八条の二 採用試験は、人事委員会等の定める受験の資格を有する全ての国民に対して平等の条件で公開されなければならない。

(受験の阻害及び情報提供の禁止)

第十八条の三 試験機関に属する者その他職員は、受験を阻害し、又は受験に不当な影響を与える目的をもって特別若しくは秘密の情報を提供してはならない。

(受験の資格要件)

(競争試験及び選考)

第十八条 競争試験又は選考は、人事委員会が行うものとする。但し、人事委員会は、他の地方公共団体の機関との協定によりこれと共同して、又は国若しくは他の地方公共団体の機関との協定によりこれらの機関に委託して、競争試験又は選考を行うことができる。

2

人事委員会は、その定める職員の職について第二十一条第一項に規定する任用候補者名簿がなく、且つ、人事行政の運営上必要であると認める場合においては、その職の競争試験又は選考に相当する国又は他の地方公共団体の競争試験又は選考に合格した者を、その職の選考に合格した者とみなすことができる。

(新設)

(新設)

(受験資格)

第十九条 人事委員会等は、受験者に必要な資格として職務の遂行上必要であつて最少かつ適当な限度の客観的かつ画一的な要件を定めるものとする。

(採用試験の目的及び方法)

第二十条 採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することをもつてその目的とする。

2 採用試験は、筆記試験その他の人事委員会等が定める方法により行うものとする。

(採用候補者名簿の作成及びこれによる採用)

第二十一条 人事委員会を置く地方公共団体における採用試験による職員の採用については、人事委員会は、試験ごとに採用候補者名簿を作成するものとする。

2 採用候補者名簿には、採用試験において合格点以上を得た者の氏名及び得点を記載するものとする。

第十九条 競争試験は、人事委員会の定める受験の資格を有するすべての国民に対して平等の条件で公開されなければならない。試験機関に属する者その他職員は、受験を阻害し、又は受験に不当な影響を与える目的をもつて特別若しくは秘密の情報を提供してはならない。

2 人事委員会は、受験者に必要な資格として職務の遂行上必要な最少且つ適当の限度の客観的且つ画一的要件を定めるものとする。

3 昇任試験を受けることができる者の範囲は、人事委員会の指定する職に正式に任用された職員に制限されるものとする。

(競争試験の目的及び方法)

第二十条 競争試験は、職務遂行の能力を有するかどうかを正確に判定することをもつてその目的とする。競争試験は、筆記試験により、若しくは口頭試験及び身体検査並びに人物性行、教育程度、経歴、適性、知能、技能、一般的知識、専門的知識及び適応性の判定の方法により、又はこれらの方法をあわせ用いることにより行うものとする。

(任用候補者名簿の作成及びこれによる任用の方法)

第二十一条 人事委員会を置く地方公共団体における競争試験による職員の任用については、人事委員会は、試験ごとに任用候補者名簿(採用候補者名簿又は昇任候補者名簿)を作成するものとする。

2 採用候補者名簿又は昇任候補者名簿には、採用試験又は昇任試験において合格点以上を得た者の氏名及び得点をその得点順に記載するものとする。

3 採用候補者名簿による職員の採用は、任命権者が、人事委員会の提示する当該名簿に記載された者の中から行うものとする。

4 採用候補者名簿に記載された者の数が採用すべき者の数よりも少ない場合その他の人事委員会規則で定められる場合には、人事委員会は、他の最も適当な採用候補者名簿に記載された者を加えて提示することを妨げない。

5 前各項に定めるものを除くほか、採用候補者名簿の作成及びこれによる採用の方法に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めなければならない。

(選考による採用)

第二十一条の二 選考は、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することをもつてその目的とする。

2 選考による職員の採用は、任命権者が、人事委員会等の行う選考に合格した者の中から行うものとする。

3 人事委員会等は、その定める職員の職について前条第一項に規定する採用候補者名簿がなく、かつ、人事行政の運営上必要であると認める場合においては、その職の採用試験又は選考に相当する国又は他の地方公共団体の採用試験又は選考に合格した者を、その職の選考に合格した者とみなすことができる。

3 採用候補者名簿又は昇任候補者名簿による職員の採用又は昇任は、当該名簿に記載された者について、採用し、又は昇任すべき者一人につき人事委員会の提示する採用試験又は昇任試験における高点順の志望者五人のうちから行うものとする。

4 採用候補者名簿又は昇任候補者名簿に記載された者の数が人事委員会の提示すべき志望者の数よりも少いときは、人事委員会は、他の最も適当な採用候補者名簿又は昇任候補者名簿に記載された者を加えて提示することを妨げない。

5 前各項に定めるものを除くほか、任用候補者名簿の作成及びこれによる任用の方法に関し必要な事項は、人事委員会規則(競争試験等を行う公平委員会においては、公平委員会規則。次条第二項において同じ。)で定めなければならない。

(新設)

(昇任の方法)

第二十一条の三 職員の昇任は、任命権者が、職員の受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づき、任命しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

(新設)

(昇任試験又は選考の実施)

第二十一条の四 任命権者が職員を人事委員会規則で定める職(人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者が定める職)に昇任させる場合には、当該職について昇任のための競争試験(以下「昇任試験」という。)又は選考が行われなければならない。

(新設)

2 人事委員会は、前項の人事委員会規則を定めようとするときは、あらかじめ、任命権者の意見を聴くものとする。

3 昇任試験は、人事委員会等の指定する職に正式に任用された職員に限り、受験することができる。

4 第十八条から第二十一条までの規定は、第一項の規定による職員の昇任試験を実施する場合について準用する。この場合において、第十八条の二中「定める受験の資格を有する全ての国民」とあるのは「指定する職に正式に任用された全ての職員」と、第二十一条中「職員の採用」とあるのは「職員の昇任」と、「採用候補者名簿」とあるのは「昇任候補者名簿」と、同条第四項中「採用すべき」とあるのは「昇任させるべき」と、同条第五項中「採用の方法」とあるのは「昇任の方法」と読み替えるものとする。

5 第十八条並びに第二十一条の二第一項及び第二項の

規定は、第一項の規定による職員の昇任のための選考を実施する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「職員の採用」とあるのは、「職員の昇任」と読み替えるものとする。

(降任及び転任の方法)

第二十一条の五 任命権者は、職員を降任させる場合には、当該職員の人事評価その他の能力の実証に基づき、任命しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする職についての適性を有すると認められる職に任命するものとする。

2 職員の転任は、任命権者が、職員の人事評価その他の能力の実証に基づき、任命しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

(条件付採用及び臨時的任用)

第二十二条 臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用は、全て条件付のものとし、その職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、人事委員会等は、条件付採用の期間を一年に至るまで延長することができる。

2 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は採用候補者名簿(第二十一条の四第四項において読み替えて準用する第二十一条第一項に規定する昇任候補者名簿を含む。)が

(新設)

(条件付採用及び臨時的任用)

第二十二条 臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用は、すべて条件付のものとし、その職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、人事委員会は、条件付採用の期間を一年に至るまで延長することができる。

2 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合においては、人事委員会の承認を得て、六月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。この

(人事評価の実施)

第二十三条の二 職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。

2 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、任命権者が定める。

3 前項の場合において、任命権者が地方公共団体の長及び議会の議長以外の者であるときは、同項に規定する事項について、あらかじめ、地方公共団体の長に協議しなければならない。

(人事評価に基づく措置)

第二十三条の三 任命権者は、前条第一項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。

(人事評価に関する勧告)

第二十三条の四 人事委員会は、人事評価の実施に関し、任命権者に勧告することができる。

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

第二十四条 (略)

(削る)

9 ない。但し、この分類は、行政組織の運営その他公の便宜のために、組織上の名称又はその他公の名称を用いることを妨げるものではない。
職階制に関する計画を定め、及び実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体の職階制に照応するように適当な考慮が払われなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)
第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に應ずるものでなければならない。

2 前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。

2	(略)
3	(略)
4	(略)
5	(略)
	<p>（給与に関する条例及び給与の支給）</p> <p>第二十五条 職員の給与は、前条第五項の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならない。また、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 給与に関する条例には、次に掲げる事項を規定するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 等級別基準職務表</p> <p>三 昇給の基準に関する事項</p> <p>四 時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当に関する事項</p> <p>五 前号に規定するものを除くほか、地方自治法第二百四十二条第二項の手当を支給する場合においては、当該手当に関する事項</p> <p>六 非常勤職員の職その他勤務条件の特別な職があるときは、これらについて行う給与の調整に関する事</p>

3	<p>職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。</p> <p>4 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに對して給与を受けてはならない。</p> <p>5 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに當つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適當な考慮が払われなければならない。</p> <p>6 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。</p>
	<p>（給与に関する条例及び給料額の決定）</p> <p>第二十五条 職員の給与は、前条第六項の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならない。又、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 給与に関する条例には、次の事項を規定するものとする。</p> <p>一 給料表 (新設)</p> <p>二 昇給の基準に関する事項</p> <p>三 時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に対する給与に関する事項</p> <p>四 特別地域勤務、危険作業その他特殊な勤務に対する手当及び扶養親族を有する職員に対する手当を支給する場合においては、これらに関する事項</p> <p>五 非常勤職員の職及び生活に必要な施設の全部又は一部を公給する職員の職その他勤務条件の特別な職</p>

項

(削る)

七 (略)

4 前項第一号の給料表には、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づく等級ごとに明確な給料額の幅を定めていなければならない。

5 第三項第二号の等級別基準職務表には、職員の職務を前項の等級ごとに分類する際に基準となるべき職務の内容を定めていなければならない。

(降任、免職、休職等)

第二十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績が良くない場合

二 (略)

三 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適性を欠く場合

四 (略)

2 4 (略)

(営利企業への従事等の制限)

第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下この項及び次条第一項において「営利企業」と

があるときは、これらについて行う給与の調整に関する事項

六 職階制を採用する地方公共団体においては、その職に職階制が始めて適用される場合の給与に関する事項

七 (略)

4 職階制を採用する地方公共団体においては、給料表には、職階制において定められた職級ごとに明確な給料額の幅を定めていなければならない。

5 職階制を採用する地方公共団体においては、職員には、その職につき職階制において定められた職級について給料表に定める給料額が支給されなければならない。

(降任、免職、休職等)

第二十八条 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務実績が良くない場合

二 (略)

三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適性を欠く場合

四 (略)

2 4 (略)

(営利企業等の従事制限)

第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員

いう。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

2
(略)

第六節の二 退職管理

(再就職者による依頼等の規制)

第三十八条の二 職員(臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員(第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下この節、第六十条及び第六十三条において同じ。)であつた者であつて離職後に営利企業等(営利企業及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第三項に規定する行政執行人及び特定地方独立行政法人を除く。))をいう。以下同じ。)の地位に就いている者(退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。以下「再就職者」という。))は、離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織(当該執行機関(当該執行機関の附属機関を含む。))の補助機関及び当該執行機関の管理に属する機関の総体をいう。第三十八条の七において同じ。)若しくは議会の事務局(事務局を

会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

2
(略)

(新設)

置かない場合にあつては、これに準ずる組織。同条において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体の執行機関の組織等」という。）の職員若しくは特定地方独立行政法人の役員（以下「役員」という。）又はこれらに類する者として人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則。以下この条（第七項を除く。）、第三十八条の七、第六十条及び第六十四条において同じ。）で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と当該営利企業等若しくはその子法人（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十一条第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 前項の「退職手当通算法人」とは、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人その他その業務が地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される

者としての勤続期間に通算することと定められており、かつ、当該地方公共団体の条例において、当該法人の役員又は当該法人に使用される者として在職した後引き続き再び職員となつた者の当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間を当該職員となつた者の職員としての勤続期間に通算することと定められている法人に限る。）をいう。

3 | 第一項の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続き選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものをいう。

4 | 第一項の規定によるもののほか、再就職者のうち、地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

5 | 第一項及び前項の規定によるもののほか、再就職者は、在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定

めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人においてその締結について自らが決定したもの又は当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

6 | 第一項及び前二項の規定（第八項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）は、次に掲げる場合には適用しない。

一 試験、検査、検定その他の行政上の事務であつて、法律の規定に基づく行政庁による指定若しくは登録その他の処分（以下「指定等」という。）を受け、た者が行う当該指定等に係るもの若しくは行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合、又は地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものを行うために必要な場合

二 行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として人事委員会規則で定める場合

三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条

第七号に規定する届出を行う場合

四 地方自治法第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続又は特定地方独立行政法人が公告して申込みをさせることによる競争の手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するため必要な場合

五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求め、又は場合（一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。）

六 再就職者が役職員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として人事委員会規則で定める場合において、人事委員会規則で定める手続により任命権者の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

七 職員は、前項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項、第四項又は第五項の規定（次項の規定に基づき、当該規定が定められているときは、当該規定の規定を含む。）により禁止される要求又は依頼を受けたとき（地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第一項、第四項又は第五項の規定（同条において準用する次項の規定に基づき、当該規定が定められているときは、当該規定の規定を含む。）により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。）は、人事委員会規則又

8 | は公平委員会規則で定めるところにより、人事委員会
又は公平委員会にその旨を届け出なければならぬ。
地方公共団体は、その組織の規模その他の事情に照
らして必要があると認めるときは、再就職者のうち、
国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第二
十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する
職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の
五年前の日より前に就いていた者について、当該職に
就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関
の組織等の役員又はこれに類する者として人事委員
会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職
した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いてい
たときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後
二年間、職務上の行為をするように、又はしないよう
に要求し、又は依頼してはならないことを条例により
定めることができる。

（違反行為の疑いに係る任命権者の報告）

第三十八条の三 任命権者は、職員又は職員であつた者
に前条の規定に違反する行為（以下「規制違反行為」
という。）を行つた疑いがあると思料するときは、そ
の旨を人事委員会又は公平委員会に報告しなければな
らない。

（任命権者による調査）

第三十八条の四 任命権者は、職員又は職員であつた者
に規制違反行為を行つた疑いがあると思料して当該規
制違反行為に関して調査を行おうとするときは、人事
委員会又は公平委員会にその旨を通知しなければなら
ない。

（新設）

（新設）

2 人事委員会又は公平委員会は、任命権者が行う前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。

3 任命権者は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、人事委員会又は公平委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

(任命権者に対する調査の要求等)

第三十八条の五 人事委員会又は公平委員会は、第三十八条の二第七項の届出、第三十八条の三の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に規制違反行為を行つた疑いがあると思量するときは、任命権者に対し、当該規制違反行為に関する調査を行うよう求めることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により行われる調査について準用する。

(地方公共団体の講ずる措置)

第三十八条の六 地方公共団体は、国家公務員法中退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、第三十八条の二の規定の円滑な実施を図り、又は前項の規定による措置を講ずるため必要と認めるときは、条例で定めるところにより、職員であつた者で条例で定めるものが、条例で定める法人の役員その他の地位であつて条例で定めるものに就こうとする場合又は就いた場合には、離職後二年を超えない範囲内において条例で定める期間、条例で定める

(新設)

(新設)

事項を条例で定める者に届け出させることができる。

(廃置分合に係る特例)

第三十八条の七 職員であつた者が在職していた地方公共団体(この条の規定により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体とみなされる地方公共団体を含む。)の廃置分合により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体(以下この条において「元在職団体」という。)の事務が他の地方公共団体に承継された場合には、当該他の地方公共団体を当該元在職団体と、当該他の地方公共団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局で当該元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局に相当するものの職員又はこれに類する者として当該他の地方公共団体の人事委員会規則で定めるものを当該元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局の職員又はこれに類する者として当該元在職団体の人事委員会規則で定めるものと、それぞれみなして、第三十八条の二から前条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)並びに第六十条第四号から第八号まで及び第六十三条の規定を適用する。

第七節 研修

第四十条 削除

(新設)

第七節 研修及び勤務成績の評定

(勤務成績の評定)

第四十条 任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。

2 人事委員会は、勤務成績の評定に関する計画の立案その他勤務成績の評定に関し必要な事項について任命

(人事行政の運営等の状況の公表)

第五十八条の二 任命権者は、次条に規定するもののほか、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除外し、任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

2・3 (略)

(等級等ごとの職員の数の公表)

第五十八条の三 任命権者は、第二十五条第四項の等級及び職員の職の属する職制上の段階ごとに、職員の数を、毎年、地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 地方公共団体の長は、毎年、前項の規定による報告を取りまとめ、公表しなければならない。

(罰則)

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

四 離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、職務上不正な

権者に勧告することができる。

(人事行政の運営等の状況の公表)

第五十八条の二 任命権者は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除外し、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

2・3 (略)

(新設)

(罰則)

第六十条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

(新設)

行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

五| 地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者であつて、離職後二年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

六| 在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と営利企業等（再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人においてその締結については自らが決定したもの又は当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

七| 国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長

（新設）

（新設）

（新設）

又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者であつて、離職後二年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者（第三十八条の二第八項の規定に基づき条例を定めている地方公共団体の再就職者に限る。）

八 第四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第四号から前号までに掲げる要求又は依頼を含む。）を受けた職員であつて、当該要求又は依頼を受けたことを理由として、職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一・二 (略)
- 三 第十八条の三（第二十一条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して受験を阻害し、又は情報を提供した者
- 四・五 (略)

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法（明治四十年法律

(新設)

第六十一条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 一・二 (略)
- 三 第十九条第一項後段の規定に違反して受験を阻害し、又は情報を提供した者
- 四・五 (略)

(新設)

第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

一 職務上不正な行為(当該職務上不正な行為が、営利企業等に対し、他の役員をその離職後に、若しくは役員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを目的として、当該役員若しくは役員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、若しくは当該役員若しくは役員であつた者を当該地位に就かせることを要求し、若しくは依頼する行為、又は、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、若しくは当該地位に就くことを要求し、若しくは約束する行為である場合における当該職務上不正な行為を除く。次号において同じ。)をすること若しくはしたこと、又は相当の行為をしないこと若しくはしなかつたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役員をその離職後に、若しくは役員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

二 職務に関し、他の役員に職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、若しくは唆すこと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役員をその離職後に、若しくは役員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束

した職員

三 前号（地方独立行政法人法第五十条の二において準用する場合を含む。）の不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、同号（同条において準用する場合を含む。）の要求又は約束があつたことの情を知つて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた職員

第六十四条 第三十八条の二第一項、第四項又は第五項の規定（同条第八項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）に違反して、役員又はこれらの規定に規定する役員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼した者（不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した者を除く。）は、十万円以下の過料に処する。

第六十五条 第三十八条の六第二項の条例には、これに違反した者に対し、十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

（新設）

（新設）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 職員に適用される基準</p> <p>第一節 通則（第十三条―第十四条の二）</p> <p>第二節 任用（第十五条―第二十二条の二）</p> <p>第二節の二 派遣（第二十二条の三）</p> <p>第三節 人事評価（第二十三条―第二十三条の三）</p> <p>第四節 第八節（略）</p> <p>第九節 雑則（第五十二条―第五十六条）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もって地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。</p> <p>（人事委員会又は公平委員会の権限）</p> <p>第八条 人事委員会は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>一 職員に関する人事行政の公正を確保するため必要</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 職員に適用される基準</p> <p>第一節 通則（第十三条・第十四条）</p> <p>第二節 任用（第十五条―第二十二条）</p> <p>第三節 人事評価（第二十三条―第二十三条の四）</p> <p>第四節 第八節（略）</p> <p>第九節 職員団体（第五十二条―第五十六条）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もって地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。</p> <p>（人事委員会又は公平委員会の権限）</p> <p>第八条 人事委員会は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>一 人事行政に関する事項について調査し、人事記録</p>

な範囲において、人事行政に関する事項について調査し、及び人事評価、研修その他職員に関する制度について研究を行うこと。
(削る)

二 職員に関する人事行政の公正を確保するため必要な範囲において、人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。

三 職員に関する人事行政の公正を確保するため必要な範囲において、人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。

四 第三十八条の規定による営利企業への従事等の制限に関すること。

五 第三十八条の二の規定による再就職者による依頼等の規制及び第三十八条の三から第三十八条の五までの規定による措置に関すること。
(削る)

(削る)
(削る)

六 (略)

七 (略)

にすること管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。

二 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。

三 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。

四 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。

(新設)

五 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。

六 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。

七 削除
八 職員の給与がこの法律及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。

九 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。

十 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。

八 (略)

九 前各号に掲げるものを除くほか、法律又は条例に基づきその権限に属させられた事務

2 (略)

3 人事委員会は、第一項第一号、第四号、第五号及び第九号に掲げる事務で人事委員会規則で定めるものを当該地方公共団体の他の機関又は人事委員会の事務局長に委任することができる。

4 人事委員会又は公平委員会は、第一項第八号又は第二項第三号に掲げる事務を委員又は事務局長に委任することができる。

5 (略)

6 人事委員会又は公平委員会は、法律又は条例に基づくその権限の行使に必要があるときは、証人を喚問し、又は書類（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式）その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。第六十一条第一号において同じ。）若しくはその写しの提出を求めることができる。

7 (略)

8 第一項第六号及び第七号又は第二項第一号及び第二号の規定により人事委員会又は公平委員会に属せられた権限に基づく人事委員会又は公平委員会の決定（判定を含む。）及び処分は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める手続により、人事委員会又は公平委員会によつてのみ審査される。

9 (略)

十一 前二号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。

十二 前各号に掲げるものを除く外、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

2 (略)

3 人事委員会は、第一項第一号、第二号、第六号、第八号及び第十二号に掲げる事務で人事委員会規則で定めるものを当該地方公共団体の他の機関又は人事委員会の事務局長に委任することができる。

4 人事委員会又は公平委員会は、第一項第十一号又は第二項第三号に掲げる事務を委員又は事務局長に委任することができる。

5 (略)

6 人事委員会又は公平委員会は、法律又は条例に基づくその権限の行使に必要があるときは、証人を喚問し、又は書類若しくはその写の提出を求めることができる。

7 (略)

8 第一項第九号及び第十号又は第二項第一号及び第二号の規定により人事委員会又は公平委員会に属せしめられた権限に基づく人事委員会又は公平委員会の決定（判定を含む。）及び処分は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める手続により、人事委員会又は公平委員会によつてのみ審査される。

9 (略)

（人事委員会等の権限の特例等）
第九条 地方公共団体は、条例で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会が、第八条第一項各号又は

第二項各号に掲げる事務のほか、職員の競争試験及び選考に関する事務を行うこととすることができる。

2 前項の規定により同項に規定する事務を行うこととされた公平委員会（以下「競争試験等を行う公平委員会」という。）を置く地方公共団体に対する第七条第四項の規定の適用については、同項中「公平委員会を置く地方公共団体」とあるのは「競争試験等を行う公平委員会（第九条第二項に規定する競争試験等を行う公平委員会をいう。以下この項において同じ。）を置く地方公共団体」と、「公平委員会」とあるのは「競争試験等を行う公平委員会」と、「公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して次条第二項に規定する公平委員会の事務を処理させる」とあるのは「競争試験等を行う公平委員会を置く」とする。

3 第一項の規定により同項に規定する事務を行うこととされた人事委員会又は公平委員会（以下「特例委員会」という。）は、当該事務を当該地方公共団体の他の機関又は特例委員会の事務局長に委任することができる。

（人事委員会又は公平委員会の委員）
第九条の二 （略）

3 第十六条第二号から第四号までのいずれかに該当する者又は第六十条から第六十三条までに規定する罪を

（公平委員会の権限の特例等）

第九条 公平委員会を置く地方公共団体は、条例で定めるところにより、公平委員会が、第八条第二項各号に掲げる事務のほか、職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこととすることができる。

2 前項の規定により同項に規定する事務を行うこととされた公平委員会（以下「競争試験等を行う公平委員会」という。）を置く地方公共団体に対する第七条第四項の規定の適用については、同項中「公平委員会を置く地方公共団体」とあるのは「競争試験等を行う公平委員会（第九条第二項に規定する競争試験等を行う公平委員会をいう。以下この項において同じ。）を置く地方公共団体」と、「公平委員会」とあるのは「競争試験等を行う公平委員会」と、「公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して次条第二項に規定する公平委員会の事務を処理させる」とあるのは「競争試験等を行う公平委員会を置く」とする。

3 競争試験等を行う公平委員会は、第一項に規定する事務で公平委員会規則で定めるものを当該地方公共団体の他の機関又は競争試験等を行う公平委員会の事務局長に委任することができる。

（人事委員会又は公平委員会の委員）
第九条の二 （略）

3 第十六条第二号、第三号若しくは第五号の一に該当する者又は第六十条から第六十三条までに規定する罪

犯し刑に処せられた者は、委員となることができない。

4 5 7 (略)

8 委員は、第十六条第二号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

9 5 11 (略)

12 第三十四条第一項、第三十六条及び第三十八条の規定は常勤の人事委員会の委員の服務について、同項及び第三十六条の規定は非常勤の人事委員会の委員及び公平委員会の委員の服務について、それぞれ準用する。

(平等取扱の原則)

第十三条 全て国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない。人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第十六条第四号に規定する場合を除くほか、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

(人事行政の原則)

第十三条の二 職員に関する人事行政は、全体の奉仕者としての職員の職務遂行が確保されるよう、公正に行われなければならない。

(情勢適応の原則)

第十四条 (略) (削る)

を犯し刑に処せられた者は、委員となることができない。

4 5 7 (略)

8 委員は、第十六条第二号、第四号又は第五号の one に該当するに至つたときは、その職を失う。

9 5 11 (略)

12 第三十条から第三十八条までの規定は、常勤の人事委員会の委員の服務に、第三十条から第三十四条まで、第三十六条及び第三十七条の規定は、非常勤の人事委員会の委員及び公平委員会の委員の服務に準用する。

(平等取扱の原則)

第十三条 すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない。人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第十六条第五号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

(新設)

(情勢適応の原則)

第十四条 (略) 2 人事委員会は、随時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。

(労働関係に関する制度)

第十四条の二 勤務条件に関する団体交渉及び団体協約その他の職員の労働関係に関する制度は、法律によつてこれを定める。

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 三

(略)

(削る)

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(任命の方法)

第十七条 (略)

(削る)

(採用の方法)

第十七条の二 職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、条例で定める場合には、競争試験以外の能力の実証に基づく試験（以下「選考」という。）の

(新設)

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 三

(略)

四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(任命の方法)

第十七条 (略)

2 第十七条

人事委員会（競争試験等を行う公平委員会を含む。以下この節において同じ。）を置く地方公共団体においては、人事委員会は、前項の任命の方法のうちいずれによるべきかについての一般的基準を定めることができる。

(採用の方法)

第十七条の二 人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、人事委員会規則（競争試験等を行う公平委員会を

方法によることを妨げない。

(削る)

2 | 任命権者（特例委員会を置く地方公共団体においては、人事委員会又は公平委員会。以下この節において「任命権者等」という。）は、正式任用になつてある職に就いていた職員が、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少に基づく廃職又は過員によりその職を離れた後において、再びその職に復する場合における資格要件、採用手続及び採用の際における身分に関する必要な事項を定めることができる。

(試験機関)

第十八条 採用のための競争試験（以下「採用試験」という。）又は選考は、任命権者等が公正に実施するものとする。ただし、任命権者等は、他の地方公共団体の機関との協定によりこれと共同して、又は国若しくは他の地方公共団体の機関との協定によりこれらの機関に委託して、採用試験又は選考を行うことができる。

(採用試験の公開平等)

第十八条の二 採用試験は、任命権者等の定める受験の資格を有する全ての国民に対して平等の条件で公開されなければならない。

(受験の資格要件)

置く地方公共団体においては、公平委員会規則。以下この節において同じ。）で定める場合には、選考（競争試験以外の能力の実証に基づく試験をいう。以下同じ。）によることを妨げない。

2 |

人事委員会を置かない地方公共団体においては、職員

3 |

人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者とする。以下この節において「人事委員会等」という。）は、正式任用になつてある職に就いていた職員が、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少に基づく廃職又は過員によりその職を離れた後において、再びその職に復する場合における資格要件、採用手続及び採用の際における身分に関する必要な事項を定めることができる。

(試験機関)

第十八条 採用のための競争試験（以下「採用試験」という。）又は選考は、人事委員会等が行うものとする。ただし、人事委員会等は、他の地方公共団体の機関との協定によりこれと共同して、又は国若しくは他の地方公共団体の機関との協定によりこれらの機関に委託して、採用試験又は選考を行うことができる。

(採用試験の公開平等)

第十八条の二 採用試験は、人事委員会等の定める受験の資格を有する全ての国民に対して平等の条件で公開されなければならない。

(受験の資格要件)

第十九条 任命権者等は、受験者に必要な資格として職務の遂行上必要であつて最少かつ適当な限度の客観的かつ画一的な要件を定めるものとする。

(採用試験の目的及び方法)

第二十条 採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性を有するかどうかを客観的かつ多角的に判定できるものでなければならぬ。

2 採用試験は、筆記試験その他の任命権者等が定める方法により行うものとする。

(採用候補者名簿の作成及びこれによる採用)

第二十一条 特例委員会を置く地方公共団体における採用試験による職員の採用については、特例委員会は、試験ごとに採用候補者名簿を作成するものとする。

2 (略)

3 採用候補者名簿による職員の採用は、任命権者が、特例委員会の提示する当該名簿に記載されている者の中から行うものとする。

4 採用候補者名簿に記載されている者の数が採用すべき者の数より少ない場合その他の人事委員会規則又は公平委員会規則で定める場合には、特例委員会は、他の最も適当な採用候補者名簿に記載されている者を加えて提示することを妨げない。

5 前各項に定めるものを除くほか、採用候補者名簿の作成及びこれによる採用の方法に関し必要な事項は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定めなければならない。

第十九条 人事委員会等は、受験者に必要な資格として職務の遂行上必要であつて最少かつ適当な限度の客観的かつ画一的な要件を定めるものとする。

(採用試験の目的及び方法)

第二十条 採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することをもつてその目的とする。

2 採用試験は、筆記試験その他の人事委員会等が定める方法により行うものとする。

(採用候補者名簿の作成及びこれによる採用)

第二十一条 人事委員会を置く地方公共団体における採用試験による職員の採用については、人事委員会は、試験ごとに採用候補者名簿を作成するものとする。

2 採用候補者名簿には、採用試験において合格点以上を得た者の氏名及び得点を記載するものとする。

3 採用候補者名簿による職員の採用は、任命権者が、人事委員会の提示する当該名簿に記載された者の中から行うものとする。

4 採用候補者名簿に記載された者の数が採用すべき者の数より少ない場合その他の人事委員会規則で定める場合には、人事委員会は、他の最も適当な採用候補者名簿に記載された者を加えて提示することを妨げない。

5 前各項に定めるものを除くほか、採用候補者名簿の作成及びこれによる採用の方法に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めなければならない。

らない。

(選考による採用)
第二十一条の二 (略)

2 選考による職員の採用は、任命権者が、任命しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする職についての適性を有すると認められる者(特例委員会を置く地方公共団体にあつては、特例委員会の行う選考に合格した者)の中から行うものとする。

3 任命権者等は、その定める職員の職について前条第一項に規定する採用候補者名簿がなく、かつ、人事行政の運営上必要であると認める場合においては、その職の採用試験又は選考に相当する国又は他の地方公共団体の採用試験又は選考に合格した者を、その職の選考に合格した者とみなすことができる。

(昇任試験又は選考の実施)

第二十一条の四 任命権者が職員を任命権者等が定める職に昇任させる場合には、当該職について昇任のための競争試験(以下「昇任試験」という。)又は選考が行われなければならない。

2 特例委員会を置く地方公共団体において、特例委員会が前項の職を定めようとするときは、あらかじめ、任命権者の意見を聴くものとする。

3 昇任試験は、任命権者等が指定する職に正式に任用された職員に限り、受験することができる。

4・5 (略)

(選考による採用)
第二十一条の二 (略)

2 選考による職員の採用は、任命権者が、人事委員会等の行う選考に合格した者の中から行うものとする。

3 人事委員会等は、その定める職員の職について前条第一項に規定する採用候補者名簿がなく、かつ、人事行政の運営上必要であると認める場合においては、その職の採用試験又は選考に相当する国又は他の地方公共団体の採用試験又は選考に合格した者を、その職の選考に合格した者とみなすことができる。

(昇任試験又は選考の実施)

第二十一条の四 任命権者が職員を人事委員会規則で定める職(人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者が定める職)に昇任させる場合には、当該職について昇任のための競争試験(以下「昇任試験」という。)又は選考が行われなければならない。

2 人事委員会は、前項の人事委員会規則を定めようとするときは、あらかじめ、任命権者の意見を聴くものとする。

3 昇任試験は、人事委員会等の指定する職に正式に任用された職員に限り、受験することができる。

4・5 (略)

(条件付採用及び臨時的任用)

第二十二條 臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用は、全て条件付のものとし、その職員がその職において六月(当該職員の採用の日から六月を経過する日までの間において勤務した日数が九十日に満たない場合にあつては、六月を超え一年を超えない範囲内で任命権者等が定める期間)を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。

2| 前項の規定は、職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の地方公務員、国家公務員又は地方公社(地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。)その他その業務が地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち条例で定めるものを使用される者(以下「特別職地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合(一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。)その他任命権者等が定める場合には、適用しない。

3| 任命権者は、緊急の場合又は臨時の職に関する場合においては、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、その任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。
(削る)

(条件付採用及び臨時的任用)

第二十二條 臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用は、全て条件付のものとし、その職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、人事委員会等は、条件付採用の期間を一年に至るまで延長することができる。

2| 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は採用候補者名簿(第二十一条の四第四項において読み替えて準用する第二十一条第一項に規定する昇任候補者名簿を含む。)がない場合においては、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

3| 前項の場合において、人事委員会は、臨時的任用につき、任用される者の資格要件を定めることができる。

4| 人事委員会は、前二項の規定に違反する臨時的任用

4 前項に定めるもののほか、特例委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、第二十一条（第二十一条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、採用候補者名簿（第二十一条の四第四項において読み替えて準用する第二十一条第一項に規定する昇任候補者名簿を含む。）がない場合においても、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、その任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

5 臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。

（選考による採用に関する報告要求等）

第二十二條の二 人事委員会（第九条第一項の規定により同項に規定する事務を行うこととされた人事委員会を除く。次項において同じ。）は、任命権者に対し、人事委員会規則で定めるところにより、選考による職員の採用の実施状況について報告を求めることができる。

2 人事委員会は、任命権者がこの法律又はこれに基づく条例に違反して選考による職員の採用を行った場合には、その是正のため必要な指示を行うことができる。

第二節の二 派遣

5 取り消すことができる。

6 人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、緊急の場合又は臨時の職に関する場合においては、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、その任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

6 臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。

7 前五項に定めるものの外、臨時的に任用された者に対しては、この法律を適用する。

（新設）

（新設）

<p>第二十二條の三 任命権者は、別に法律で定める場合のほか、次に掲げる場合には、条例で定めるところにより、職員を派遣することができる。</p>	<p>一 当該職員が、学術に関する調査、研究又は指導であつて、当該職員の職務に係があると認められるものに、学校、研究所、病院その他これらに準ずる公共的施設（次号において「研究所等」という。）において従事する場合（次号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>二 当該職員が、地方公共団体及び特定地方独立行政法人以外の者が地方公共団体（当該職員が特定地方独立行政法人の職員である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人。以下この号において同じ。）と共同して又は地方公共団体の委託を受けて行う科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する試験又は研究（以下この号において「共同研究等」という。）であつて、当該職員の職務に係があると認められるものに、研究所等又は当該共同研究等を行うための施設において従事する場合</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、これらに類するものとして条例で定める場合</p>	<p>2 任命権者は、前項の規定により職員の派遣を行おうとするときは、派遣先の要請に基づいて、かつ、当該職員の同意を得て、これを行わなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による派遣の期間は、条例で定める場合を除き、五年を超えることができない。</p>	<p>4 任命権者は、第一項の規定により派遣された職員（以下この条において「派遣職員」という。）についてその派遣の必要がなくなつたときは、速やかに、当該派遣職員を職務に復帰させなければならない。</p>
--	---	--	---	---

5 派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

6 派遣職員は、その派遣の期間中、派遣された時就いていた職又は派遣の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しない。派遣職員は、その派遣の期間中、条例で定める場合を除き、何らの給与を受けてはならない。

7 前各項に定めるもののほか、派遣に関し必要な事項は、条例で定める。

(削る)

(職員等の給与についての調査研究等)

第二十六条 人事委員会は、給与改定の円滑な実施に資するため、職員及び民間事業の従事者の給与について、随時、他の人事委員会と緊密に連携して調査研究を行い、その結果を公表するものとする。

(降任、免職、休職等)

第二十八条 (略)

2 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反してこれを休職することができる。

一・二 (略)

三 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となつた場合

(人事評価に関する勧告)

第二十三条の四 人事委員会は、人事評価の実施に関し、任命権者に勧告することができる。

(給料表に関する報告及び勧告)

第二十六条 人事委員会は、毎年少くとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。

(降任、免職、休職等)

第二十八条 (略)

2 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。

一・二 (略)

(新設)

四 前三号に該当することにより休職とされた職員が復職した場合その他これらに類するものとして条例で定める場合において定数に欠員がないとき。

3 (略)
4 職員は、第十六条各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

2 第二十九条 (懲戒) (略)

職員が、任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合(一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。)において、当該退職までの引き続き職員としての在職期間(当該退職前と同様の退職(以下この項において「先の退職」という。)、特別職地方公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き職員としての在職期間を含む。次項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。)中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

(新設)

3 (略)
4 職員は、第十六条各号(第三号を除く。)の一に該当するに至つたときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

2 第二十九条 (懲戒) (略)

職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の地方公務員、国家公務員又は地方公社(地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。)その他その業務が地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち条例で定めるものに使用される者(以下この項において「特別職地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合(一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。)において、当該退職までの引き続き職員としての在職期間(当該退職前と同様の退職(以下この項において「先の退職」という。)、特別職地方公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き職員としての在職期間を含む。次項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。)中に前項各号のい

3
(略)

4
(略)

(団結権の制限及び争議行為等の禁止)

第三十七条 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

2| 職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。また、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、唆し、若しくはあおつてはならない。

3| (略)

ずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

3 職員が、第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続き職員としての在職期間(要請に応じた退職前の在職期間を含む。)又はこれらの規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間中に第一項各号の一に該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

4 職員の懲戒の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除く外、条例で定めなければならない。

(争議行為等の禁止)

第三十七条 (新設)

2| 職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

2| 職員で前項の規定に違反する行為をしたものは、その行為の開始とともに、地方公共団体に対し、法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に基いて保有する任命上又は雇用上の権利をもつて対抗することができなくなるものとする。

(研修)

第三十九条 (略)

2・3 (略)
(削る)

第九節 雑則

(団結権を制限される職員の勤務条件)

第五十二条 第三十七条第一項に規定する職員の勤務条件は、当該職員の職務の特殊性及び他の職員の勤務条件との均衡を考慮して定めるものとする。

(研修)

第三十九条 (略)

2・3 (略)

4 人事委員会は、研修に関する計画の立案その他研修の方法について任命権者に勧告することができる。

第九節 職員団体

(職員団体)

第五十二条 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

2 前項の「職員」とは、第五項に規定する職員以外の職員をいう。

3 職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員(以下「管理職員等」という。)と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は、

第五十三條から第五十六條まで
削除

4 この法律にいう「職員団体」ではない。
4 前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める。
5 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
(職員団体の登録)
第五十三條 職員団体は、条例で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会又は公平委員会に登録を申請することができる。
2 前項に規定する職員団体の規約には、少くとも左に掲げる事項を記載するものとする。
一 名称
二 目的及び業務
三 主たる事務所の所在地
四 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定
五 理事その他の役員に関する規定
六 第三項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定
七 経費及び会計に関する規定
八 他の職員団体との連合に関する規定
九 規約の変更に関する規定
十 解散に関する規定
3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投

票による全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手續を定め、且つ、現実に、その手續によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手續を定め、且つ、現実に、その手續により決定されることをもつて足りるものとする。

4 | 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前条第五項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていないことを妨げない。

5 | 人事委員会又は公平委員会は、登録を申請した職員団体が前三項の規定に適合するものであるときは、条例で定めるところにより、規約及び第一項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員で

ない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。

6 | 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録を受けた職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録を受けた職員団体が第九項の規定による届出をしなかつたときは、人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、六十日を超えない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。

7 | 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開により行わなければならない。

8 | 第六項の規定による登録の取消しは、当該処分取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。

9 | 登録を受けた職員団体は、その規約又は第一項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、条例で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。この場合においては、第五項の規定を準用する。

10 | 登録を受けた職員団体は、解散したときは、条例で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。

第五十四条 削除

(交渉)

<p>第五十五条 地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に關し、及びこれに附帯して、社交的又は厚生の活動を含む適法な活動に係る事項に關し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。</p>	<p>2 職員団体と地方公共団体の当局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。</p>	<p>3 地方公共団体の事務の管理及び運営に關する事項は、交渉の対象とすることができない。</p>	<p>4 職員団体が交渉することのできる地方公共団体の当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる地方公共団体の当局とする。</p>	<p>5 交渉は、職員団体と地方公共団体の当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体がその役員の中から指名する者と地方公共団体の当局の指名する者との間において行なわなければならない。交渉に当たつては、職員団体と地方公共団体の当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行なうものとする。</p>	<p>6 前項の場合において、特別の事情があるときは、職員団体は、役員以外の者を指名することができるものとする。ただし、その指名する者は、当該交渉の対象である特定の事項について交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けたことを文書によつて証明できる者でなければならない。</p>	<p>7 交渉は、前二項の規定に適合しないこととなつたとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは地方公共団体の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができる。</p>
--	---	---	---	--	---	--

<p>8 本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができる。</p>	<p>9 職員団体は、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程にてい触しない限りにおいて、当該地方公共団体の当局と書面による協定を結ぶことができる。</p>	<p>10 前項の協定は、当該地方公共団体の当局及び職員団体の双方において、誠意と責任をもつて履行しなければならぬ。</p>	<p>11 職員は、職員団体に属していないという理由で、第一項に規定する事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。</p>	<p>(職員団体のための職員の行為の制限) 第五十五条の二 職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができない。ただし、任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。</p>	<p>2 前項ただし書の許可は、任命権者が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、任命権者は、その許可の有効期間を定めるものとする。</p>	<p>3 第一項ただし書の規定により登録を受けた職員団体の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の規定により労働組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。</p>	<p>4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が</p>
--	---	---	---	--	--	---	-----------------------------------

登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつぱら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

5 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。

6 職員は、条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

(不利益取扱の禁止)

第五十六条 職員は、職員団体の構成員であること、職員団体を結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと又は職員団体のために正当な行為をしたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

(他の法律の適用除外)

第五十八条 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。第十九条から第二十三条まで、第二十四条第二項、第二十六条、第二十七条の二十二から第二十七条の二十六まで、第二十九条及び第三十条の規定を除く。）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）並びにこれらに基づく命令の規定は、職員に関して適用しない。

2 5 (略)

第六十一条 (略)

2 5 (略)

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一〇三 (略)
- 四 何人たるを問わず、第三十七条第二項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、唆し、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者
- 五 (略)

附 則

(削る)

(削る)

- 一〇三 (略)
- 四 何人たるを問わず、第三十七条第一項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者
- 五 (略)

附 則

20

(職員が職員団体の役員として専ら従事することができ
る期間の特例)

第五十五条の二の規定の適用については、職員の労働関係の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もつて公務の能率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で人事委員会規則又は公平委員会規則で定める期間」とする。

(特別職に属する地方公務員に関する特例)

21

第三条第三項各号に掲げる職のほか、地方公共団体が、緊急失業対策法を廃止する法律（平成七年法律第五十四号）の施行の際現に失業者であつて同法の施行の日前二月間に十日以上同法による廃止前の緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）第二条第一項の失業対策事業に使用されたもの及び総務省令で定めるこれに準ずる失業者（以下「旧失業対策事業従事者」という。）に就業の機会を与えることを主たる目的として平成十三年三月三十一日までの間に実施する事業のため、旧失業対策事業従事者のうち、公共職業安定所から失業者として紹介を受けて雇用した者で技術者、技能者、監督者及び行政事務を担当する者以外のものの職は、特別職とする。

○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）【第三条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（団結権の制限及び争議行為等の禁止） 第三十七条 警察職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（団結権の制限及び争議行為等の禁止） 第三十七条 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

改正案	現行
<p>第百三十八条（略） ②③④⑤（略）</p> <p>⑧ 事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに關しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。</p> <p>第百七十二条（略）</p> <p>②・③（略）</p> <p>④ 第一項の職員に関する任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに關しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。</p> <p>第百二十二条の二 人事委員会は、別に法律の定めるところにより、人事行政の公正に關する調査、研究、企画、立案、勧告等を行い、並びに職員の勤務条件に關する措置の要求及び職員に對する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。</p> <p>②③④⑤（略）</p>	<p>第百三十八条（略） ②③④⑤（略）</p> <p>⑧ 事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに關しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。</p> <p>第百七十二条 前十一条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。</p> <p>②・③（略）</p> <p>④ 第一項の職員に関する任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに關しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。</p> <p>第百二十二条の二 人事委員会は、別に法律の定めるところにより、人事行政に關する調査、研究、企画、立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に關する措置の要求及び職員に對する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。</p> <p>②③④⑤（略）</p>

改正案	現行
<p>（消防職員の身分取扱い等）</p> <p>第十六条 消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。</p> <p>2 消防職員（地方公務員法第三条第二項に規定する一般職に属するものに限る。以下この項において同じ。）の勤務条件は、消防職員の職務の特殊性及び他の同法第四条第一項に規定する職員（次条第二項において単に「職員」という。）の勤務条件との均衡を考慮して定めるものとする。</p> <p>3 消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。</p> <p>（消防職員団体）</p> <p>第十七条 この法律において「消防職員団体」とは、消防職員（地方公務員法第三条第二項に規定する一般職に属するもの）に限り、常勤の消防団員を含む。以下この条から第十七条の五まで及び附則第三条において同じ。）がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。</p>	<p>（消防職員の身分取扱い等）</p> <p>第十六条 消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。</p> <p>（新設）</p> <p>2 消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。</p> <p>（消防職員委員会）</p> <p>第十七条 次に掲げる事項に関して消防職員から提出された意見を審議させ、その結果に基づき消防長に対して意見を述べさせ、もつて消防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に消防職員委員会を置く。</p> <p>一 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること。</p> <p>二 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること。</p>

<p>2 消防職員は、消防職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、消防に関する重要な行政上の決定を行う職員、消防に関する重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、消防職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、消防職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、消防職員の給与その他の勤務条件又は消防職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが消防職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他消防職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員（以下「管理職員等」という。）と管理職員等以外の消防職員とは、同一の消防職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の消防職員とが組織する団体は、この法律にいう「消防職員団体」ではない。</p> <p>3 前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める。</p>	<p>2 前項に規定する消防職員団体の規約には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>2 前項に規定する消防職員団体の規約には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>2 前項に規定する消防職員団体の規約には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。</p>
<p>3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること。</p> <p>2 消防職員委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。</p> <p>3 委員長は消防長に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものにある消防職員のうちから消防長が指名する者をもつて充て、委員は消防職員（委員長として指名された消防職員及び消防長を除く。）のうちから消防長が指名する。</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、消防職員委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。</p>	<p>2 前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める。</p> <p>2 前項に規定する消防職員団体の規約には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>2 前項に規定する消防職員団体の規約には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。</p>

一	名称
二	目的及び業務
三	主たる事務所の所在地
四	構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定
五	理事その他の役員に関する規定
六	次項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定
七	経費及び会計に関する規定
八	他の消防職員団体との連合に関する規定
九	規約の変更に関する規定
十	解散に関する規定
3	消防職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員を選挙その他これらに準ずる重要な行為が、全ての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員を選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手續を定め、かつ、現実に、その手續によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。ただし、連合体である消防職員団体にあつては、全ての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、全ての代議員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員を選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手續を定め、かつ、現実に、その手續により決定されることをもつて足りるものとする。
4	前項に定めるもののほか、消防職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該消防職員団体が同一の市町村に属する消防職員

<p>のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、消防職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該消防職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。</p>	<p>5 人事委員会又は公平委員会は、登録を申請した消防職員団体が前三項の規定に適合するものであるときは、条例で定めるところにより、規約及び第一項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該消防職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、消防職員でない者の役員就任を認めている消防職員団体を、そのことを理由として登録の要件に適合しないものと解してはならない。</p>	<p>6 登録を受けた消防職員団体が消防職員団体でなくなつたとき、登録を受けた消防職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録を受けた消防職員団体が第九項の規定による届出をしなかつたときは、人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、六十日を超えない範囲内で当該消防職員団体の登録の効力を停止し、又は当該消防職員団体の登録を取り消すことができる。前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該消防職員団体から請求があつたときは、公開により行わなければならない。</p>	<p>8 第六項の規定による登録の取消しは、当該処分の取</p>
--	---	--	------------------------------------

消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分
分の取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁
判所に係属する間は、その効力を生じない。

9| 登録を受けた消防職員団体は、その規約又は第一項
に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、
条例で定めるところにより、人事委員会又は公平委員
会にその旨を届け出なければならぬ。この場合にお
いては、第五項の規定を準用する。

10| 登録を受けた消防職員団体は、解散したときは、条
例で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会
にその旨を届け出なければならぬ。

(交渉)

第十七条の三 市町村の当局は、登録を受けた消防職員
団体から、消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条
件に関し、及びこれに附帯して、社会的又は厚生の活
動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の
申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべ
き地位に立つものとする。

2| 消防職員団体と市町村の当局との交渉は、団体協約
を締結する権利を含まないものとする。

3| 市町村の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉
の対象とすることができない。

4| 消防職員団体が交渉することのできる市町村の当局
は、交渉事項について適法に管理し、又は決定するこ
とのできる市町村の当局とする。

5| 交渉は、消防職員団体と市町村の当局があらかじめ
取り決めた員数の範囲内で、消防職員団体とその役員
の中から指名する者と市町村の当局の指名する者との
間において行わなければならない。交渉に当たつては

<p>、消防職員団体と市町村の当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行うものとする。</p>	<p>6 前項の場合において、特別の事情があるときは、消防職員団体は、役員以外の者を指名することができるものとする。ただし、その指名する者は、当該交渉の対象である特定の事項について交渉する適法な委任を当該消防職員団体の執行機関から受けたことを文書によつて証明できる者でなければならない。</p>	<p>7 交渉は、前二項の規定に適合しないこととなつたとき、又は他の消防職員の職務の遂行を妨げ、若しくは市町村の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができる。</p>	<p>8 この条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行うことができる。</p>	<p>9 第五項又は第六項の規定により消防職員団体が指名した消防職員は、勤務時間中に適法な交渉に参加することについて、市町村の規則で定めるところにより、任命権者の許可を受けなければならない。この場合において、任命権者は、市町村の行政の運営に支障がないと認めるときは、これを許可するものとする。</p>	<p>10 市町村の当局は、消防職員団体と交渉を行ったときは、その議事の概要を、インターネットの利用その他の適切な方法により、速やかに公表しなければならない。</p>	<p>11 消防職員団体は、法令、条例、市町村の規則及び市町村の機関の定める規程に抵触しない限りにおいて、当該市町村の当局と書面による協定を結ぶことができる。</p>	<p>12 前項の協定は、当該市町村の当局及び消防職員団体</p>
--	---	---	---	--	---	---	-------------------------------------

の双方において、誠意と責任をもつて履行しなければならない。

13| 市町村の当局は、登録を受けた消防職員団体との間で第十一項に規定する協定を締結したときは、当該協定の内容を、インターネットの利用その他の適切な方法により、速やかに公表しなければならない。

14| 消防職員は、消防職員団体に属していないという理由で、第一項に規定する事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

(消防職員団体のための消防職員の行為の制限)

第十七条の四 消防職員は、消防職員団体の業務に専ら従事することができない。ただし、任命権者の許可を受けて、登録を受けた消防職員団体の役員として専ら従事する場合は、この限りでない。

2| 前項ただし書の許可は、任命権者が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、任命権者は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3| 第一項ただし書の規定により登録を受けた消防職員団体の役員として専ら従事する期間は、消防職員としての在職期間を通じて五年（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書（同法附則第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同条第一項ただし書に規定する組合の業務に専ら従事したことがある消防職員又は地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）第七條第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定する認証された労働組合の業務に専ら従事したことが

ある消防職員については、五年からこれらの専ら従事した期間を控除した期間)を超えることができない。

4 | 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた消防職員が登録を受けた消防職員団体の役員として当該消防職員団体の業務に専ら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

5 | 第一項ただし書の許可を受けた消防職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、非常勤の職であつて条例で定めるものの職務に従事する場合を除いて、職務に従事せず、何らの給与を受けてはならず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。

6 | 消防職員は、給与を受けながら、消防職員団体のためその業務を行い、又は活動してはならない。ただし、登録された消防職員団体の業務に専ら従事する場合以外の場合であつて条例で定める場合には、この限りでない。

(不利益取扱いの禁止)

第十七条の五 消防職員は、消防職員団体の構成員であること、消防職員団体を結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと又は消防職員団体のために正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

(消防団員の身分取扱い等)

第二十三条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員に

(消防団員の身分取扱い等)

第二十三条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員に

については条例で定める。

2| 第十六条第二項の規定は、常勤の消防団員の勤務条
件について準用する。

3| 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する
事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で
定める。

附 則

第三条 第十七条の四の規定の適用については、消防職
員の労働関係の実態に鑑み、労働関係の適正化を促進
し、もつて公務の能率的な運営に資するため、当分の
間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下の
範囲内で人事委員会規則又は公平委員会規則で定める
期間」とする。

については条例で定める。
(新設)

2| 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する
事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で
定める。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 任免、人事評価、給与、分限及び懲戒</p> <p>第一節 第三節 (略)</p> <p>第三章 第五章</p> <p>第六章 労働組合 (第二十九条)</p> <p>第七章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(この法律の趣旨)</p> <p>第一条 この法律は、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基づき、教育公務員の任免、人事評価、給与、分限、懲戒、服務及び研修等について規定する。</p> <p>第二章 任免、人事評価、給与、分限及び懲戒</p> <p>第一節 大学の学長、教員及び部局長</p> <p>(採用及び昇任の方法)</p> <p>第三条 学長及び部局長の採用（現に当該学長の職以外の職に任命されている者を当該学長の職に任命する場合及び現に当該部局長の職以外の職に任命されている者を当該部局長の職に任命する場合を含む。次項から第四項までにおいて同じ。）並びに教員の採用（現に当該教員の職が置かれる部局に置かれる教員の職以外</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 任免、給与、分限及び懲戒</p> <p>第一節 第三節 (略)</p> <p>第三章 第五章</p> <p>第六章 職員団体 (第二十九条)</p> <p>第七章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(この法律の趣旨)</p> <p>第一条 この法律は、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基づき、教育公務員の任免、給与、分限、懲戒、服務及び研修等について規定する。</p> <p>第二章 任免、給与、分限及び懲戒</p> <p>第一節 大学の学長、教員及び部局長</p> <p>(採用及び昇任の方法)</p> <p>第三条 学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとする。</p>

の職に任命されている者を当該部局に置かれる教員の職に任命する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。）及び昇任（採用に該当するものを除く。同項において同じ。）は、選考によるものとする。

2
2 5 6 (略)

(転任)
第四条 学長、教員及び部局長は、学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長の審査の結果によるのでなければ、その意に反して転任（現に学長の職に任命されている者を当該学長の職以外の職に任命する場合、現に教員の職に任命されている者を当該教員の職が置かれる部局に置かれる教員の職以外の職に任命する場合及び現に部局長の職に任命されている者を当該部局長の職以外の職に任命する場合をいう。）をされることはない。

2
2 5 (略)

(降任及び免職)
第五条 学長、教員及び部局長は、学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長の審査の結果によるのでなければ、その意に反して免職されることはない。教員の降任（前条第一項の転任に該当するものを除く。）についても、また同様とする。

2
2 (略)

(人事評価)

第五条の二 学長、教員及び部局長の人事評価及びその結果に応じた措置は、学長にあつては評議会が、教員及び学部長にあつては教授会の議に基づき学長が、学

2
2 5 6 (略)

(転任)
第四条 学長、教員及び部局長は、学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長の審査の結果によるのでなければ、その意に反して転任されることはない。

2
2 5 (略)

(降任及び免職)
第五条 学長、教員及び部局長は、学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長の審査の結果によるのでなければ、その意に反して免職されることはない。教員の降任についても、また同様とする。

2
2 (略)

(新設)

部長以外の部局長にあつては学長が行う。

2 前項の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、評議会の議に基づき学長が定める。

(任命権者)

第十條 (略)

2 大学の学長、教員及び部局長に係る標準職務遂行能力は、評議会の議に基づく学長の申出に基づいて、任命権者が定める。

(採用及び昇任の方法)

第十一條 公立学校の校長の採用（現に校長の職以外の職に任命されている者を校長の職に任命する場合を含む。）並びに教員の採用（現に教員の職以外の職に任命されている者を教員の職に任命する場合を含む。以下この条において同じ。）及び昇任（採用に該当するものを除く。）は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあつては当該大学の学長が、大学附置の学校以外の公立学校にあつてはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長が行う。

(条件付任用)

第十二條 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る地方公務員法第二十二條第一項に規定する採用については、同項中「六月（当該職員の採用の日から六月を経過する日までの間において勤務した日数が九十日に満たない場合にあつては、六月を超え

(任命権者)

第十條 (略)

(新設)

(採用及び昇任の方法)

第十一條 公立学校の校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあつては当該大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校にあつてはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長が行う。

(条件付任用)

第十二條 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る地方公務員法第二十二條第一項に規定する採用については、同項中「六月」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。

一年を超えない範囲内で任命権者等が定める期間」とあるのは、「一年」として、同項の規定を適用する。

2 (略)

(採用及び昇任の方法)

第十五条 専門的教育職員の採用（現に指導主事の職以外の職に任命されている者を指導主事の職に任命する場合及び現に社会教育主事の職以外の職に任命されている者を社会教育主事の職に任命する場合を含む。以下この条において同じ。）及び昇任（採用に該当するものを除く。）は、選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会の教育長が行う。

(教育長の給与等)

第十六条 教育長については、地方公務員法第二十二条、第二十四条及び第二十五条の規定は、適用しない。

2 (略)

第三章 服務

(兼職及び他の事業等の従事)

第十七条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することとが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員（第二十九条において単に「県費負担教職員」という。）については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。第二十三条第

2 (略)

(採用及び昇任の方法)

第十五条 専門的教育職員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会の教育長が行う。

(教育長の給与等)

第十六条 教育長については、地方公務員法第二十二条から第二十五条まで（条件付任用及び臨時的任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件）の規定は、適用しない。

2 (略)

第三章 服務

(兼職及び他の事業等の従事)

第十七条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することとが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。第二十三条第二項及び第二十四条第二項において同じ。）において認め

二項及び第二十四条第二項において同じ。）において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 (略)

(大学の学長、教員及び部局長の服務)

第十九条 大学の学長、教員及び部局長の服務について、地方公務員法第三十条の根本基準の実施に關し必要な事項は、前条第一項並びに同法第三十一条から第三十五条まで、第三十七条第二項及び第三項並びに第三十八条に定めるものを除いては、評議会の議に基づき学長が定める。

第二十条 削除

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第四条第一項において同じ。）の日から一年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に關する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

る場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 (略)

(大学の学長、教員及び部局長の服務)

第十九条 大学の学長、教員及び部局長の服務について、地方公務員法第三十条の根本基準の実施に關し必要な事項は、前条第一項並びに同法第三十一条から第三十五条まで、第三十七条及び第三十八条に定めるものを除いては、評議会の議に基づき学長が定める。

(勤務成績の評定)

第二十条 大学の学長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に應じた措置は、学長にあつては評議会、教員及び学部長にあつては教授会の議に基づき

学長、学部長以外の部局長にあつては学長が行う。

2 前項の勤務成績の評定は、評議会の議に基づき学長が定める基準により、行わなければならない。

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、その採用の日から一年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に關する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2・3 (略)

第六章 労働組合

第二十九条 地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）第五条の規定の適用（同条の規定による労働組合の認証のうち都道府県に係るものに係る適用に限る。）については、当該都道府県が設置する学校の職員又は当該都道府県内の県費負担教職員が全ての組合員の過半数を占める同法第二条第二号に規定する労働組合（当該都道府県が設置する学校の職員が全ての組合員の過半数を占めるものを除く。）は、当該都道府県に属する職員が全ての組合員の過半数を占める同号に規定する労働組合とみなす。（削除）

第三十五条 研究施設の長及び研究施設研究教育職員に ついては、第三条第一項、第二項及び第五項、第五條の二、第六條、第七條、第二十一條並びに第二十二條の規定を準用する。この場合において、第三条第二項中「評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会。以下同じ。）の議に基づき学長」とあり、同条第

2・3 (略)

第六章 職員団体

（公立学校の職員の職員団体）

第二十九条 地方公務員法第五十三条及び第五十四条並びに地方公務員法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第七十一号）附則第二条の規定の適用については、一の都道府県内の公立学校の職員のみをもつて組織する地方公務員法第五十二条第一項に規定する職員団体（当該都道府県内の一の地方公共団体の公立学校の職員のみをもつて組織するものを除く。）は、当該都道府県の職員をもつて組織する同項に規定する職員団体とみなす。

2

前項の場合において、同項の職員団体は、当該都道府県内の公立学校の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

第三十五条 研究施設の長及び研究施設研究教育職員に ついては、第三条第一項、第二項及び第五項、第六條、第七條、第二十条、第二十一條並びに第二十二條の規定を準用する。この場合において、第三条第二項中「評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会。以下同じ。）の議に基づき学長」とあり、同条第五

五項、第五条の二第二項及び第六条中「評議会の議に基づき学長」とあり、並びに第五条の二第一項中「評議会」とあり、及び「教授会の議に基づき学長」とあるのは「任命権者」と、第三条第二項中「評議会が」とあり、同条第五項中「教授会の議に基づき学長が」とあり、及び第七条中「評議会の議に基づき学長が」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者が」と読み替えるものとする。

附 則

(幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例)

2
・
3
(略)

第四条 幼稚園及び特別支援学校の幼稚部(以下この条において「幼稚園等」という。)の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))以外の市町村の設置する幼稚園等の教諭等については、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会)は、採用の日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等(政令で指定する者を除く。)に対して、幼稚園等の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

項、第六条及び第二十条第二項中「評議会の議に基づき学長」とあり、並びに同条第一項中「評議会」とあり、及び「教授会の議に基づき学長」とあるのは「任命権者」と、第三条第二項中「評議会が」とあり、同条第五項中「教授会の議に基づき学長が」とあり、及び第七条中「評議会の議に基づき学長が」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者が」と読み替えるものとする。

附 則

(幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例)

2
・
3
(略)

第四条 幼稚園及び特別支援学校の幼稚部(以下この条において「幼稚園等」という。)の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))以外の市町村の設置する幼稚園等の教諭等については、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会)は、採用した日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等(政令で指定する者を除く。)に対して、幼稚園等の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

改正案	現行
<p>（委員の任命等） 第十九条の三（略）</p> <p>2 使用者委員は使用者団体の推薦（使用者委員のうち七人については、各省各庁の長（内閣総理大臣、各省大臣及び会計検査院長並びに宮内庁長官及び各外局長をいう。）、最高裁判所、行政執行人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第三項に規定する行政執行人をいう。以下この項、次条第二項第四号及び第十九条の十第一項において同じ。）、地方公共団体の長等（地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）第四条第三項に規定する地方公共団体の長等をいう。第十九条の十二第三項において同じ。）、地方公営企業（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号に規定する地方公営企業をいう。以下この項、第十九条の十第一項及び第十九条の十二第三項において同じ。）又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この項、第十九条の十第一項及び第十九条の十二第三項において同じ。）の推薦）に基づいて、労働者委員は労働組合、国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第五条第七項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。以下この項にお</p>	<p>（委員の任命等） 第十九条の三（略）</p> <p>2 使用者委員は使用者団体の推薦（使用者委員のうち七人については、各省各庁の長（内閣総理大臣、各省大臣及び会計検査院長並びに宮内庁長官及び各外局長をいう。）、最高裁判所又は行政執行人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第三項に規定する行政執行人をいう。以下この項、次条第二項第四号及び第十九条の十第一項において同じ。）の推薦）に基づいて、労働者委員は労働組合又は国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第五条第七項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する認証された労働組合の推薦（労働者委員のうち七人については、同条第七項に規定する認証された労働組合又は行政執行人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号に規定する職員（以下この章において「行政執行人職員」という。）が結成し、若しくは加入する労働組合の推薦）に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。</p>

いて同じ。)に規定する認証された労働組合又は地方公務員の労働関係に関する法律第五条第七項に規定する認証された労働組合の推薦(労働者委員のうち七人については、国家公務員の労働関係に関する法律第五条第七項に規定する認証された労働組合、行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号に規定する職員(以下この章において「行政執行法人職員」という。))が結成し、若しくは加入する労働組合、地方公務員の労働関係に関する法律第五条第七項に規定する認証された労働組合又は地方公営企業の地方公営企業等の労働関係に関する法律第三条第四号に規定する職員(第十九条の十第一項において「地方公営企業職員」という。))若しくは特定地方独立行政法人の同号に規定する職員(第十九条の十第一項において「特定地方独立行政法人職員」という。))が結成し、若しくは加入する労働組合の推薦)に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3
3
6
(略)

(地方調整委員)

第十九条の十 中央労働委員会に、国家公務員の労働関係に関する法律第三十一条(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。))に規定する関係当事者の間に発生した紛争であつて国家公務員の労働関係に関する法律第十三条(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。))の規定に基づいて団体協約を締結することができる事項に係るもの、行政執行法人

3
3
6
(略)

(地方調整委員)

第十九条の十 中央労働委員会に、国家公務員の労働関係に関する法律第三十一条(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。))に規定する関係当事者の間に発生した紛争であつて国家公務員の労働関係に関する法律第十三条(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。))の規定に基づいて団体協約を締結することができる事項に係るもの、行政執行法人

とその行政執行法人職員との間に発生した紛争、地方公務員の労働関係に関する法律第三十三条に規定する関係当事者の間に発生した紛争であつて同法第十二条第一項の規定に基づいて団体協約を締結することができる事項に係るもの、地方公営企業とその地方公営企業職員との間に発生した紛争、特定地方独立行政法人とその特定地方独立行政法人職員との間に発生した紛争その他の事件で地方において中央労働委員会が処理すべきものとして政令で定めるものに係るあつせん若しくは調停又は第二十四条の二第五項、国家公務員の労働関係に関する法律第二十一条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員の労働関係に関する法律第二十条の規定による手続に参加させるため、使用者、労働者及び公益をそれぞれ代表する地方調整委員を置く。

2・3 (略)

2 (都道府県労働委員会)

第十九条の十二 (略)

2 都道府県労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十五人、各十三人、各十一人、各九人、各七人又は各五人のうち政令で定める数のものをもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、当該政令で定める数に使用者委員、労働者委員及び公益委員各二人以上の偶数の人数を加えた数のものをもつて組織することができる。

3

使用者委員は使用者団体、地方公共団体の長等、地方公営企業又は特定地方独立行政法人の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合又は地方公務員の労働関係

とその行政執行法人職員との間に発生した紛争その他の事件で地方において中央労働委員会が処理すべきものとして政令で定めるものに係るあつせん若しくは調停又は第二十四条の二第五項若しくは国家公務員の労働関係に関する法律第二十一条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定による手続に参加させるため、使用者、労働者及び公益をそれぞれ代表する地方調整委員を置く。

2・3 (略)

2 (都道府県労働委員会)

第十九条の十二 (略)

2 都道府県労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十三人、各十一人、各九人、各七人又は各五人のうち政令で定める数のものをもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、当該政令で定める数に使用者委員、労働者委員及び公益委員各二人を加えた数のものをもつて組織することができる。

3

使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、都道府県知事が任

に関する法律第五条第七項に規定する認証された労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得た者のうちから都道府県の議会の同意を得て、都道府県知事が任命する。

4 公益委員の任命については、都道府県労働委員会における公益委員の定数から一を減じた数の二分の一以上の公益委員が同一の政党に属することとなつてはならない。

5 都道府県知事は、公益委員のうちその定数から三を減じた数の二分の一の者が既に属している政党に新たに属するに至つた公益委員を直ちに罷免するものとする。

6 都道府県知事は、公益委員のうちその定数から一を減じた数の二分の一以上の者が同一の政党に属することとなつた場合（前項の規定に該当する場合を除く。）には、同一の政党に属する者が公益委員の定数から三を減じた数の二分の一になるように、都道府県の議会の同意を得て、公益委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかつた委員を罷免することはできないものとする。

7 第十九条の二第四項、第十九条の三第三項、第四項及び第六項、第十九条の四第一項、第十九条の五、第十九条の七第一項前段、第二項及び第三項、第十九条

命する。

4 公益委員の任命については、都道府県労働委員会における別表の上欄に掲げる公益委員の数（第二項ただし書の規定により公益委員の数を同項の政令で定める数に二人を加えた数とする都道府県労働委員会にあつては当該二人を加えた数）に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数以上の公益委員が同一の政党に属することとなつてはならない。

5 公益委員は、自己の行為によつて前項の規定に抵触するに至つたときは、当然退職するものとする。

（新設）

6 第十九条の二第四項、第十九条の三第六項、第十九条の四第一項、第十九条の五、第十九条の七第一項前段、第二項及び第三項、第十九条の八、第十九条の九

の八、第十九条の九並びに前条第一項の規定は、都道府県労働委員会について準用する。この場合において、第十九条の三第三項中「国会」とあるのは「都道府県の議会」と、「衆議院の解散」とあるのは「解散」と、「両議院の」とあるのは「その」と、「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「前項」とあるのは「第十九条の十二第三項」と、「厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている」とあるのは「使用者委員及び労働者委員の同意を得た」と、同条第四項中「国会で両議院の」とあるのは「議会でその」と、「両議院」とあるのは「議会」と、「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第六項ただし書中「三人以内は」とあるのは「二人以内は、条例で定めるところにより」と、第十九条の七第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「両議院」とあるのは「都道府県の議会」と、同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、前条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(抗告訴訟の取扱い等)

第二十七条の二十三 都道府県労働委員会は、その処分（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分をいい、第二十四条の二第四項の規定により公益委員がした処分及び地方公務員の労働関係に関する法律第六条第二項又は第十九条第三項の規定により公益委員がした処分を含む。次項において同じ。）に係る行政事件訴訟法第十一条第一項（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に

並びに前条第一項の規定は、都道府県労働委員会について準用する。この場合において、第十九条の三第六項ただし書中「三人以内は」とあるのは「二人以内は、条例で定めるところにより」と、第十九条の七第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院」とあるのは「都道府県労働委員会」と、同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「使用者委員又は労働者委員」とあるのは「都道府県労働委員会の委員」と、前条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(抗告訴訟の取扱い等)

第二十七条の二十三 都道府県労働委員会は、その処分（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分をいい、第二十四条の二第四項の規定により公益委員がした処分及び同条第五項の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。次項において同じ。）に係る行政事件訴訟法第十一条第一項（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による都道府県を被告とする訴訟につい

よる都道府県を被告とする訴訟について、当該都道府
県を代表する。
2 (略)

(削除)

て、当該都道府県を代表する。
2 (略)

別表(第十九条の十二関係)

五人	七人	九人	十一人	十三人	十五人
二人	三人	四人	五人	六人	七人

○ 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）【第八条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法律との関係） 第四条 職員に関する労働関係については、この法律の定めるところにより、この法律に定めのないものについては、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第五条第二項第八号、第七条第一号ただし書、第八条及び第十八条の規定を除く。）及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（第八条の三から第十二条まで、第十五条、第十八条、第二十一条、第二十六条第四項、第三十条、第三十一条の二、第三十一条の五及び第三十五条の二から第四十二条までの規定を除く。）の定めるところによる。</p> <p>（組合のための職員の行為の制限） 第六条（略）</p> <p>2（略） 3 第一項ただし書の規定により組合の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）第七条第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定する認証された労働組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（他の法律との関係） 第四条 職員に関する労働関係については、この法律の定めるところにより、この法律に定めのないものについては、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第五条第二項第八号、第七条第一号ただし書、第八条及び第十八条の規定を除く。）及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（第九条、第十八条、第二十六条第四項、第三十条及び第三十五条の二から第四十二条までの規定を除く。）の定めるところによる。</p> <p>（組合のための職員の行為の制限） 第六条（略）</p> <p>2（略） 3 第一項ただし書の規定により組合の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務にもつばら従事したことがある職員については、五年からそのもつばら従事した期間を控除した期間）をこえることができない。</p> <p>4・5（略）</p>

(中央労働委員会における事務の処理)

第十三条の二 中央労働委員会が次条第一項、第十四条第三号及び第四号並びに第十五条第三号の労働委員会の決議、次条第二項の労働委員会の同意その他政令で定める労働委員会の事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、国家公務員の労働関係に関する法律(平成二十四年法律第 号)第六条第一項に規定する国家公務員担当公益委員(第十四条の二及び第十五条の二において「国家公務員担当公益委員」という。)、同法第二十条第三項に規定する国家公務員担当使用者委員(第十四条の二及び第十五条の三において「国家公務員担当使用者委員」という。)、及び同項に規定する国家公務員担当労働者委員(第十四条の二及び第十五条の三において「国家公務員担当労働者委員」という。)のみが参与する。この場合において、中央労働委員会の事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

(新設)

(あつせんの実施等)

第十三条の三 労働委員会は、地方公営企業等とその職員との間に発生した紛争について、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は労働委員会の決議により、あつせんを行うことができる。

(新設)

2 前項のあつせんは、労働委員会の会長が地方公務員の労働関係に関する法律第三十六条第一項に規定する名簿に記載されている者のうちから指名するあつせん員又は労働委員会の同意を得て労働委員会の会長が委嘱するあつせん員によつて行う。

3 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定

めるものについては、中央労働委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、あつせん員を指名する。ただし、中央労働委員会の会長が当該地方調整委員のうちからあつせん員を指名することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

(調停委員の指名)

第十四条の二 公益を代表する調停委員は労働委員会の公益を代表する委員（中央労働委員会にあつては、国家公務員担当公益委員）又は特別調整委員のうちから、地方公営企業等を代表する調停委員は労働委員会の使用者を代表する委員（中央労働委員会にあつては、国家公務員担当使用者委員）又は特別調整委員のうちから、職員を代表する調停委員は労働委員会の労働者を代表する委員（中央労働委員会にあつては、国家公務員担当労働者委員）又は特別調整委員のうちから、労働委員会の会長が指名する。

2 | 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、中央労働委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、調停委員を指名する。ただし、中央労働委員会の会長が当該地方調整委員のうちから調停委員を指名することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

(仲裁委員の指名)

第十五条の二 仲裁委員は、労働委員会の公益を代表する委員（中央労働委員会にあつては、国家公務員担当

(新設)

(新設)

公益委員)又は特別調整委員のうちから、労働委員会の会長が指名する。

(労使委員等の意見陳述)

第十五条の三 関係当事者のそれぞれが指名した労働委員会の使用者を代表する委員(中央労働委員会にあつては、国家公務員担当使用者委員)又は特別調整委員及び労働委員会の労働者を代表する委員(中央労働委員会にあつては、国家公務員担当労働者委員)又は特別調整委員は、仲裁委員会の同意を得て、その会議に出席し、意見を述べることができる。

(地方公営企業法の準用)

第十七条 地方公営企業法第三十八条及び第三十九条第一項の規定は、地方公営企業(同法第四章の規定が適用されるものを除く。)に勤務する職員について準用する。

2 (略)

附 則

5 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)

第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて、第三条第四号の職員以外のものに係る労働関係その他身分取扱いについては、その労働関係その他身分取扱いに關し特別の法律が制定施行されるまでの間は、この法律(第十七条を除く。)並びに地方公営企業法第三十八条及び第三十九条の規定を準用する。この場合において、同条第四項中「地方公営企業の管理者」とあるのは、「任命権者

(新設)

(地方公営企業法の準用)

第十七条 地方公営企業法第三十七条、第三十八条及び第三十九条第一項の規定は、地方公営企業(同法第四章の規定が適用されるものを除く。)に勤務する職員について準用する。

2 (略)

附 則

5 地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて、第三条第四号の職員以外のものに係る労働関係その他身分取扱いについては、その労働関係その他身分取扱いに關し特別の法律が制定施行されるまでの間は、この法律(第十七条を除く。)及び地方公営企業法第三十七条

(第三十七条を除く。)から第三十九条までの規定を準用する。この場合において、同法第三十九条第一項中「第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで」とあるのは、「第四十九

(委任を受けて任命権を行う者を除く。) 」 と読み替えるものとする。

6

前項の場合において、労働組合法第十九条の三第二項の規定の適用については、同項中「若しくは特定地方独立行政法人」とあるのは、「特定地方独立行政法人」と、「特定地方独立行政法人」とあるのは「特定地方独立行政法人職員」という。) 「若しくは同法附則第五項に規定する単純な労務に雇用される職員」とする。

条まで」と、同条第三項中「地方公営企業の管理者」とあるのは「任命権者(委任を受けて任命権を行う者を除く。) 」 と読み替えるものとする。
(新設)

○ 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）【第九条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（組合のための職員の行為の制限） 第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項ただし書の規定により組合の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十七条の四第一項ただし書（同法第二十八条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第十七条の四第一項ただし書に規定する登録を受けた消防職員団体の業務に専ら従事したことがある職員又は地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）第七条第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定する認証された労働組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からこれらの専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。</p>	<p>（組合のための職員の行為の制限） 第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項ただし書の規定により組合の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）第七条第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定する認証された労働組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。</p>

○ 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）【第十条関係】（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 公務員労働組合等に対する法人格の付与</p> <p>第一節 第三節 (略)</p> <p>第三章 雑則</p> <p>第一節 登記（第四十五条―第五十八条）</p> <p>第二節 登記法人である公務員労働組合等から申出法人である公務員労働組合への移行（第五十九条）</p> <p>第四章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第一章 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、公務員労働組合等が財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務を運営することに資するため、公務員労働組合等に法律上の能力を与えることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「公務員労働組合等」とは、公務員労働組合（国家公務員労働組合及び地方公務員</p>	<p>職員団体等に対する法人格の付与に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 職員団体等に対する法人格の付与</p> <p>第一節 第三節 (略)</p> <p>第三章 雑則</p> <p>第一節 登記（第四十五条―第五十八条）</p> <p>第二節 法人である認証職員団体等から法人である登録職員団体等への移行（第五十九条）</p> <p>第四章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、職員団体等が財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務を運営することに資するため、職員団体等に法律上の能力を与えることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「職員団体等」とは、国家公務員労働組合、地方公務員職員団体及び混合連合団体</p>

労働組合をいう。以下同じ。）及び混合連合団体をいう。

2 (略)

3 この法律において「地方公務員労働組合」とは、地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）第二条第二号に規定する労働組合をいう。

4 この法律において「混合連合団体」とは、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする団体で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 国家公務員労働組合又は地方公務員労働組合の連合団体（国家公務員労働組合又は地方公務員労働組合であるものを除く。）

二 国家公務員労働組合又は地方公務員労働組合及び国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）による国会職員の組合又は労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）による労働組合の連合団体で、当該連合団体の構成員の総員中国家公務員の労働関係に関する法律第二条第一号の職員（以下「非現業の一般職の国家公務員」という。）の数、裁判所職員（裁判官及び裁判官の秘書官を除く。以下同じ。）の数及び地方公務員の労働関係に関する法律第二条第一号の職員（以下「非現業の一般職の地方公務員」という。）の数の合計数が過半数を占めているもの

5 この法律において「法人である公務員労働組合等」とは、次条第一項の規定による申出により法人となつた公務員労働組合（以下「申出法人である公務員労働組合」という。）及び同条第二項の規定により設立の登記をすることによつて法人となつた公務員労働組合等（以下「登記法人である公務員労働組合等」という

をいう。

2 (略)

3 この法律において「地方公務員職員団体」とは、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十二条第一項に規定する職員団体をいう。

4 この法律において「混合連合団体」とは、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする団体で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体の連合団体（国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体であるものを除く。）

二 国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体及び国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）による国会職員の組合又は労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）による労働組合の連合団体で、当該連合団体の構成員の総員中国家公務員の労働関係に関する法律第二条第一号の職員（以下「非現業の一般職の国家公務員」という。）の数、裁判所職員（裁判官及び裁判官の秘書官を除く。以下同じ。）の数及び地方公務員法第五十二条第一項の職員（以下「非現業の一般職の地方公務員」という。）の数の合計数が過半数を占めているもの

5 この法律において「法人である職員団体等」とは、次条第一項の規定による申出により法人となつた国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体（以下「法人である登録職員団体等」と総称する。）及び同条第二項の規定により設立の登記をすることによつて法人となつた職員団体等（以下「法人である認証職員団体等

。をいう。

第二章 公務員労働組合等に対する法人格の付与

第一節 (略)

(法人格の取得)

第三条 次の各号に掲げる公務員労働組合は、法人となる旨を当該各号に定める機関に申し出ることにより法人となることができる。

- 一 国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定により認証された国家公務員労働組合 中央労働委員会
- 二 地方公務員の労働関係に関する法律第五条の規定により認証された地方公務員労働組合 当該認証をした都道府県労働委員会

2 公務員労働組合等（前項各号に掲げる公務員労働組合を除く。次条から第十条の二までにおいて同じ。）で、規約について認証機関の認証を受けたものは、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて法人となる。

(認証の申請)

第四条 規約について認証を受けようとする公務員労働組合等は、中央労働委員会規則で定めるところにより、申請書及び規約を認証機関に提出しなければならない。

「と。をいう。」

第二章 職員団体等に対する法人格の付与

第一節 法人格の取得等

(法人格の取得)

第三条 次の各号に掲げる国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体は、法人となる旨を当該各号に定める機関に申し出ることにより法人となることができる。

- 一 国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定により認証された労働組合 中央労働委員会
- 二 地方公務員法第五十三条の規定により登録された職員団体 当該登録を受けた地方公共団体の人事委員会又は公平委員会

2 職員団体等（前項各号に掲げる国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体を除く。次条から第十条までにおいて同じ。）で、規約について認証機関の認証を受けたものは、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて法人となる。

(認証の申請)

第四条 規約について認証を受けようとする職員団体等は、命令（第九条第一項第一号又は第四号の職員団体等に係る事項については、中央労働委員会規則とする。以下同じ。）で定めるところにより、申請書及び規約を認証機関に提出しなければならない。

(認証)

第五条 認証機関は、前条の規定による申請があつた場合において、当該規約が次の各号に掲げる要件に該当するときは、次条の規定により認証を拒否する場合を除き、命令で定めるところにより、当該規約を認証し、当該公務員労働組合等にその旨を通知しなければならない。

一 (略)

二 規約の変更、役員選挙及び解散が、全ての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手続が定められていること。ただし、連合団体でない公務員労働組合等で全国的規模をもつもの又は連合団体である公務員労働組合等にあつては、全ての構成員が平等に参加する機会を有する地域若しくは職域ごと又は構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手続が定められていることをもつて足りる。

三 (略)

(認証の拒否)

第六条 認証機関は、規約に法令の規定に違反する事項が記載されているとき、又は当該公務員労働組合等が、第八条の規定により認証を取り消され、その取消しの効力が生じた日から三年を経過しないものであると

(認証)

第五条 認証機関は、前条の規定による申請があつた場合において、当該規約が次の各号に掲げる要件に該当するときは、次条の規定により認証を拒否する場合を除き、命令で定めるところにより、当該規約を認証し、当該職員団体等にその旨を通知しなければならない。

一 (略)

二 規約の変更、役員選挙及び解散が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手続が定められていること。ただし、連合団体でない職員団体等で全国的規模をもつもの又は連合団体である職員団体等にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する地域若しくは職域ごと又は構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手続が定められていることをもつて足りる。

三 (略)

(認証の拒否)

第六条 認証機関は、規約に法令の規定に違反する事項が記載されているとき、又は当該職員団体等が、第八条の規定により認証を取り消され、その取消しの効力が生じた日から三年を経過しないものであるときは、

きは、認証を拒否しなければならない。

(規約の変更の届出)

第七条 公務員労働組合等は、第五条の規定により認証を受けた規約の記載事項に変更があつたときは、命令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を認証機関に届け出なければならない。

(認証の取消し)

第八条 認証機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、命令で定めるところにより、第五条の規定による認証を取り消すことができる。

一 国家公務員労働組合又は地方公務員労働組合が非現業の一般職の国家公務員、裁判所職員又は非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又はその連合体でなくなつたとき（混合連合団体となつた場合を除く。）。

二・三 (略)

四 その他当該公務員労働組合等が公務員労働組合等でなくなつたとき。

五 (略)

六 当該公務員労働組合等について規約の規定中第五条第二号又は第三号に規定する手続等に係る部分に適合しない事実があつたとき。

2 前項の規定による認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該公務員労働組合等から請求があつたときは、公開により行わなければならない。

3 (略)

(認証機関)

認証を拒否しなければならない。

(規約の変更の届出)

第七条 職員団体等は、第五条の規定により認証を受けた規約の記載事項に変更があつたときは、命令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を認証機関に届け出なければならない。

(認証の取消し)

第八条 認証機関は、次の各号の一に該当する場合においては、命令で定めるところにより、第五条の規定による認証を取り消すことができる。

一 国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体が非現業の一般職の国家公務員、裁判所職員又は非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又はその連合体でなくなつたとき（混合連合団体となつた場合を除く。）。

二・三 (略)

四 その他当該職員団体等が職員団体等でなくなつたとき。

五 (略)

六 当該職員団体等について規約の規定中第五条第二号又は第三号に規定する手続等に係る部分に適合しない事実があつたとき。

2 前項の規定による認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該職員団体等から請求があつたときは、公開により行わなければならない。

3 (略)

(認証機関)

<p>第十條 認証機関は、公務員労働組合等に対し、当該公</p>	<p>第九條 この法律における認証機関は、次の各号に掲げる公務員労働組合等の区分に応じ、当該各号に掲げる機関とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一の都道府県内の地方公共団体に属する非現業の一般職の地方公務員が組織する地方公務員労働組合 当該都道府県労働委員会</p> <p>三 前号の地方公務員労働組合以外の地方公務員労働組合 政令で定める都道府県労働委員会</p> <p>四 (略)</p> <p>五 前号の混合連合団体以外の混合連合団体 政令で定める都道府県労働委員会</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県労働委員会は、公益を代表する委員の全員をもつて構成する合議体とし、第一項の認証機関としての事務の処理を行わせ、当該合議体のした処分をもつて都道府県労働委員会の処分とする。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分をすることが適当であると認められる場合を除き、条例で定めるところにより、会長が指名する公益を代表する委員五人又は七人をもつて構成する合議体に、当該事務の処理を行わせることができる。</p> <p>4 中央労働委員会及び都道府県労働委員会は、前二項の規定による事務の処理について、第五條、第六條又は前條の規定による処分を除き、一人又は数人の公益を代表する委員にその手続の一部を行わせることができる。</p> <p>(報告、協力等)</p>
<p>第十條 認証機関は、職員団体等に対し、当該職員団</p>	<p>第九條 この法律における認証機関は、次の各号に掲げる職員団体等の区分に応じ、当該各号に掲げる機関とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一の地方公共団体に属する非現業の一般職の地方公務員が組織する地方公務員職員団体 当該地方公共団体の人事委員会又は公平委員会</p> <p>三 前号の地方公務員職員団体以外の地方公務員職員団体 政令で定める人事委員会又は公平委員会</p> <p>四 (略)</p> <p>五 前号の混合連合団体以外の混合連合団体 政令で定める人事委員会又は公平委員会</p> <p>2 (新設)</p> <p>3 中央労働委員会は、前項の規定による事務の処理について、第五條、第六條又は前條の規定による処分を除き、一人又は数人の公益を代表する委員にその手続の一部を行わせることができる。</p> <p>(報告、協力等)</p>

務員労働組合等に係るこの法律の規定に基づく事務に
関し必要な限度において、報告又は資料の提出を求め
ることができる。

2
(略)

(中央労働委員会による再審査)

第十条の二 中央労働委員会は、第五条、第六条又は第
八条の規定による都道府県労働委員会の処分を取り消
し、承認し、若しくは変更する完全な権限をもつて再
審査し、又はその処分に対する再審査の申立てを却下
することができる。この再審査は、都道府県労働委員
会の処分の当事者である公務員労働組合等の申立てに
基づいて、又は職権で、行うものとする。

2 前条の規定は、前項の規定により再審査を行う中央
労働委員会について準用する。

(財産目録及び構成員名簿)

第十一条 法人である公務員労働組合等は、設立の時及
び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常
にこれをその主たる事務所に備え置かなければなら
ない。ただし、特に事業年度を設けるものは、設立の時
及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなけれ
ばならない。

2 法人である公務員労働組合等は、構成員名簿を備え
置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えな
ければならない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用
)

第十二条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

等に係るこの法律の規定に基づく事務に関し必要な限
度において、報告又は資料の提出を求めることができ
る。

2
(略)

(新設)

(財産目録及び構成員名簿)

第十一条 法人である職員団体等は、設立の時及び毎年
一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれ
をその主たる事務所に備え置かなければならない。た
だし、特に事業年度を設けるものは、設立の時及び毎
事業年度の終了の時に財産目録を作成しなけれ
ばならない。

2 法人である職員団体等は、構成員名簿を備え置き、
構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければ
ならない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用
)

第十二条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(平成十八年法律第四十八号) 第四条及び第七十八条の規定は、法人である公務員労働組合等について準用する。

第二節 (略)

(理事)

第十三条 法人である公務員労働組合等には、一人又は

二人以上の理事を置かなければならない。

2 理事が二人以上ある場合において、規約に別段の定めがないときは、法人である公務員労働組合等の事務は、理事の過半数で決する。

(法人である公務員労働組合等の代表)

第十四条 理事は、法人である公務員労働組合等の全ての事務について、法人である公務員労働組合等を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

(利益相反行為)

第十七条 法人である公務員労働組合等と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(監事)

第十八条 法人である公務員労働組合等には、規約又は総会の決議で、一人又は二人以上の監事を置くことができる。

(平成十八年法律第四十八号) 第四条及び第七十八条の規定は、法人である職員団体等について準用する。

第二節 機関

(理事)

第十三条 法人である職員団体等には、一人又は二人以

上の理事を置かなければならない。

2 理事が二人以上ある場合において、規約に別段の定めがないときは、法人である職員団体等の事務は、理事の過半数で決する。

(法人である職員団体等の代表)

第十四条 理事は、法人である職員団体等のすべての事務について、法人である職員団体等を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

(利益相反行為)

第十七条 法人である職員団体等と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(監事)

第十八条 法人である職員団体等には、規約又は総会の決議で、一人又は二人以上の監事を置くことができる。

(監事の職務)

第十九条 監事の職務は、次のとおりとする。

一 法人である公務員労働組合等の財産の状況を監査すること。

二 四 (略)

(通常総会)

第二十条 法人である公務員労働組合等の理事は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

(臨時総会)

第二十一条 法人である公務員労働組合等の理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 (略)

(法人である公務員労働組合等の事務の執行)

第二十三条 法人である公務員労働組合等の事務は、規約で理事その他の役員に委任したものを除き、全て総会の決議によつて行う。

(表決権のない場合)

第二十六条 法人である公務員労働組合等と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第三節 解散及び清算

(監事の職務)

第十九条 監事の職務は、次のとおりとする。

一 法人である職員団体等の財産の状況を監査すること。

二 四 (略)

(通常総会)

第二十条 法人である職員団体等の理事は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

(臨時総会)

第二十一条 法人である職員団体等の理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 (略)

(法人である職員団体等の事務の執行)

第二十三条 法人である職員団体等の事務は、規約で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

(表決権のない場合)

第二十六条 法人である職員団体等と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第三節 解散及び清算

(法人である公務員労働組合等の解散事由)
第二十七条 法人である公務員労働組合等は、次に掲げる事由によつて解散する。

一・二 (略)

三 申出法人である公務員労働組合にあつては、国家公務員の労働関係に関する法律第五条第七項(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)
又は地方公務員の労働関係に関する法律第五条第七項の規定による認証の取消し
(削除)

四 登記法人である公務員労働組合等にあつては、第八条第一項の規定による認証の取消し

五 総会の決議
六 構成員が欠けたこと。

(法人である公務員労働組合等についての破産手続の開始)

第二十八条 法人である公務員労働組合等がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 (略)

(清算中の法人である公務員労働組合等の能力)

第二十九条 解散した法人である公務員労働組合等は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(法人である職員団体等の解散事由)
第二十七条 法人である職員団体等は、次に掲げる事由によつて解散する。

一・二 (略)

三 第三条第一項の規定による申出により法人となつた国家公務員労働組合にあつては、国家公務員の労働関係に関する法律第五条第七項(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)の規定による認証の取消し

四 第三条第一項の規定による申出により法人となつた地方公務員職員団体にあつては、地方公務員法第五十三条第六項の規定による登録の取消し

五 法人である認証職員団体等にあつては、第八条第一項の規定による認証の取消し

六 総会の決議
七 構成員が欠けたこと。

(法人である職員団体等についての破産手続の開始)

第二十八条 法人である職員団体等がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 (略)

(清算中の法人である職員団体等の能力)

第二十九条 解散した法人である職員団体等は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十条 法人である公務員労働組合等が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(期間経過後の債権の申出)

第三十五条 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、法人である公務員労働組合等の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の法人である公務員労働組合等についての破産手続の開始)

第三十六条 清算中に法人である公務員労働組合等の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の法人である公務員労働組合等が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算中の法人である公務員労働組合等が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものであるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 (略)

(残余財産の帰属)

(清算人)

第三十条 法人である職員団体等が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(期間経過後の債権の申出)

第三十五条 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、法人である職員団体等の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の法人である職員団体等についての破産手続の開始)

第三十六条 清算中に法人である職員団体等の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の法人である職員団体等が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算中の法人である職員団体等が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものであるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 (略)

(残余財産の帰属)

<p>第三十七条 解散した法人である公務員労働組合等の財産は、規約で指定した者に帰属する。</p> <p>2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、理事は、総会の決議を経て、当該法人である公務員労働組合等の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(裁判所による監督)</p> <p>第三十八条 法人である公務員労働組合等の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(清算終了の届出)</p> <p>第三十九条 清算が終了したときは、清算人は、その旨を認証等機関(申出法人である公務員労働組合にあつては第三条第一項各号に定める機関、登記法人である公務員労働組合等にあつては認証機関をいう。第五十条において同じ。)に届け出なければならない。</p> <p>(特別代理人の選任等に関する事件の管轄)</p> <p>第四十条 次に掲げる事件は、法人である公務員労働組合等の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法人である公務員労働組合等の解散及び清算の監督に関する事件</p> <p>三 (略)</p>
<p>第三十七条 解散した法人である職員団体等の財産は、規約で指定した者に帰属する。</p> <p>2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、理事は、総会の決議を経て、当該法人である職員団体等の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(裁判所による監督)</p> <p>第三十八条 法人である職員団体等の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(清算終了の届出)</p> <p>第三十九条 清算が終了したときは、清算人は、その旨を登録認証機関(法人である登録職員団体等にあつては第三条第一項各号に定める機関、法人である認証職員団体等にあつては認証機関をいう。第五十条において同じ。)に届け出なければならない。</p> <p>(特別代理人の選任等に関する事件の管轄)</p> <p>第四十条 次に掲げる事件は、法人である職員団体等の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法人である職員団体等の解散及び清算の監督に関する事件</p> <p>三 (略)</p>

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第四十二条 裁判所は、第三十一条の規定により清算人を選任した場合には、法人である公務員労働組合等が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人(監事を置く法人である公務員労働組合等にあつては、当該清算人及び監事)の陳述を聴かなければならない。

(検査役の選任)

第四十四条 裁判所は、法人である公務員労働組合等の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第四十二条中「清算人(監事を置く法人である公務員労働組合等)にあつては、当該清算人及び監事」とあるのは、「法人である公務員労働組合等及び検査役」と読み替えるものとする。

第三章 雑則

第一節 登記

(申出法人である公務員労働組合の登記)

第四十五条 申出法人である公務員労働組合は、その主たる事務所の所在地において、第三条第一項の規定による申出をした日から二週間以内に設立の登記をしなければならぬ。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第四十二条 裁判所は、第三十一条の規定により清算人を選任した場合には、法人である職員団体等が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人(監事を置く法人である職員団体等にあつては、当該清算人及び監事)の陳述を聴かなければならない。

(検査役の選任)

第四十四条 裁判所は、法人である職員団体等の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第四十二条中「清算人(監事を置く法人である職員団体等)にあつては、当該清算人及び監事」とあるのは、「法人である職員団体等及び検査役」と読み替えるものとする。

第三章 雑則

第一節 登記

(法人である登録職員団体等の登記)

第四十五条 法人である登録職員団体等は、その主たる事務所の所在地において、第三条第一項の規定による申出をした日から二週間以内に設立の登記をしなければならぬ。

(登記の効力)

第四十六条 申出法人である公務員労働組合の設立は、その主たる事務所の所在地において登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

2 前項に規定するもののほか、法人である公務員労働組合等に関して登記すべき事項は、登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

(主たる事務所の所在地における設立の登記の登記事項及び変更の登記)

第四十七条 法人である公務員労働組合等の主たる事務所の所在地における設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 三 (略)

四 申出法人である公務員労働組合にあつては、第三条第一項の規定による申出の年月日

五 登記法人である公務員労働組合にあつては、第五条の規定による認証の年月日

六 法人である公務員労働組合等の存続期間又は解散の事由についての規約の定めがあるときは、その定め

七 九 (略)

2 法人である公務員労働組合等において前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第四十八条 法人である公務員労働組合等がその主たる

(登記の効力)

第四十六条 法人である登録職員団体等の設立は、その主たる事務所の所在地において登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

2 前項に規定するもののほか、法人である職員団体等に関して登記すべき事項は、登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

(主たる事務所の所在地における設立の登記の登記事項及び変更の登記)

第四十七条 法人である職員団体等の主たる事務所の所在地における設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 三 (略)

四 法人である登録職員団体等にあつては、第三条第一項の規定による申出の年月日

五 法人である認証職員団体等にあつては、第五条の規定による認証の年月日

六 法人である職員団体等の存続期間又は解散の事由についての規約の定めがあるときは、その定め

七 九 (略)

2 法人である職員団体等において前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第四十八条 法人である職員団体等がその主たる事務所

事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては前条第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 新所在地における登記においては、法人である公務員労働組合等の成立の年月日並びに主たる事務所を移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第四十九条 法人である公務員労働組合等の理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所所在地において、その登記をしなければならない。

(清算人及び解散の登記及び届出)

第五十条 清算人は、破産手続開始の決定の場合を除き、解散後二週間以内に、主たる事務所の所在地において、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日の登記をし、かつ、これらの事項を認証等機関に届け出なければならない。

2 清算中に就職した清算人は、就職後二週間以内に、主たる事務所の所在地において、その氏名及び住所の登記をし、かつ、これらの事項を認証等機関に届け出なければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第五十一条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登

を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては前条第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 新所在地における登記においては、法人である職員団体等の成立の年月日並びに主たる事務所を移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第四十九条 法人である職員団体等の理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所所在地において、その登記をしなければならない。

(清算人及び解散の登記及び届出)

第五十条 清算人は、破産手続開始の決定の場合を除き、解散後二週間以内に、主たる事務所の所在地において、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日の登記をし、かつ、これらの事項を登録認証機関に届け出なければならない。

2 清算中に就職した清算人は、就職後二週間以内に、主たる事務所の所在地において、その氏名及び住所の登記をし、かつ、これらの事項を登録認証機関に届け出なければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第五十一条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登

記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 法人である公務員労働組合等の設立に際して従たる事務所を設けた場合 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から三週間以内

二 法人である公務員労働組合等の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

3 2 (略)

3 従たる事務所の所在地において前二項の規定により前項各号に掲げる事項を登記する場合には、法人である公務員労働組合等の成立の年月日並びに従たる事務所を設置した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

4 (略)

(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)

第五十二条 法人である公務員労働組合等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)以下この項において同じ。)においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは

記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 法人である職員団体等の設立に際して従たる事務所を設けた場合 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から三週間以内

二 法人である職員団体等の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

3 2 (略)

3 従たる事務所の所在地において前二項の規定により前項各号に掲げる事項を登記する場合には、法人である職員団体等の成立の年月日並びに従たる事務所を設置した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

4 (略)

(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)

第五十二条 法人である職員団体等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)以下この項において同じ。)においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所

、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。
2 従たる事務所の所在地において前項の規定により前条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には、法人である公務員労働組合等の成立の年月日並びに従たる事務所を移転した旨及びその年月日をも登記しなければならぬ。

(公務員労働組合等登記簿)

第五十三条 各登記所に、公務員労働組合等登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第五十四条 法人である公務員労働組合等の設立の登記は、申出法人である公務員労働組合にあつては理事、登記法人である公務員労働組合にあつては法人を代表すべき者の申請によつてする。

2 法人である公務員労働組合等の設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 (略)

二 申出法人である公務員労働組合にあつては、理事の資格を証する書面及び第三条第一項の規定による申出を証する書面

三 登記法人である公務員労働組合にあつては、法人を代表すべき者の資格を証する書面及び第五条の規定による通知を証する書面

(解散の登記の申請)

第五十六条 法人である公務員労働組合等の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面及び理

在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。
2 従たる事務所の所在地において前項の規定により前条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には、法人である職員団体等の成立の年月日並びに従たる事務所を移転した旨及びその年月日をも登記しなければならぬ。

(職員団体等登記簿)

第五十三条 各登記所に、職員団体等登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第五十四条 法人である職員団体等の設立の登記は、法人である登録職員団体等にあつては理事、法人である認証職員団体等にあつては法人を代表すべき者の申請によつてする。

2 法人である職員団体等の設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 (略)

二 法人である登録職員団体等にあつては、理事の資格を証する書面及び第三条第一項の規定による申出を証する書面

三 法人である認証職員団体等にあつては、法人を代表すべき者の資格を証する書面及び第五条の規定による通知を証する書面

(解散の登記の申請)

第五十六条 法人である職員団体等の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面及び理事が清

事が清算人とならない場合にあっては清算人の資格を証する書面を添付しなければならない。

(商業登記法の準用)

第五十八条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十三号の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十六条、第二十七条、第四十九条から第五十二条まで、第九十九条第一項、第一百条第三項及び第一百三十二条から第四十八条までの規定は、法人である公務員労働組合等の登記について準用する。この場合において、これらの規定（同法第二十七条中「本店」とある部分を除く。）中「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「定款」とあるのは「規約」と、同法第一条の三及び第二十四条第一号中「営業所」とあるのは「事務所」と、同法第二十七条中「営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）の」とあり、及び「営業所の」とあるのは「主たる事務所の」と、同法第九十九条第一項第一号中「会社法第六百四十七条第一号に掲げる者」とあるのは「理事（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。）」と、同項第二号中「会社法第六百四十七条第一項第二号に掲げる者」とあるのは「規約で定める者」と、同項第三号中「会社法第六百四十七条第一項第三号に掲げる者」とあるのは「総会において選任された者」と読み替えるものとする。

第二節 登記法人である公務員労働組合等から

算人とならない場合にあっては清算人の資格を証する書面を添付しなければならない。

(商業登記法の準用)

第五十八条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十三号の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十六条、第二十七条、第四十九条から第五十二条まで、第九十九条第一項、第一百条第三項及び第一百三十二条から第四十八条までの規定は、法人である職員団体等の登記について準用する。この場合において、これらの規定（同法第二十七条中「本店」とある部分を除く。）中「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「定款」とあるのは「規約」と、同法第一条の三及び第二十四条第一号中「営業所」とあるのは「事務所」と、同法第二十七条中「営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）の」とあり、及び「営業所の」とあるのは「主たる事務所の」と、同法第九十九条第一項第一号中「会社法第六百四十七条第一号に掲げる者」とあるのは「理事（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。）」と、同項第二号中「会社法第六百四十七条第一項第二号に掲げる者」とあるのは「規約で定める者」と、同項第三号中「会社法第六百四十七条第一項第三号に掲げる者」とあるのは「総会において選任された者」と読み替えるものとする。

第二節 法人である認証職員団体等から法人で

行 申出法人である公務員労働組合への移

第五十九条 登記法人である公務員労働組合等が国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）又は地方公務員の労働関係に関する法律第五条の規定により認証されたときは、その認証の日において、申出法人である公務員労働組合等はその認証の日において、申出法人である公務員労働組合となる。

2 前項の規定に基づく申出法人である公務員労働組合に関する第四十七条第一項第四号及び第五十四条第二項第二号の規定の適用については、これらの規定中「第三条第一項の規定による申出」とあるのは、「国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）又は地方公務員の労働関係に関する法律第五条の規定による認証」とする。

3 第一項の規定に基づく申出法人である公務員労働組合の設立の登記においては、当該申出法人である公務員労働組合となつた登記法人である公務員労働組合等の名称及び主たる事務所並びに登記法人である公務員労働組合等が同項の規定により申出法人である公務員労働組合となつた旨をも登記しなければならない。

4 第一項の規定に基づく申出法人である公務員労働組合の設立の登記がされたときは、登記官は、職権で、当該法人となつた登記法人である公務員労働組合等の登記記録にその事由を記録して、その登記記録を閉鎖しなければならない。

ある登録職員団体等への移行

第五十九条 法人である認証職員団体等が国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定により認証されたとき、又は地方公務員法第五十三条の規定により登録されたときは、その法人である認証職員団体等はその認証又は登録の日において、法人である登録職員団体等となる。

2 前項の規定に基づく法人である登録職員団体等に関する第四十七条第一項第四号及び第五十四条第二項第二号の規定の適用については、これらの規定中「第三条第一項の規定による申出」とあるのは、「国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定による認証又は地方公務員法第五十三条の規定による登録」とする。

3 第一項の規定に基づく法人である登録職員団体等の設立の登記においては、当該法人である登録職員団体等となつた法人である認証職員団体等の名称及び主たる事務所並びに法人である認証職員団体等が同項の規定により法人である登録職員団体等となつた旨をも登記しなければならない。

4 第一項の規定に基づく法人である登録職員団体等の設立の登記がされたときは、登記官は、職権で、当該法人となつた法人である認証職員団体等の登記記録にその事由を記録して、その登記記録を閉鎖しなければならない。

第四章 (略)

第六十条 法人である公務員労働組合等の理事、監事又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

一 五 (略)

六 官庁又は総会に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠蔽したとき。

第四章 罰則

第六十条 法人である職員団体等の理事、監事又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

一 五 (略)

六 官庁又は総会に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

○ 公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）【第十一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章（略） 第一節（略） 第二節 登記法人である公務員労働組合等から申出法人である公務員労働組合等への移行（第五十九条） 第四章（略） 附則</p> <p>（定義） 第二条 この法律において「公務員労働組合等」とは、 国家公務員労働組合、地方公務員労働組合、消防職員 団体及び混合連合団体をいう。</p> <p>2・3（略） 4 この法律において「消防職員団体」とは、消防組織 法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十七条第一 項に規定する消防職員団体をいう。</p> <p>5 この法律において「混合連合団体」とは、構成員の 勤務条件の維持改善を図ることを目的とする団体で、 次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 国家公務員労働組合、地方公務員労働組合又は消 防職員団体の連合団体（国家公務員労働組合、地方 公務員労働組合又は消防職員団体であるものを除く</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章（略） 第一節（略） 第二節 登記法人である公務員労働組合等から申出法人である公務員労働組合への移行（第五十九条） 第四章（略） 附則</p> <p>（定義） 第二条 この法律において「公務員労働組合等」とは、 公務員労働組合（国家公務員労働組合及び地方公務員 労働組合をいう。以下同じ。）及び混合連合団体をい う。</p> <p>2・3（略） 4（新設） 4 この法律において「混合連合団体」とは、構成員の 勤務条件の維持改善を図ることを目的とする団体で、 次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 国家公務員労働組合又は地方公務員労働組合の連 合団体（国家公務員労働組合又は地方公務員労働組 合であるものを除く。）</p>

二 国家公務員労働組合、地方公務員労働組合又は消防職員団体及び国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）による国会職員の組合又は労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）による労働組合の連合団体で、当該連合団体の構成員の総員中国国家公務員の労働関係に関する法律第二条第一号の職員（以下「非現業の一般職の国家公務員」という。）の数、裁判所職員（裁判官及び裁判官の秘書官を除く。以下同じ。）の数、地方公務員の労働関係に関する法律第二条第一号の職員（以下「地公労法適用の非現業の一般職の地方公務員」という。）の数及び消防組織法第十七条第一項に規定する消防職員（以下「消防職員」という。）の数の合計数が過半数を占めているもの

6 | この法律において「法人である公務員労働組合等」とは、次条第一項の規定による申出により法人となつた公務員労働組合等（以下「申出法人である公務員労働組合等」という。）及び同条第二項の規定により設立の登記をすることによつて法人となつた公務員労働組合等（以下「登記法人である公務員労働組合等」という。）をいう。

（法人格の取得）

第三条 次の各号に掲げる公務員労働組合等は、法人となる旨を当該各号に定める機関に申し出ることにより法人となることができ。

一・二 （略）

三 消防組織法第十七条の二（同法第二十八条において準用する場合を含む。）の規定により登録された

二 国家公務員労働組合又は地方公務員労働組合及び国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）による国会職員の組合又は労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）による労働組合の連合団体で、当該連合団体の構成員の総員中国国家公務員の労働関係に関する法律第二条第一号の職員（以下「非現業の一般職の国家公務員」という。）の数、裁判所職員（裁判官及び裁判官の秘書官を除く。以下同じ。）の数及び地方公務員の労働関係に関する法律第二条第一号の職員（以下「非現業の一般職の地方公務員」という。）の数の合計数が過半数を占めているもの

5 | この法律において「法人である公務員労働組合等」とは、次条第一項の規定による申出により法人となつた公務員労働組合（以下「申出法人である公務員労働組合」という。）及び同条第二項の規定により設立の登記をすることによつて法人となつた公務員労働組合等（以下「登記法人である公務員労働組合」という。）をいう。

（法人格の取得）

第三条 次の各号に掲げる公務員労働組合は、法人となる旨を当該各号に定める機関に申し出ることにより法人となることができ。

一・二 （略）

消防職員団体 当該登録を受けた地方公共団体の人事委員会又は公平委員会

2 公務員労働組合等（前項各号に掲げるものを除く。次条から第十条の二までにおいて同じ。）で、規約について認証機関の認証を受けたものは、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて法人となる。

（認証の申請）

第四条 規約について認証を受けようとする公務員労働組合等は、中央労働委員会規則（第九条第一項第四号、第五号又は第八号に掲げる公務員労働組合等に係る事項については、命令とする。以下同じ。）で定めるところにより、申請書及び規約を認証機関に提出しなければならぬ。

（認証の取消し）

第八条 認証機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、命令で定めるところにより、第五条の規定による認証を取り消すことができる。

一 国家公務員労働組合、地方公務員労働組合又は消防職員団体が非現業の一般職の国家公務員、裁判所職員、地公労法適用の非現業の一般職の地方公務員又は消防職員が組織する団体又はその連合体でなくなつたとき（混合連合団体となつた場合を除く。）

二 混合連合団体の構成員の総員中の非現業の一般職の国家公務員の数、裁判所職員の数、地公労法適用の非現業の一般職の地方公務員の数及び消防職員の数の合計数が過半数を占めなくなつたとき。

2 公務員労働組合等（前項各号に掲げる公務員労働組合を除く。次条から第十条の二までにおいて同じ。）で、規約について認証機関の認証を受けたものは、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて法人となる。

（認証の申請）

第四条 規約について認証を受けようとする公務員労働組合等は、中央労働委員会規則で定めるところにより、申請書及び規約を認証機関に提出しなければならぬ。

（認証の取消し）

第八条 認証機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、命令で定めるところにより、第五条の規定による認証を取り消すことができる。

一 国家公務員労働組合又は地方公務員労働組合が非現業の一般職の国家公務員、裁判所職員又は非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又はその連合体でなくなつたとき（混合連合団体となつた場合を除く。）

二 混合連合団体の構成員の総員中の非現業の一般職の国家公務員の数、裁判所職員の数及び非現業の一般職の地方公務員の数の合計数が過半数を占めなくなつたとき。

三〇六 (略)

(認証機関)

第九条 この法律における認証機関は、次の各号に掲げる公務員労働組合等の区分に応じ、当該各号に掲げる機関とする。

一 (略)

二 一の都道府県内の地方公共団体に属する地公労法適用の非現業の一般職の地方公務員が組織する地方公務員労働組合 当該都道府県労働委員会

三 (略)

四 一の地方公共団体に属する消防職員が組織する消防職員団体 当該地方公共団体の人事委員会又は公平委員会

五 前号の消防職員団体以外の消防職員団体 政令で定める人事委員会又は公平委員会

六 非現業の一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数との合計数が地公労法適用の非現業の一般職の地方公務員の数と消防職員の数の合計数以上である混合連合団体及び全国的な組織を有する混合連合団体でこれを直接又は間接に構成する団体に国家公務員労働組合を含むもの 中央労働委員会

七 前号の混合連合団体以外の混合連合団体で地公労法適用の非現業の一般職の地方公務員の数が消防職員の数以上であるもの及び同号の混合連合団体以外の全国的な組織を有する混合連合団体でこれを直接又は間接に構成する団体に地方公務員労働組合を含むもの 政令で定める都道府県労働委員会

八 前二号の混合連合団体以外の混合連合団体 政令で定める人事委員会又は公平委員会

三〇六 (略)

(認証機関)

第九条 この法律における認証機関は、次の各号に掲げる公務員労働組合等の区分に応じ、当該各号に掲げる機関とする。

一 (略)

二 一の都道府県内の地方公共団体に属する非現業の一般職の地方公務員が組織する地方公務員労働組合 当該都道府県労働委員会

三 (略)

四 非現業の一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数との合計数が非現業の一般職の地方公務員の数以上である混合連合団体及び全国的な組織を有する混合連合団体でこれを直接又は間接に構成する団体に国家公務員労働組合を含むもの 中央労働委員会

五 前号の混合連合団体以外の混合連合団体 政令で定める都道府県労働委員会

254 (略)

(法人である公務員労働組合等の解散事由)
第二十七条 法人である公務員労働組合等は、次に掲げる事由によつて解散する。

一・二 (略)

三 申出法人である公務員労働組合等にあつては、国家公務員の労働関係に関する法律第五項第七項(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)
若しくは地方公務員の労働関係に関する法律第五項第七項の規定による認証の取消し又は消防組織法第十七条の二第六項(同法第二十八条において準用する場合を含む。)の規定による登録の取消し
四・六 (略)

(清算終了の届出)

第三十九条 清算が終了したときは、清算人は、その旨を認証等機関(申出法人である公務員労働組合等にあつては第三条第一項各号に定める機関、登記法人である公務員労働組合等にあつては認証機関をいう。第五十条において同じ。)に届け出なければならない。

(申出法人である公務員労働組合等の設立の登記)

第四十五条 申出法人である公務員労働組合等は、その主たる事務所の所在地において、第三条第一項の規定による申出をした日から二週間以内に設立の登記をしなければならない。

(登記の効力)

254 (略)

(法人である公務員労働組合等の解散事由)
第二十七条 法人である公務員労働組合等は、次に掲げる事由によつて解散する。

一・二 (略)

三 申出法人である公務員労働組合にあつては、国家公務員の労働関係に関する法律第五項第七項(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)
又は地方公務員の労働関係に関する法律第五項第七項の規定による認証の取消し

四・六 (略)

(清算終了の届出)

第三十九条 清算が終了したときは、清算人は、その旨を認証等機関(申出法人である公務員労働組合にあつては第三条第一項各号に定める機関、登記法人である公務員労働組合等にあつては認証機関をいう。第五十条において同じ。)に届け出なければならない。

(申出法人である公務員労働組合の設立の登記)

第四十五条 申出法人である公務員労働組合は、その主たる事務所の所在地において、第三条第一項の規定による申出をした日から二週間以内に設立の登記をしなければならない。

(登記の効力)

第四十六条 申出法人である公務員労働組合等の設立は、その主たる事務所の所在地において登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

2 前項に規定するもののほか、法人である公務員労働組合等に関して登記すべき事項は、登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

(主たる事務所の所在地における設立の登記の登記事項及び変更の登記)

第四十七条 法人である公務員労働組合等の主たる事務所の所在地における設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 三 (略)

四 申出法人である公務員労働組合にあつては、第

三条第一項の規定による申出の年月日

五 九 (略)

2 (略)

(設立の登記の申請)

第五十四条 法人である公務員労働組合等の設立の登記は、申出法人である公務員労働組合にあつては理事、登記法人である公務員労働組合にあつては法人を代表すべき者の申請によつてする。

2 法人である公務員労働組合等の設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 (略)

二 申出法人である公務員労働組合にあつては、理事の資格を証する書面及び第三条第一項の規定による申出を証する書面

三 (略)

第四十六条 申出法人である公務員労働組合の設立は、その主たる事務所の所在地において登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

2 前項に規定するもののほか、法人である公務員労働組合等に関して登記すべき事項は、登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

(主たる事務所の所在地における設立の登記の登記事項及び変更の登記)

第四十七条 法人である公務員労働組合等の主たる事務所の所在地における設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 三 (略)

四 申出法人である公務員労働組合にあつては、第

三条第一項の規定による申出の年月日

五 九 (略)

2 (略)

(設立の登記の申請)

第五十四条 法人である公務員労働組合等の設立の登記は、申出法人である公務員労働組合にあつては理事、登記法人である公務員労働組合にあつては法人を代表すべき者の申請によつてする。

2 法人である公務員労働組合等の設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 (略)

二 申出法人である公務員労働組合にあつては、理事の資格を証する書面及び第三条第一項の規定による申出を証する書面

三 (略)

第二節 登記法人である公務員労働組合等から
申出法人である公務員労働組合等への移行

第五十九条 登記法人である公務員労働組合等が国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員の労働関係に関する法律第五条の規定により認証されたとき、又は消防組織法第十七条の二（同法第二十八条において準用する場合を含む。）の規定により登録されたときは、その登記法人である公務員労働組合等は、その認証の日において、申出法人である公務員労働組合等となる。

2 前項の規定に基づく申出法人である公務員労働組合等に関する第四十七条第一項第四号及び第五十四条第二項第二号の規定の適用については、これらの規定中「第三条第一項の規定による申出」とあるのは、「国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員の労働関係に関する法律第五条の規定による認証又は消防組織法第十七条の二（同法第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による登録」とする。

3 第一項の規定に基づく申出法人である公務員労働組合等の設立の登記においては、当該申出法人である公務員労働組合等となつた登記法人である公務員労働組合等の名称及び主たる事務所並びに登記法人である公務員労働組合等が同項の規定により申出法人である公務員労働組合等となつた旨をも登記しなければならない。

第二節 登記法人である公務員労働組合等から
申出法人である公務員労働組合への移行

第五十九条 登記法人である公務員労働組合等が国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）又は地方公務員の労働関係に関する法律第五条の規定により認証されたときは、その登記法人である公務員労働組合等は、その認証の日において、申出法人である公務員労働組合となる。

2 前項の規定に基づく申出法人である公務員労働組合等に関する第四十七条第一項第四号及び第五十四条第二項第二号の規定の適用については、これらの規定中「第三条第一項の規定による申出」とあるのは、「国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）又は地方公務員の労働関係に関する法律第五条の規定による認証」とする。

3 第一項の規定に基づく申出法人である公務員労働組合等の設立の登記においては、当該申出法人である公務員労働組合等となつた登記法人である公務員労働組合等の名称及び主たる事務所並びに登記法人である公務員労働組合等が同項の規定により申出法人である公務員労働組合等となつた旨をも登記しなければならない。

4 第一項の規定に基づく申出法人である公務員労働組合等の設立の登記がされたときは、登記官は、職権で、当該法人となつた登記法人である公務員労働組合等の登記記録にその事由を記録して、その登記記録を閉鎖しなければならない。

4 第一項の規定に基づく申出法人である公務員労働組合等の設立の登記がされたときは、登記官は、職権で、当該法人となつた登記法人である公務員労働組合等の登記記録にその事由を記録して、その登記記録を閉鎖しなければならない。

○ 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成十二年法律第五十一号）【第十二条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（任期を定めた採用） 第三条（略） （削る）</p> <p>2 任命権者は、前項第二号の規定により任期を定めた採用を行う場合には、その対象となる研究業務及び選考の手續を定めた採用計画に基づいて行わなければならない。 （削る）</p> <p>（任期） 第四条（略） （削る）</p> <p>2 前条第一項第二号に規定する場合における任期は、三年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、研究業務の性質上特に必要がある場合には、五年を超えない範囲内で任期を定めることができる。</p>	<p>（任期を定めた採用） 第三条（略）</p> <p>2 人事委員会（地方公務員法第九条第一項の規定により同項に規定する事務を行うこととされた公平委員会を含む。以下同じ。）を置く地方公共団体においては、任命権者は、前項第一号の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事委員会の承認を得なければならない。</p> <p>3 任命権者は、第一項第二号の規定により任期を定めた採用を行う場合には、その対象となる研究業務及び選考の手續を定めた採用計画に基づいて行わなければならない。</p> <p>4 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前項の採用計画を作成しようとするときは、人事委員会に協議しなければならない。</p> <p>（任期） 第四条（略）</p> <p>2 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前項ただし書の規定により任期を定める場合には、人事委員会の承認を得なければならない。</p> <p>3 前条第一項第二号に規定する場合における任期は、三年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、研究業務の性質上特に必要がある場合は、人事委員会を置く地方公共団体においては、人事委員会の承認を得</p>

3| 任命権者は、前二項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならぬ。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

第五条 任命権者は、条例で定めるところにより、第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員（次条において「第一号任期付研究員」という。）の任期が五年に満たない場合にあっては採用した日から五年、同項第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下この項において「第二号任期付研究員」という。）の任期が三年に満たない場合（前条第二項ただし書の規定により任期が定められた場合を除く。）にあっては採用した日から三年、第二号任期付研究員のうち前条第二項ただし書の規定により任期が定められた職員の任期が五年に満たない場合にあっては採用した日から五年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

4| たときに限る。）には、五年を超えない範囲内で任期を定めることができる。

任命権者は、第一項又は前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

第五条 任命権者は、条例で定めるところにより、第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員（次条において「第一号任期付研究員」という。）の任期が五年に満たない場合にあっては採用した日から五年、同項第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下この項において「第二号任期付研究員」という。）の任期が三年に満たない場合（前条第三項ただし書の規定により任期が定められた場合を除く。）にあっては採用した日から三年、第二号任期付研究員のうち前条第三項ただし書の規定により任期が定められた職員の任期が五年に満たない場合にあっては採用した日から五年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

○ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）【第十三条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（職員¹の任期を定めた採用） 第三条（略） 2（略） （削る）</p> <p>第七条（略） 2（略） （削る）</p> <p>3 前条第三項の規定は、前二項の規定により任期を更 新する場合について準用する。 （任用の制限） 第八条（略） 2（略） （削る）</p>	<p>（職員¹の任期を定めた採用） 第三条（略） 2（略） 3 人事委員会（地方公務員法第九条第一項の規定によ り同項に規定する事務を行うこととされた公平委員会 を含む。以下同じ。）を置く地方公共団体においては 、任命権者は、前二項の規定により任期を定めた採用 を行う場合には、人事委員会の承認を得なければなら ない。</p> <p>第七条（略） 2（略） 3 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権 者は、第一項の規定により任期を更新する場合には、 人事委員会の承認を得なければならぬ。</p> <p>4 前条第三項の規定は、第一項及び第二項の規定によ り任期を更新する場合について準用する。 （任用の制限） 第八条（略） 2（略） 3 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権 者は、第一項の規定により特定任期付職員又は一般任 期付職員を他の職に任用する場合には、人事委員会の 承認を得なければならない。</p>

改正案	現行
<p>（役員の服務）</p> <p>第五十条 特定地方独立行政法人の役員（以下この条及び次条において単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 役員（非常勤の者を除く。次条において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。</p> <p>（役員の退職管理）</p> <p>第五十条の二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第八條第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第三十八條の二から第三十八條の六までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）並びに同法第六十條（第四号から第八号までに係る部分に限る。）及び第六十三條の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、同法第八條第一項第四号中「人事行政の運営」とあるのは「特定地方独立行政法人の役員の退職管理」と、同法第三十八條の二第一項中「職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下この節、第六十條及び第六十三條にお</p>	<p>（役員の服務）</p> <p>第五十条 特定地方独立行政法人の役員（以下この条において単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。</p> <p>（新設）</p>

いて同じ。」とあるのは「特定地方独立行政法人の役員」と、「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、「職員若しくは」とあるのは「職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。若しくは」と、「人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則」とあるのは「設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の人事委員会規則（人事委員会を置かない設立団体においては、設立団体の規則）をいう」と、「この条」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用するこの条」と、同条第二項中「前項」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する前項」と、「地方公共団体の条例」とあるのは「特定地方独立行政法人の規程」と、同条第三項中「第一項の「退職手当通算予定職員」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第一項の「退職手当通算予定役員」と、「前項」とあるのは「同条において準用する前項」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同条第四項中「第一項の」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第一項の」と、同条第五項及び第六項各号列記以外の部分中「第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第一項」と、同項中「第八項」とあるのは「同条において準用する第八項」と、同条第七項中「前項各号」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する前項各号」と、「人事委員会規則」とあるのは「設立団体の人事委員会規則」

第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的
読替えは、政令で定める。

(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十三条 次に掲げる法律の規定は、特定地方独立行
政法人の職員(以下この条において単に「職員」とい
う。)には適用しない。

一 地方公務員法第八条(第一項第四号及び第七項を
除く。)、第十四条第二項、第十五条の二第三項、
第二十三条の二第三項、第二十三条の四から第二十
六条の三まで、第二十六条の五第三項、第三十七条
、第三十八条第二項、第三十八条の七、第三十九条
第三項及び第四項、第四十六条から第四十九条まで
、第五十二条から第五十六条まで、第五十八条(同
条第三項中労働基準法(昭和二十二年法律第四十九
号)第十四条第二項及び第三項に係る部分並びに同
法第七十五条から第八十八条まで及び船員法(昭和
二十二年法律第百号)第八十九条から第九十六条ま
でに係る部分(地方公務員災害補償法(昭和四十二
年法律第百二十一号)第二条第一項に規定する者に
適用される場合に限る。))を除く。)、第五十八条
の二並びに第五十八条の三の規定

二・三 (略)

(略)

3 職員に関する地方公務員法の適用については、次の
表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字
句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

(略)

(略)

(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十三条 次に掲げる法律の規定は、特定地方独立行
政法人の職員(以下この条において単に「職員」とい
う。)には適用しない。

一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号
)第八条(第七項を除く。)、第十四条第二項、第
二十四条から第二十六条の三まで、第二十六条の五
第三項、第三十七条、第三十八条第二項、第三十九
条第三項及び第四項、第四十条第二項、第四十六条
から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条ま
で、第五十八条(同条第三項中労働基準法(昭和二
十二年法律第四十九号)第十四条第二項及び第三項
に係る部分並びに同法第七十五条から第八十八条ま
で及び船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十九
条から第九十六条までに係る部分(地方公務員災害
補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二条第
一項に規定する者に適用される場合に限る。))を除
く。))並びに第五十八条の二の規定

二・三 (略)

(略)

3 職員に関する地方公務員法の適用については、次の
表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字
句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える
ものとする。

(略)

(略)

(略)

第十八条	第十七条の二第三項	（略）	（略）	第八条第一項第四号	第六條第二項
人事委員会等	人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者とする。以下この節において「人事委員会等」という。）	（略）	人事委員会を置かない地方公共団体	人事行政の運営	前項の任命権者は、同項 その補助機関たる上級の地方公務員
特定地方独立行政法人の理事長	特定地方独立行政法人の理事長	（略）	特定地方独立行政法人	退職管理	特定地方独立行政法人の理事長は、前項 副理事長若しくは理事又は上級の職員

第十八条第一項	第十七条第五項	（略）	（略）		第六條第二項
人事委員会	人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者とする。以下第十八条、第十九条及び第二十二条第一項において同じ。）	（略）	人事委員会を置かない地方公共団体		前項の任命権者は、同項 その補助機関たる上級の地方公務員
特定地方独立行政法人の理事長	特定地方独立行政法人の理事長	（略）	特定地方独立行政法人		特定地方独立行政法人の理事長は、前項 副理事長若しくは理事又は上級の職員

第三十八條 の二第二項	第三十八條 の二第一項	第三十八條 第一項	(略)	第二十一條 の四第三項 及び第二十 二條第一項	第二十一條 の四第一項
例 地方公共団体の条	人事委員会を置かない地方公共団体 においては、地方公共団体の規則	人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）	(略)	人事委員会等	人事委員会規則で定める職（人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者が定める職）
特定地方独立行政 法人の規程	設立団体の人事委員会規則（人事委員会を置かない設立団体においては、設立団体の規則をいう）	特定地方独立行政 法人の規程	(略)	特定地方独立行政 法人の理事長	特定地方独立行政 法人の理事長が定める職

	第三十八條 第一項	(略)		
	人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）	(略)		
	特定地方独立行政 法人の規程	(略)		

第三十八條の二第七項	人事委員会規則	設立団体の人事委員会規則	第三十八條の二第八項	地方公共団体は 人事委員会又は その組織	設立団体は その特定地方独立 行政法人の組織	第三十八條の三、第三十八條の四及び第三十八條の五第一項	人事委員会 設立団体の人事委員会	第三十八條の六第一項	地方公共団体は	特定地方独立行政 法人又は設立団体 は	第三十八條の六第二項	地方公共団体	当該地方公共団体 行政法人	第四十二條	地方公共団体	特定地方独立行政
------------	---------	--------------	------------	----------------------------	------------------------------	-----------------------------	---------------------	------------	---------	---------------------------	------------	--------	------------------	-------	--------	----------

第四十二條	地方公共団体	特定地方独立行政
-------	--------	----------

第六十条第七号	条例を定めている 地方公共団体	法人
	設立団体が条例を定めている場合における当該特定地方独立行政法人	

4 5 6 (略)

(議会への報告等)
第五十四条 (略)

2 (略)

3 特定地方独立行政法人は、地方公務員法第三章第六節の二及び第五章(第五十条の二において準用する場合を含む。)の規定を施行するために必要な事項として設立団体の人事委員会(人事委員会を置かない設立団体においては、設立団体の長。以下この項において同じ。)が定める事項を、設立団体の人事委員会が定める日までに、設立団体の人事委員会に届け出なければならぬ。

第六十二条の二 第五十九条第一項に規定する設立団体の内部組織で当該移行型特定地方独立行政法人の業務に相当する業務を行うものの職員(地方公務員法第四十条第一項に規定する職員であつた者に限る。)であつた者に対する同法第三十八条の二から第三十八条の六までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)並びに同法第六十条第四号から第八号まで及び第六十三条の規定の適用については、当該移行型特定地方独立行政

		法人

4 5 6 (略)

(議会への報告等)
第五十四条 (略)

2 (略)

(新設)

政法人を当該職員であつた者が在職していた地方公共団体と、当該移行型特定地方独立行政法人の職員若しくは役員又はこれらに類する者として第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する同法第三十八条の二第一項に規定する人事委員会規則で定めるものを当該職員であつた者が在職していた地方公共団体の同法第三十八条の二第一項に規定する執行機関の組織又は同項に規定する議会の事務局の職員又はこれに類する者として同項に規定する人事委員会規則で定めるものとみなす。

(設立団体が二以上である場合の特例)

第九十条 (略)

2 4 (略)

5 設立団体が二以上である場合における第五十条の二

及び第五十三条第三項から第六項までの規定の適用については、第五十条の二中「設立団体(地方独立行政法人法第六條第三項に規定する設立団体」とあるのは「一条例適用設立団体(地方独立行政法人法第九十条第一項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体」と、「設立団体に」とあるのは「一条例適用設立団体に」と、「設立団体の」とあるのは「一条例適用設立団体の」と、「設立団体は」とあるのは「一条例適用設立団体は」と、「設立団体」とあるのは「一条例適用設立団体」と、「設立団体が」とあるのは「一条例適用設立団体が」と、第五十三条第三項の表中「設立団体(地方独立行政法人法第六條第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）」の」とあるのは「地方独立行政法人法第九十条第四項の規定によりその条例を

(設立団体が二以上である場合の特例)

第九十条 (略)

2 4 (略)

5 設立団体が二以上である場合における第五十三条第

三項から第六項までの規定の適用については、同条第三項の表中「設立団体(地方独立行政法人法第六條第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）」の」とあるのは「地方独立行政法人法第九十条第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体」と、「設立団体に」とあるのは「一条例適用設立団体に」と、「設立団体の」とあるのは「一条例適用設立団体の」と、「設立団体は」とあるのは「一条例適用設立団体は」と、「設立団体」とあるのは「一条例適用設立団体」と、「設立団体が」とあるのは「一条例適用設立団体が」と、第九十条第四項の規定中「設立団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六條第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）」の」とあるのは「地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第九十条第四項の規定によりその条例を同法第二條第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団

特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体（以下「条例適用設立団体」という。）の」と、「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」と、同表第三十八条の二第一項の項、第三十八条の二第七項の項、第三十八条の二第八項の項、第三十八条の三、第三十八条の四及び第三十八条の五第一項の項、第三十八条の六第一項の項、第三十八条の六第二項の項及び第六十条第七号の項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三条第四項から第六項までの規定中「設立団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の」とあるのは「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第九十条第四項の規定によりその条例を同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体（以下「条例適用設立団体」という。）の」と、「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」とする。

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした地方独立行政法人の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 (略)
- 二 この法律の規定により設立団体の長又は設立団体の人事委員会に届出をしなければならぬ場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

三〇十四 (略)

体（以下「条例適用設立団体」という。）の」と、「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」とする。

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした地方独立行政法人の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 (略)
- 二 この法律の規定により設立団体の長に届出をしなければならぬ場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

三〇十四 (略)

改正案	現行
<p>（役員の退職管理） 第五十条の二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第八号第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三十八号の二から第三十八号の六までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、同法第六十条（第四号から第八号までに係る部分に限る。）及び第六十三号の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、同法第八号第一項第三号中「職員に関する人事行政」とあるのは「特定地方独立行政法人の役員の退職管理」と、「人事行政の運営」とあるのは「その退職管理」と、同法第三十八号の二第一項中「職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（第二十八号の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下この節、第六十条及び第六十三号において同じ。）」とあるのは「特定地方独立行政法人の役員」と、「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、「人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則」とあるのは「設立団体（地方独立行政法人法第六号第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の人事委員会規則（人事委員会を置かない設立団体においては、設立団体の規則）をいう」と、「この条」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用するこの条」と、同条第二項中「前項」とあるのは「地方</p>	<p>（役員の退職管理） 第五十条の二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第八号第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第三十八号の二から第三十八号の六までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、同法第六十条（第四号から第八号までに係る部分に限る。）及び第六十三号の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、同法第八号第一項第四号中「人事行政の運営」とあるのは「特定地方独立行政法人の役員の退職管理」と、同法第三十八号の二第一項中「職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（第二十八号の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下この節、第六十条及び第六十三号において同じ。）」とあるのは「特定地方独立行政法人の役員」と、「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、「職員若しくは」とあるのは「職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（第二十八号の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）若しくは」と、「人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則」とあるのは「設立団体（地方独立行政法人法第六号第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の人事委員会規則（人事委員会を置かない設立団体においては、設立団体の規則）を置かない設立団体においては、設立団体の規則」とあるのは「地方</p>

独立行政法人法第五十条の二において準用する前項」と、「地方公共団体の条例」とあるのは「特定地方独立行政法人の規程」と、同条第三項中「第一項の「退職手当通算予定職員」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第一項の「退職手当通算予定役員」と、「前項」とあるのは「同条において準用する前項」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同条第四項中「第一項の」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第一項の」と、同条第五項及び第六項各号列記以外の部分中「第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第一項」と、同項中「第八項」とあるのは「同条において準用する第八項」と、同条第七項中「前項各号」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する前項各号」と、「人事委員会規則」とあるのは「設立団体の人事委員会規則」と、「人事委員会又は」とあるのは「設立団体の人事委員会又は」と、同条第八項中「地方公共団体の人事委員会又は」と、同条第八項中「地方公共団体は」とあるのは「設立団体は」と、「その組織」とあるのは「その特定地方独立行政法人の組織」と、同法第三十八条の三中「前条」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する前条」と、同条、同法第三十八条の四及び第三十八条の五第一項中「人事委員会」とあるのは「設立団体の人事委員会」と、同法第三十八条の六第一項中「地方公共団体は」とあるのは「特定地方独立行政法人又は設立団体は」と、「地方公共団体の職員」とあるのは「特定地方独立行政法人の役員」と、同条第二項中「地方公共団体」とあるのは「設立団体」と、「第三十八条の二」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において

則）をいう」と、「この条」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用するこの条」と、同条第二項中「前項」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する前項」と、「地方公共団体の条例」とあるのは「特定地方独立行政法人の規程」と、同条第三項中「第一項の「退職手当通算予定職員」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第一項の「退職手当通算予定役員」と、「前項」とあるのは「同条において準用する前項」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同条第四項中「第一項の」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第一項の」と、同条第五項及び第六項各号列記以外の部分中「第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第一項」と、同項中「第八項」とあるのは「同条において準用する第八項」と、同条第七項中「前項各号」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する前項各号」と、「人事委員会規則」とあるのは「設立団体の人事委員会規則」と、「人事委員会又は」とあるのは「設立団体の人事委員会又は」と、同条第八項中「地方公共団体は」とあるのは「設立団体は」と、「その組織」とあるのは「その特定地方独立行政法人の組織」と、同法第三十八条の三中「前条」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する前条」と、同条、同法第三十八条の四及び第三十八条の五第一項中「人事委員会」とあるのは「設立団体の人事委員会」と、同法第三十八条の六第一項中「地方公共団体は」とあるのは「特定地方独立行政法人又は設立団体は」と、「地方公共団体の職員」とあるのは「特定地方独立行政法人の

準用する第三十八条の二」と、同法第六十条第七号中「第三十八条の二第八項の規定に基づき条例を定めている地方公共団体」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第三十八条の二第八項の規定に基づき設立団体が条例を定めている場合における当該特定地方独立行政法人」と、同条第八号中「第四号から前号までに掲げる再就職者又は依頼（地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第四号から前号まで）」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第四号から前号まで」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第三十八条の二第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第三十八条の二第二項」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第三十八条の六第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（職員に係る他の法律の適用除外等）

第五十三条 次に掲げる法律の規定は、特定地方独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。

一 地方公務員法第八号（第一項第三号及び第五号並びに第七項を除く。）、第十四条の二、第十五条の二第三項、第二十三条の二第三項、第二十四条から第二十六条の三まで、第二十六条の五第三項、第三

役員」と、同条第二項中「地方公共団体」とあるのは「設立団体」と、「第三十八条の二」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第三十八条の二」と、同法第六十条第七号中「第三十八条の二第八項の規定に基づき条例を定めている地方公共団体」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第三十八条の二第八項の規定に基づき設立団体が条例を定めている場合における当該特定地方独立行政法人」と、同条第八号中「第四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第四号から前号まで）」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第四号から前号まで」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第四号から前号まで」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第三十八条の二第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第三十八条の二第二項」とあるのは「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第三十八条の六第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（職員に係る他の法律の適用除外等）

第五十三条 次に掲げる法律の規定は、特定地方独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。

一 地方公務員法第八号（第一項第四号及び第七項を除く。）、第十四条第二項、第十五条の二第三項、第二十三条の二第三項、第二十三条の四から第二十六条の三まで、第二十六条の五第三項、第三十七条

十七條、第三十八條第二項、第三十九條第三項、第四十六條から第四十九條まで、第五十二條、第五十八條（同條第三項中労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十四條第二項及び第三項に係る部分並びに同法第七十五條から第八十八條まで及び船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十九條から第九十六條までに係る部分（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二條第一項に規定する者に適用される場合に限る。）を除く。）、第五十八條の二及び第五十八條の三の規定

二・三 (略)

3 2 (略)

職員に関する地方公務員法の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	第八條第一項第三号	人事行政の運営	(略)	退職管理
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第十七條の二第二項	任命権者（特例委員会を置く地方公共団体に	第十七條の二第二項	条例	設立団体の条例	特定地方独立行政法人の理事長

、第三十八條第二項、第三十八條の七、第三十九條第三項及び第四項、第四十六條から第四十九條まで、第五十二條から第五十六條まで、第五十八條（同條第三項中労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十四條第二項及び第三項に係る部分並びに同法第七十五條から第八十八條まで及び船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十九條から第九十六條までに係る部分（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二條第一項に規定する者に適用される場合に限る。）を除く。）、第五十八條の二並びに第五十八條の三の規定

二・三 (略)

3 2 (略)

職員に関する地方公務員法の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	第八條第一項第四号	人事行政の運営	(略)	退職管理
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第十七條の二第三項	人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体に	第十七條の二第二項	人事委員会を置かない地方公共団体	特定地方独立行政法人	特定地方独立行政法人の理事長

第十八条	人事委員会又は公平委員会。以下この節において「任命権者等」という。	任命権者等	他の地方公共団体の機関	これらの機関	任命権者等	第十八条の二、第十九条及び第二十條第二項	第二十一条の二第二項	第二十一条の二第三項	又は他の地方公共
						特定地方独立行政法人の理事長	特定地方独立行政法人の理事長	任命権者等	

第十八条	いは、任命権者とする。以下この節において「人事委員会等」という。	人事委員会等	他の地方公共団体の機関	これらの機関	人事委員会等	第十八条の二、第十九条及び第二十條第二項	第二十一条の二第二項	第二十一条の二第三項	又は他の地方公共
						特定地方独立行政法人の理事長	特定地方独立行政法人の理事長が	任命権者が、人事委員会等の行う	

4 ～ 6 (略)	(議会への報告等) 第五十四条 特定地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員(地方公務員法第二十二條の三第一項の規定により派遣された者、同法第二十八條第二項又は	(略)	(略)	(略)	第二十八條 第二項第四 号及び第三 項並びに第 二十八條の 第二項及 び第二項	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	條例	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	設立団体の條例	(略)	(略)

4 ～ 6 (略)	(議会への報告等) 第五十四条 特定地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員(地方公務員法第二十八條第二項又は第二十九條の規定による休職又は停職の処分を受けた者	(略)	第二十九條 第二項	(略)	第二十八條 第三項及び 第四項並び に第二十八 條の第二第 一項及び第 二項	(略)	(略)
		(略)	條例	当該地方公共団体 若しくは特定地方 独立行政法人 他の地方公共団体	(略)	條例	(略)
		(略)	設立団体の條例	他の特定地方独立 行政法人若しくは 地方公共団体	(略)	設立団体の條例	(略)

第二十九条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を設立団体の長に報告しなければならぬ。

2・3 (略)

(移行型地方独立行政法人の職員となる者の職員団体
についての経過措置)

第六十四条 移行型特定地方独立行政法人の成立の際現に存する地方公務員の労働関係に関する法律(平成二十四年法律第 号)第二条第二号に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が第五十九条第一項の規定により当該移行型特定地方独立行政法人の職員となる者であるものは、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の際地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、同号に規定する労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により地方公営企業等の労働関係に関する法律の適用を受ける法人である労働組合となつたものは、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により地方公営企業等の労働関係に関

、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を設立団体の長に報告しなければならぬ。

2・3 (略)

(移行型地方独立行政法人の職員となる者の職員団体
についての経過措置)

第六十四条 移行型特定地方独立行政法人の成立の際現に存する地方公務員法第五十二条第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が第五十九条第一項の規定により当該移行型特定地方独立行政法人の職員となる者であるものは、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の際地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについて

する法律の適用を受ける労働組合となったものについては、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第六十五条 移行型一般地方独立行政法人の成立の際現に存する地方公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が第五十九条第二項の規定により当該移行型一般地方独立行政法人の職員となる者であるものは、当該移行型一般地方独立行政法人の成立の際労働組合法の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、同号に規定する労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前条第二項の規定は前項の規定により労働組合法の適用を受ける法人である労働組合となったものについて、同条第三項の規定は前項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となったものについて、それぞれ準用する。

第六十七条の三 前条の規定により定款変更後の法人の職員となった者（設立団体を任命権者の要請に応じ地方公務員法第二十二条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職した者に限る。）に対する第十九条第二項の規定の適用については、当該定款変更後の法人の職員を同項に規定する特別職地方公務員等とみなす。

は、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第六十五条 移行型一般地方独立行政法人の成立の際現に存する地方公務員法第五十二条第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が第五十九条第二項の規定により当該移行型一般地方独立行政法人の職員となる者であるものは、当該移行型一般地方独立行政法人の成立の際労働組合法の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前条第二項の規定は前項の規定により法人である労働組合となったものについて、同条第三項の規定は前項の規定により労働組合となったものについて、それぞれ準用する。

第六十七条の三 前条の規定により定款変更後の法人の職員となった者（設立団体を任命権者の要請に応じ地方公務員法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職した者に限る。）に対する同項の規定の適用については、当該定款変更後の法人の職員を同項に規定する特別職地方公務員等とみなす。

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 職員 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員をいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十七条第一項に規定する消防職員</p> <p>ニ 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号に規定する職員</p> <p>二（略）</p> <p>（労働組合のための職員の行為の制限）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項ただし書の規定により認証された労働組合の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（消防組織法第十七条の四第一項ただし書（同法第二十八条において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定により同法第十七条の四第一項ただし書に規定する登録を受けた消防職員団体の業務に専ら従事したことがある職員又は地方公営企業等の労働関係に関する法律第六条第一項ただ</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 職員 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員をいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号に規定する職員</p> <p>二（略）</p> <p>（労働組合のための職員の行為の制限）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項ただし書の規定により認証された労働組合の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（地方公営企業等の労働関係に関する法律第六条第一項ただし書（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の規定により組合の役員として組合の業務に専ら従事したことがある職員について、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。</p>

し書の規定により組合の役員として組合の業務に専ら
従事したことがある職員については、五年からこれら
の専ら従事した期間を控除した期間）を超えることが
できない。
4
5
6
（略）

4
5
6
（略）

改正案	現行
<p>第二十三条（略）</p> <p>②④（略）</p> <p>⑤ 第一項又は前項に規定する販売の相手方たる事業者には、次に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体を含まないものとする。ただし、第七号及び第九号に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体にあつては、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、<u>商工組合又は商工組合連合会が当該事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会を直接又は間接に構成する者の消費の用に供する第二項に規定する商品又は前項に規定する物を買受ける場合に限る。</u></p> <p>一 六（略）</p> <p>七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年第八十一号）</p> <p>八 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）</p> <p>九 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）</p> <p>十 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百十八号）</p> <p>十一 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）</p>	<p>第二十三条（略）</p> <p>②④（略）</p> <p>⑤ 第一項又は前項に規定する販売の相手方たる事業者には、次に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体を含まないものとする。ただし、第七号及び第十号に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体にあつては、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、<u>商工組合又は商工組合連合会が当該事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会を直接又は間接に構成する者の消費の用に供する第二項に規定する商品又は前項に規定する物を買受ける場合に限る。</u></p> <p>一 六（略）</p> <p>七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年六月一日法律第八十一号）</p> <p>八 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）</p> <p>九 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）</p> <p>十 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）</p> <p>十一 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百十八号）</p> <p>十二 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）</p>

⑥
(略)

十二	森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）
十三	地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）

⑥
(略)

十三	森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）
----	----------------------

改正案	現行
<p>第二十三条（略）</p> <p>②④（略）</p> <p>⑤ 第一項又は前項に規定する販売の相手方たる事業者には、次に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体を含まないものとする。ただし、第八号及び第十号に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体にあつては、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会が当該事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会を直接又は間接に構成する者の消費の用に供する第二項に規定する商品又は前項に規定する物を買受ける場合に限る。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）</p> <p>四 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）</p> <p>五 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）</p> <p>六 行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）</p> <p>七 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）</p> <p>八 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）</p> <p>九 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）</p>	<p>第二十三条（略）</p> <p>②④（略）</p> <p>⑤ 第一項又は前項に規定する販売の相手方たる事業者には、次に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体を含まないものとする。ただし、第七号及び第九号に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体にあつては、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会が当該事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会を直接又は間接に構成する者の消費の用に供する第二項に規定する商品又は前項に規定する物を買受ける場合に限る。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）</p> <p>四 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）</p> <p>五 行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）</p> <p>六 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）</p> <p>七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）</p> <p>八 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）</p>

- ⑥
(略)
- 十 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）
 - 十一 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
 - 十二 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）
 - 十三 森林組合法（昭和三十五年法律第三十六号）
 - 十四 地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）

- ⑥
(略)
- 九 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）
 - 十 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百十八号）
 - 十一 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）
 - 十二 森林組合法（昭和三十五年法律第三十六号）
 - 十三 地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）

改正案	現行
<p>② （略）</p> <p>（地方公共団体の行う無料職業紹介事業） 第三十三条の四 地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する無料の職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、厚生労働大臣に届け出て、当該無料の職業紹介事業を行うことができる。</p> <p>一 当該地方公共団体の区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策、企業の立地の促進を図るための施策その他当該区域内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する業務として行う無料の職業紹介事業</p> <p>二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条の六第一項（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十条の二において準用する場合を含む。）に規定する退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置として行う無料の職業紹介事業</p>	<p>② （略）</p> <p>（地方公共団体の行う無料職業紹介事業） 第三十三条の四 地方公共団体は、当該地方公共団体の区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策、企業の立地の促進を図るための施策その他当該区域内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する業務として無料の職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、厚生労働大臣に届け出て、当該無料の職業紹介事業を行うことができる。</p>

改正案	現行
<p>（会社等の寄附の制限） 第二十一条 会社、労働組合（労働組合法（昭和二十四 年法律第七十四号）第二条、国家公務員の労働関係 に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二条 第二号又は地方公務員の労働関係に関する法律（平成 二十四年法律第 号）第二条第二号に規定する労 働組合をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及 び第二項において同じ。）その他の団体は、政党及び 政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する 寄附をしてはならない。</p> <p>2 （略） 3 何人も、会社、労働組合その他の団体（政治団体を 除く。）に対して、政治活動に関する寄附（政党及び 政治資金団体に対するものを除く。）をすることを勧 誘し、又は要求してはならない。</p> <p>4 （略） （寄附の総額の制限） 第二十一条の三 （略）</p> <p>一・二 （略） 三 労働組合のする寄附 次の表の上欄に掲げる労働</p>	<p>（会社等の寄附の制限） 第二十一条 会社、労働組合（労働組合法（昭和二十四 年法律第七十四号）第二条又は国家公務員の労働関 係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二 条第二号に規定する労働組合をいう。第三項並びに第 二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）職 員団体（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十 一号）第五十二条に規定する職員団体をいう。第三項 並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ ）。その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者 に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない</p> <p>2 （略） 3 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（ 政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附 （政党及び政治資金団体に対するものを除く。）をす ることを勧誘し、又は要求してはならない。</p> <p>4 （略） （寄附の総額の制限） 第二十一条の三 政党及び政治資金団体に対してされる 政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号 の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えることがで きない。</p> <p>一・二 （略） 三 労働組合又は職員団体のする寄附 次の表の上欄</p>

組合の組合員の数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額 《表略》

四 (略)

2 資本金の額若しくは出資の金額が百億円以上の会社、組合員の数が十五万人以上の労働組合又は前年における年間の経費の額が八千万円以上の前項第四号の団体については、同項第二号から第四号までに掲げる額は、三千万円に、それぞれ資本金の額若しくは出資の金額が五十億円を超える金額五十億円ごと、組合員の数が十万人を超える数五万人ごと、又は前年における年間の経費の額が六千万円を超える金額二千万円ごとに五百万円（その合計額が三千万円に達した後においては、三百万円）を加算した金額（その加算する金額の合計額が七千万円を超える場合には、七千万円を加算した金額）として、同項の規定を適用する。

3・4 (略)

5 第一項第二号に規定する資本金の額又は出資の金額、同項第三号に規定する組合員の数及び同項第四号に規定する年間の経費の額の計算その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第二十二條の九 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第三項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同

に掲げる労働組合の組合員又は職員団体の構成員（次項において「組合員等」という。）の数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額 《表略》

四 (略)

2 資本金の額若しくは出資の金額が百億円以上の会社、組合員等の数が十五万人以上の労働組合若しくは職員団体又は前年における年間の経費の額が八千万円以上の前項第四号の団体については、同項第二号から第四号までに掲げる額は、三千万円に、それぞれ資本金の額若しくは出資の金額が五十億円を超える金額五十億円ごと、組合員等の数が十万人を超える数五万人ごと、又は前年における年間の経費の額が六千万円を超える金額二千万円ごとに五百万円（その合計額が三千万円に達した後においては、三百万円）を加算した金額（その加算する金額の合計額が七千万円を超える場合には、七千万円を加算した金額）として、同項の規定を適用する。

3・4 (略)

5 第一項第二号に規定する資本金の額又は出資の金額、同項第三号に規定する組合員等の数及び同項第四号に規定する年間の経費の額の計算その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

（政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払への公務員の関与等の制限）

第二十二條の九 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第三項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同

じ。）の職員で次に掲げるものは、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に關与し、又は政治資金パーティーに對価を支払つて参加することを求め、若しくは政治資金パーティーの對価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に關与してはならない。

一、四（略）

五 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する職員（地方公営企業等の労働關係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号に規定する職員で政令で定めるもの及び同法附則第五項に規定する単純な勞務に雇用される職員を除く。）

2
六（略）

じ。）の職員で次に掲げるものは、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に關与し、又は政治資金パーティーに對価を支払つて参加することを求め、若しくは政治資金パーティーの對価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に關与してはならない。

一、四（略）

五 地方公務員法第三条第二項に規定する一般職に属する職員（地方公営企業等の労働關係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号に規定する職員で政令で定めるもの及び同法附則第五項に規定する単純な勞務に雇用される職員を除く。）

2
六（略）

改正案	現行
<p>（会社等の寄附の制限）</p> <p>第二十一条 会社、労働組合（労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条、国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二条）に關する法律（平成二十三年法律第 号）第二条</p> <p>第二号又は地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）第二条第二号に規定する労働組合をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）</p> <p>消防職員団体（消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十七条第一項に規定する消防職員団体をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）</p> <p>その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 何人も、会社、労働組合、消防職員団体その他の団体（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附（政党及び政治資金団体に対するものを除く。）をすることを勧誘し、又は要求してはならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>（寄附の総額の制限）</p> <p>第二十一条の三 政党及び政治資金団体に対してされる政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えることができない。</p>	<p>（会社等の寄附の制限）</p> <p>第二十一条 会社、労働組合（労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条、国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二条）に關する法律（平成二十三年法律第 号）第二条</p> <p>第二号又は地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）第二条第二号に規定する労働組合をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）</p> <p>その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 何人も、会社、労働組合その他の団体（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附（政党及び政治資金団体に対するものを除く。）をすることを勧誘し、又は要求してはならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>（寄附の総額の制限）</p> <p>第二十一条の三 政党及び政治資金団体に対してされる政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えることができない。</p>

<p>5 3 ・ 4 (略)</p> <p>第一項第二号に規定する資本金の額又は出資の金額、同項第三号に規定する組合員等の数及び同項第四号に規定する年間の経費の額の計算その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 労働組合又は消防職員団体のする寄附 次の表の上欄に掲げる労働組合の組合員又は消防職員団体の構成員(次項及び第五項において「組合員等」という。)の数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額 《表略》</p> <p>四 (略)</p> <p>2 資本金の額若しくは出資の金額が百億円以上の会社、組合員等の数が十五万人以上の労働組合若しくは消防職員団体又は前年における年間の経費の額が八千万円以上の前項第四号の団体については、同項第二号から第四号までに掲げる額は、三千万円に、それぞれ資本金の額若しくは出資の金額が五十億円を超える金額五十億円ごと、組合員等の数が十万人を超える数五万人ごと、又は前年における年間の経費の額が六千万円を超える金額二千万円ごとに五百万円(その合計額が三千万円に達した後においては、三百万円)を加算した金額(その加算する金額の合計額が七千万円を超える場合には、七千万円を加算した金額)として、同項の規定を適用する。</p>
<p>5 3 ・ 4 (略)</p> <p>第一項第二号に規定する資本金の額又は出資の金額、同項第三号に規定する組合員等の数及び同項第四号に規定する年間の経費の額の計算その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 労働組合のする寄附 次の表の上欄に掲げる労働組合の組合員の数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額 《表略》</p> <p>四 (略)</p> <p>2 資本金の額若しくは出資の金額が百億円以上の会社、組合員の数が十五万人以上の労働組合又は前年における年間の経費の額が八千万円以上の前項第四号の団体については、同項第二号から第四号までに掲げる額は、三千万円に、それぞれ資本金の額若しくは出資の金額が五十億円を超える金額五十億円ごと、組合員の数が十万人を超える数五万人ごと、又は前年における年間の経費の額が六千万円を超える金額二千万円ごとに五百万円(その合計額が三千万円に達した後においては、三百万円)を加算した金額(その加算する金額の合計額が七千万円を超える場合には、七千万円を加算した金額)として、同項の規定を適用する。</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲） 第二十五条 道府県は、次に掲げる者に対しては、道府県民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 日本赤十字社、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項の法人、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）による労働組合、公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第二条第五項に規定する法人である公務員労働組合等、漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、信用保証協会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、都道府県農業会議、全国農業会議所、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。）、中小企業団体中央会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、国民健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、</p>	<p>（個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲） 第二十五条 道府県は、次に掲げる者に対しては、道府県民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 日本赤十字社、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項の法人、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）による労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第二条第五項に規定する法人である職員団体等、漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、信用保証協会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、都道府県農業会議、全国農業会議所、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。）、中小企業団体中央会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、国民健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共</p>

地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人又は公益財団法人で博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二條第一項の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七條の二第一項に規定する法人である政党等

2・3 (略)

(法人の事業税の非課税所得等の範囲)

第七十二條の五 道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。

一～三 (略)

四 労働組合法による法人である労働組合及び公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律第二條第五項に規定する法人である公務員労働組合等

2・4 (略)

(個人以外の者の市町村民税の非課税の範囲)

第二百九十六條 市町村は、次に掲げる者に対しては、市町村民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

一 (略)

二 日本赤十字社、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人、私立学校法第六十四條第四項の法人、労働組合法による労働組合、公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律第二條第五項に規定する法人である公務員労働組合等、漁船保険

済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人又は公益財団法人で博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二條第一項の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七條の二第一項に規定する法人である政党等

2・3 (略)

(法人の事業税の非課税所得等の範囲)

第七十二條の五 道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。

一～三 (略)

四 法人である労働組合及び職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく法人である職員団体等

2・4 (略)

(個人以外の者の市町村民税の非課税の範囲)

第二百九十六條 市町村は、次に掲げる者に対しては、市町村民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

一 (略)

二 日本赤十字社、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人、私立学校法第六十四條第四項の法人、労働組合法による労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第二條第五項に規定する法人である職員団体等、漁船保険組合、漁船保

組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、信用保証協会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、都道府県農業会議、全国農業会議所、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会（医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。）、中小企業団体中央会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人又は公益財団法人で博物館法第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等

2・3 (略)

2 (固定資産税の非課税の範囲)
第三百四十八条 (略)

2・3 (略)

4 市町村は、森林組合法、農業協同組合法、農業災害補償法、消費生活協同組合法、水産業協同組合法、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十一年法律第八十五号）、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）、商店街振興組

除中央会、漁業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、信用保証協会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、都道府県農業会議、全国農業会議所、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会（医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。）、中小企業団体中央会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人又は公益財団法人で博物館法第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等

2・3 (略)

2 (固定資産税の非課税の範囲)
第三百四十八条 (略)

2・3 (略)

4 市町村は、森林組合法、農業協同組合法、農業災害補償法、消費生活協同組合法、水産業協同組合法、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十一年法律第八十五号）、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）、商店街振興組

5
5
10
(略)

合法（昭和三十七年法律第四百一十一号）及び生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）による組合（信用協同組合及び企業組合を除き、生活衛生同業小組合を含む。）、連合会（信用協同組合連合会（中小企業等協同組合））、連合会（信用協同組合連合会（中小企業等協同組合））の九第一項第一号に規定する事業を行う協同組合連合会をいう。第三百四十九条の三第二十六項において同じ。）を除く。）及び中央会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会、厚生年金基金及び企業年金連合会、企業年金基金、国民年金基金及び国民年金基金連合会、法人である労働組合、公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律第二条第五項に規定する法人である公務員労働組合等、漁船保険組合、漁船保険中央会、たばこ耕作組合、輸出水産業組合並びに土地改良事業団体連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に対しては、固定資産税を課することができない。

5
5
10
(略)

合法（昭和三十七年法律第四百一十一号）及び生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）による組合（信用協同組合及び企業組合を除き、生活衛生同業小組合を含む。）、連合会（信用協同組合連合会（中小企業等協同組合））、連合会（信用協同組合連合会（中小企業等協同組合））の九第一項第一号に規定する事業を行う協同組合連合会をいう。第三百四十九条の三第二十六項において同じ。）を除く。）及び中央会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会、厚生年金基金及び企業年金連合会、企業年金基金、国民年金基金及び国民年金基金連合会、法人である労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律による法人である職員団体等、漁船保険組合、漁船保険中央会、たばこ耕作組合、輸出水産業組合並びに土地改良事業団体連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に対しては、固定資産税を課することができない。

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲） 第二十五条 道府県は、次に掲げる者に対しては、道府県民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 日本赤十字社、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項の法人、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）による労働組合、公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）<u>第二条第六項</u>に規定する法人である公務員労働組合等、漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、信用保証協会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、都道府県農業会議、全国農業会議所、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。）、中小企業団体中央会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、</p>	<p>（個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲） 第二十五条 道府県は、次に掲げる者に対しては、道府県民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 日本赤十字社、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項の法人、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）による労働組合、公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）<u>第二条第五項</u>に規定する法人である公務員労働組合等、漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、信用保証協会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、都道府県農業会議、全国農業会議所、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。）、中小企業団体中央会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、</p>

地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人又は公益財団法人で博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等

2・3 (略)

(法人の事業税の非課税所得等の範囲)

第七十二条の五 道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。

一 三 (略)

四 労働組合法による法人である労働組合及び公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律第二条第六項に規定する法人である公務員労働組合等

五 十一 (略)

2 4 (略)

(個人以外の者の市町村民税の非課税の範囲)

第二百九十六条 市町村は、次に掲げる者に対しては、市町村民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

一 (略)

二 日本赤十字社、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人、私立学校法第六十四条第四項の法人、労働組合法による労働組合、公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律第二条第六項

地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人又は公益財団法人で博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等

2・3 (略)

(法人の事業税の非課税所得等の範囲)

第七十二条の五 道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。

一 三 (略)

四 労働組合法による法人である労働組合及び公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律第二条第五項に規定する法人である公務員労働組合等

五 十一 (略)

2 4 (略)

(個人以外の者の市町村民税の非課税の範囲)

第二百九十六条 市町村は、次に掲げる者に対しては、市町村民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

一 (略)

二 日本赤十字社、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人、私立学校法第六十四条第四項の法人、労働組合法による労働組合、公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律第二条第五項

に規定する法人である公務員労働組合等、漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、信用保証協会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、都道府県農業会議、全国農業会議所、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会（医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。）、中小企業団体中央会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、国民健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人又は公益財団法人で博物館法第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等

2・3 (略)

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 (略)

2・3 (略)

4 市町村は、森林組合法、農業協同組合法、農業災害補償法、消費生活協同組合法、水産業協同組合法、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十一年法律第八十五号）、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和三十一年法律第八十五号）、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和三十一年法律第八十五号）

に規定する法人である公務員労働組合等、漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、信用保証協会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、都道府県農業会議、全国農業会議所、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会（医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。）、中小企業団体中央会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、国民健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人又は公益財団法人で博物館法第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等

2・3 (略)

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 (略)

2・3 (略)

4 市町村は、森林組合法、農業協同組合法、農業災害補償法、消費生活協同組合法、水産業協同組合法、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十一年法律第八十五号）、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和三十一年法律第八十五号）

する法律（昭和二十八年法律第七号）、商店街振興組
合法（昭和三十七年法律第四十一号）及び生活衛生
関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和
三十二年法律第六十四号）による組合（信用協同組
合及び企業組合を除き、生活衛生同業小組合を含む。
）、連合会（信用協同組合連合会（中小企業等協同組
合法第九条の九第一項第一号に規定する事業を行う協
同組合連合会をいう。第三百四十九条の三第二十六項
において同じ。）を除く。）及び中央会、全国健康保
険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国民
健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、国家公務
員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務
員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方
公務員共済組合連合会、厚生年金基金及び企業年金連
合会、企業年金基金、国民年金基金及び国民年金基金
連合会、法人である労働組合、公務員労働組合等に対
する法人格の付与に関する法律第二条第六項に規定す
る法人である公務員労働組合等、漁船保険組合、漁船
保険中央会、たばこ耕作組合、輸出水産業組合並びに
土地改良事業団体連合会が所有し、かつ、使用する事
務所及び倉庫に対しては、固定資産税を課することが
できない。

5
（略）

する法律（昭和二十八年法律第七号）、商店街振興組
合法（昭和三十七年法律第四十一号）及び生活衛生
関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和
三十二年法律第六十四号）による組合（信用協同組
合及び企業組合を除き、生活衛生同業小組合を含む。
）、連合会（信用協同組合連合会（中小企業等協同組
合法第九条の九第一項第一号に規定する事業を行う協
同組合連合会をいう。第三百四十九条の三第二十六項
において同じ。）を除く。）及び中央会、全国健康保
険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国民
健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、国家公務
員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務
員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方
公務員共済組合連合会、厚生年金基金及び企業年金連
合会、企業年金基金、国民年金基金及び国民年金基金
連合会、法人である労働組合、公務員労働組合等に対
する法人格の付与に関する法律第二条第五項に規定す
る法人である公務員労働組合等、漁船保険組合、漁船
保険中央会、たばこ耕作組合、輸出水産業組合並びに
土地改良事業団体連合会が所有し、かつ、使用する事
務所及び倉庫に対しては、固定資産税を課することが
できない。

5
（略）

改正案	現行
<p>第三十七条 削除</p> <p>（他の法律の適用除外等） 第三十九条 企業職員については、地方公務員法第五条、第八条（第一項第四号及び第六号、第三項並びに第五項を除く。）、第十四条第二項、第二十三条の四から第二十六条の三まで、第二十六条の五第三項、第三十七条、第三十九条第四項、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで、第五十八条（同条第三項中労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十四条第二項及び第三項に係る部分並びに同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十九条から第九十六条までに係る部分（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。）を除く。）及び第五十八条の三、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第四条第二項、第七条、第八条、第十四条、第十五条及び第十九条、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成十二年法律第五</p>	<p>（職階制） 第三十七条 企業職員については、職階制を実施することができ 2 前項の職階制においては、企業職員の職を職務の種類及び複雑と責任の度に応じて分類整理しなければならない。</p> <p>（他の法律の適用除外等） 第三十九条 企業職員については、地方公務員法第五条、第八条（第一項第六号、第三項及び第五項を除く。）、第十四条第二項、第二十三条から第二十六条の三まで、第二十六条の五第三項、第三十七条、第三十九条第四項、第四十条第二項、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで及び第五十八条（同条第三項中労働基準法第十四条第二項及び第三項に係る部分並びに同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法第八十九条から第九十六条までに係る部分（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。）を除く。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第四条第二項、第七条、第八条、第十四条、第十五条及び第十九条、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成十二年法律第五十一号）第六条並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定は</p>

十一号) 第六条並びに行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定は、適用しない。

2 (略)

3 企業職員に対する地方公務員法第八条第一項第四号の規定の適用については、同号中「人事行政の運営」とあるのは、「退職管理」とする。

4 企業職員に対する地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項及び第十七条の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第六条の規定の適用を受ける国家公務員と同様の勤務の形態によつて勤務する職員以外の職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態)」とあるのは「五分の一勤務時間(当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間(以下この項において「週間勤務時間」という。))に五分の一を乗じて得た時間に端数処理(五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。))を行つて得た時間をいう。))に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間(週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間をいう。))を加えた時間から八分の一勤務時間(週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間をいう。))に五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように地方公営企業の管理者が定める勤務の形態」と、同法第十七条中「第十三条から前条まで」とあるのは「第十三条及び前条」とする。

5 企業職員に対する地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条第三項の規定の適用については、同項中「承認

、適用しない。

2 (略)
(新設)

3 企業職員に対する地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項及び第十七条の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第六条の規定の適用を受ける国家公務員と同様の勤務の形態によつて勤務する職員以外の職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態)」とあるのは「五分の一勤務時間(当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間(以下この項において「週間勤務時間」という。))に五分の一を乗じて得た時間に端数処理(五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。))を行つて得た時間をいう。))に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間(週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間をいう。))を加えた時間から八分の一勤務時間(週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間をいう。))に五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように地方公営企業の管理者が定める勤務の形態」と、同法第十七条中「第十三条から前条まで」とあるのは「第十三条及び前条」とする。

4 企業職員に対する地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条第三項の規定の適用については、同項中「承認

（第二号にあつては、承認その他の処分）」とあるのは「承認その他の処分」と、同項第一号中「承認」とあるのは「承認に相当する承認その他の処分」と、同項第二号中「条例の規定による承認その他の処分」とあるのは「管理規程による承認その他の処分（当該管理規程を制定していない場合にあつては、同法第六十一条第七項の規定により読み替えて準用する同条第五項の規定による承認）」と、同項第三号中「承認」とあるのは「承認に相当する承認その他の処分」とする

（第二号にあつては、承認その他の処分）」とあるのは「承認その他の処分」と、同項第一号中「承認」とあるのは「承認に相当する承認その他の処分」と、同項第二号中「条例の規定による承認その他の処分」とあるのは「管理規程による承認その他の処分（当該管理規程を制定していない場合にあつては、同法第六十一条第七項の規定により読み替えて準用する同条第五項の規定による承認）」と、同項第三号中「承認」とあるのは「承認に相当する承認その他の処分」とする

改正案	現行
<p>（他の法律の適用除外等） 第三十九条 企業職員については、地方公務員法第五 条、第八条（第一項第三号から第五号まで、第三項及び 第五項を除く。）、第十四条の二、第二十四条から第 二十六条の三まで、第二十六条の五第三項、第三十七 条、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条、第 五十八条（同条第三項中労働基準法（昭和二十二年法 律第四十九号）第十四条第二項及び第三項に係る部分 並びに同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法 （昭和二十二年法律第百号）第八十九条から第九十六 条までに係る部分（地方公務員災害補償法（昭和四十 二年法律第百二十一号）第二条第一項に規定する者に 適用される場合に限る。）を除く。）及び第五十八条 の三、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三 年法律第百十号）第四条第二項、第七条、第八条、第 十四条、第十五条及び第十九条、地方公共団体の一般 職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成十二年 法律第五十一号）第六条並びに行政不服審査法（昭和 三十七年法律第百六十号）の規定は、適用しない。</p> <p>3 2 （略） 企業職員に対する地方公務員法第八條第一項第三号 の規定の適用については、同号中「職員に関する人事 行政」とあるのは「職員の退職管理」と、「人事行政 の運営」とあるのは「退職管理」とする。</p>	<p>（他の法律の適用除外等） 第三十九条 企業職員については、地方公務員法第五 条、第八条（第一項第四号及び第六号、第三項並びに第 五項を除く。）、第十四条第二項、第二十三条の四か ら第二十六条の三まで、第二十六条の五第三項、第三 十七条、第三十九条第四項、第四十六条から第四十九 条まで、第五十二条から第五十六条まで、第五十八条 （同条第三項中労働基準法（昭和二十二年法律第四十 九号）第十四条第二項及び第三項に係る部分並びに同 法第七十五条から第八十八条まで及び船員法（昭和二 十二年法律第百号）第八十九条から第九十六条までに 係る部分（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律 第百二十一号）第二条第一項に規定する者に適用され る場合に限る。）を除く。）及び第五十八条の三、地 方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第 百十号）第四条第二項、第七条、第八条、第十四条、 第十五条及び第十九条、地方公共団体の一般職の任期 付研究員の採用等に関する法律（平成十二年法律第五 十一号）第六条並びに行政不服審査法（昭和三十七年 法律第百六十号）の規定は、適用しない。</p> <p>3 2 （略） 企業職員に対する地方公務員法第八條第一項第四号 の規定の適用については、同号中「人事行政の運営」 とあるのは、「退職管理」とする。</p>

4
•
5
(略)

4
•
5
(略)

改正案	現行
<p>（会員たる資格） 第十一条 労働金庫の会員たる資格を有するものは、次に掲げるもので定款で定めるものとする。 一・二 （略） 三 その労働金庫の地区内に事務所を有する国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第号）第二条第二号又は地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第号）第二条第二号に規定する労働組合、健康保険組合及び同連合会、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）に基づく労働組合及び同連合会、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく労働組合及び同連合会並びに私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第百四十五号）の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団</p> <p>2・3 （略） 四 （略）</p>	<p>（会員たる資格） 第十一条 労働金庫の会員たる資格を有するものは、次に掲げるもので定款で定めるものとする。 一・二 （略） 三 その労働金庫の地区内に事務所を有する国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第号）第二条第二号に規定する労働組合、地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第五十二条（職員団体）の規定に基づく地方公務員の団体、健康保険組合及び同連合会、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）に基づく労働組合及び同連合会、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく労働組合及び同連合会並びに私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第百四十五号）の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団</p> <p>2・3 （略） 四 （略）</p>

○ 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）【附則第二十二條關係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（会員たる資格） 第十一条 労働金庫の会員たる資格を有するものは、次に掲げるもので定款で定めるものとする。 一・二 （略） 三 その労働金庫の地区内に事務所を有する国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第号）第二条第二号又は地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第号）第二条第二号に規定する労働組合、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十七条第一項に規定する消防職員団体、健康保険組合及び同連合会、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）に基づく共済組合及び同連合会、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）に基づく共済組合及び同連合会並びに私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団</p>	<p>（会員たる資格） 第十一条 労働金庫の会員たる資格を有するものは、次に掲げるもので定款で定めるものとする。 一・二 （略） 三 その労働金庫の地区内に事務所を有する国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第号）第二条第二号又は地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第号）第二条第二号に規定する労働組合、健康保険組合及び同連合会、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）に基づく共済組合及び同連合会、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）に基づく共済組合及び同連合会並びに私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団</p>

○ 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）【附則第二十三条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定地方警務官に係る地方公務員法の適用の特例） 第五十六条の三 特定地方警務官は、地方公務員法第八 条第一項（第四号に係る部分に限る。）、第三章第六節の 二（第三十八条の二第二項及び第三項を除く。）、第六 十条（第四号から第八号までに係る部分に限る。）及び 第六十三条から第六十五条までの規定の適用については 、同法第四条第一項に規定する職員（以下この条におい て単に「職員」という。）とみなす。この場合において 、同法第八条第一項第四号中「人事行政の運営」とある のは「警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十 六条の三の規定により職員とみなされる同法第五十六条 の二第一項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定 地方警務官」という。）の退職管理」と、「任命権者」 とあるのは「都道府県公安委員会」と、同法第三十八 条の二第一項中「退職手当通算法人の地位に就いている者 」とあるのは「退職手当通算法人の地位に就いている者 （特定地方警務官であつた者にあつては、国家公務員法 （昭和二十二年法律第百二十号）第百八条第四項に規定 する退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続い て同条第三項に規定する退職手当通算法人の地位に就い ている者）」と、同条第六項第六号中「任命権者」とあ るのは「任命権者（再就職者が特定地方警務官であつた 者である場合にあつては、都道府県公安委員会）」と、 同法第三十八条の三から第三十八条の五までの規定（見 出しを含む。）中「任命権者」とあるのは「都道府県公</p>	<p>（新設）</p>

安委員会」とするほか、職員とみなされる特定地方警務官に対する同法第六十三条第一号及び第二号の規定の適用については、同条第一号中「若しくは当該役員」とあるのは「又は当該役員」と、「行為、又は、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、若しくは当該地位に就くことを要求し、若しくは約束する行為」とあるのは「行為」と、同号及び同条第二号中「離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役員をその離職後に、若しくは」とあるのは「他の役員をその離職後に、又は」と、「若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し」とあるのは「又はその子法人の地位に就かせることを要求し」とする。

改正案	現行
<p>（特定地方警務官に係る地方公務員法の適用の特例） 第五十六条の三 特定地方警務官は、地方公務員法第八條第一項（第三号に係る部分に限る。）、第三章第六節の二（第三十八條の二第二項及び第三項を除く。）、第六十條（第四号から第八号までに係る部分に限る。）及び第六十三條から第六十五條までの規定の適用については、同法第四條第一項に規定する職員（以下この条において単に「職員」という。）とみなす。この場合において、同法第八條第一項第三号中「職員に関する人事行政」とあるのは「警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六條の三の規定により職員とみなされる同法第五十六條の二第一項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）の退職管理」と、「人事行政の運営」とあるのは「その退職管理」と、「任命権者」とあるのは「都道府県公安委員会」と、同法第三十八條の二第一項中「退職手当通算法人の地位に就いている者」とあるのは「退職手当通算法人の地位に就いている者（特定地方警務官であつた者にあつては、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百八條第四項に規定する退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き同条第三項に規定する退職手当通算法人の地位に就いている者）」と、同条第六項第六号中「任命権者」とあるのは「任命権者（再就職者が特定地方警務官であつた者である場合にあつては、都道府県公安委員会）」と、同法第三十八條の三から第三十八條の五までの規定</p>	<p>（特定地方警務官に係る地方公務員法の適用の特例） 第五十六条の三 特定地方警務官は、地方公務員法第八條第一項（第四号に係る部分に限る。）、第三章第六節の二（第三十八條の二第二項及び第三項を除く。）、第六十條（第四号から第八号までに係る部分に限る。）及び第六十三條から第六十五條までの規定の適用については、同法第四條第一項に規定する職員（以下この条において単に「職員」という。）とみなす。この場合において、同法第八條第一項第四号中「人事行政の運営」とあるのは「警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六條の三の規定により職員とみなされる同法第五十六條の二第一項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）の退職管理」と、「任命権者」とあるのは「都道府県公安委員会」と、同法第三十八條の二第一項中「退職手当通算法人の地位に就いている者」とあるのは「退職手当通算法人の地位に就いている者（特定地方警務官であつた者にあつては、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百八條第四項に規定する退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き同条第三項に規定する退職手当通算法人の地位に就いている者）」と、同条第六項第六号中「任命権者」とあるのは「任命権者（再就職者が特定地方警務官であつた者である場合にあつては、都道府県公安委員会）」と、同法第三十八條の三から第三十八條の五までの規定（見出しを含む。）中「任命権者」とあるのは「都道府県公</p>

(見出しを含む。)中「任命権者」とあるのは「都道府県公安委員会」とするほか、職員とみなされる特定地方警務官に対する同法第六十三条第一号及び第二号の規定の適用については、同条第一号中「若しくは当該役員」とあるのは「又は当該役員」と、「行為、又は、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、若しくは当該地位に就くことを要求し、若しくは約束する行為」とあるのは「行為」と、同号及び同条第二号中「離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役員をその離職後に、若しくは」とあるのは「他の役員をその離職後に、又は」と、「若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し」とあるのは「又はその子法人の地位に就かせることを要求し」とする。

安委員会」とするほか、職員とみなされる特定地方警務官に対する同法第六十三条第一号及び第二号の規定の適用については、同条第一号中「若しくは当該役員」とあるのは「又は当該役員」と、「行為、又は、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、若しくは当該地位に就くことを要求し、若しくは約束する行為」とあるのは「行為」と、同号及び同条第二号中「離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役員をその離職後に、若しくは」とあるのは「他の役員をその離職後に、又は」と、「若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し」とあるのは「又はその子法人の地位に就かせることを要求し」とする。

○ 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）【附則第二十五条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	<p>（適用除外） 第四条 前条の規定による臨時的任用については、地方公務員法第二十二條第三項及び第四項の規定は適用しない。</p>
現行	<p>（適用除外） 第四条 前条の規定による臨時的任用については、地方公務員法第二十二條第二項から第五項までの規定は適用しない。</p>

○ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）【附則第二十五条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（育児休業に伴う任期付採用及び臨時的任用） 第六条（略） 2 5 （略） 6 第一項の規定に基づき臨時的任用を行う場合には、 地方公務員法第二十二條第三項及び第四項の規定は、 適用しない。</p>	<p>（育児休業に伴う任期付採用及び臨時的任用） 第六条（略） 2 5 （略） 6 第一項の規定に基づき臨時的任用を行う場合には、 地方公務員法第二十二條第二項から第五項までの規定 は、適用しない。</p>

改正案	現行
<p>（教育長及び事務局職員の身分取扱） 第二十二條 教育長並びに第十九條第一項及び第二項に規定する事務局の職員、人事評価、給与、懲戒、服務、退職管理その他の身分取扱に関する事項は、この法律及び教育公務員特別法に定めるものを除き、地方公務員法の定めるところによる。</p> <p>（職員の身分取扱） 第三十五條 第三十一條第一項又は第二項に規定する職員の任免、人事評価、給与、懲戒、服務、退職管理その他の身分取扱に関する事項は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、地方公務員法の定めるところによる。</p> <p>（県費負担教職員の任用等） 第四十條 第三十七條の場合において、都道府県委員会（この条に掲げる一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う者及びこの条に掲げる他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う者の一方又は双方が第五十五條第一項、第五十八條第一項又は第六十一條第一項の規定により当該事務を行うこととされた市町村委員会である場合にあつては、当該一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う教育委員会及び当該他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う教育委員会）は</p>	<p>（教育長及び事務局職員の身分取扱） 第二十二條 教育長及び第十九條第一項及び第二項に規定する事務局の職員、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事項は、この法律及び教育公務員特別法に特別の定めがあるものを除き、地方公務員法の定めるところによる。</p> <p>（職員の身分取扱） 第三十五條 第三十一條第一項又は第二項に規定する職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事項は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、地方公務員法の定めるところによる。</p> <p>（県費負担教職員の任用等） 第四十條 第三十七條の場合において、都道府県委員会（この条に掲げる一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う者及びこの条に掲げる他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う者の一方又は双方が第五十五條第一項、第五十八條第一項又は第六十一條第一項の規定により当該事務を行うこととされた市町村委員会である場合にあつては、当該一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う教育委員会及び当該他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う教育委員会）は</p>

、地方公務員法第二十七条第二項及び第二十八条第一項の規定にかかわらず、一の市町村の県費負担教職員（非常勤の講師（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下同じ。）を除く。以下この条、第四十二条、第四十三条第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十七条、第五十八條第二項、第五十九条及び第六十一条第二項において同じ。）を免職し、引き続き当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用することができるものとする。この場合において、当該県費負担教職員が当該免職された市町村において同法第二十二條第一項（教育公務員特例法第十二條第一項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により正式任用になつていた者であるときは、当該県費負担教職員の当該他の市町村における採用については、地方公務員法第二十二條第一項の規定は、適用しない。

（県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件）
第四十二条 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十四条第五項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

（人事評価）

第四十四条 県費負担教職員の人事評価は、地方公務員法第二十三条の二第一項の規定にかかわらず、都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行うものとする。

、地方公務員法第二十七条第二項及び第二十八条第一項の規定にかかわらず、一の市町村の県費負担教職員（非常勤の講師（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下同じ。）を除く。以下この条、第四十二条、第四十三条第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条、第五十八條第二項、第五十九条及び第六十一条第二項において同じ。）を免職し、引き続き当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用することができるものとする。この場合において、当該県費負担教職員が当該免職された市町村において同法第二十二條第一項（教育公務員特例法第十二條第一項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により正式任用になつていた者であるときは、当該県費負担教職員の当該他の市町村における採用については、地方公務員法第二十二條第一項の規定は、適用しない。

（県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件）
第四十二条 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十四条第六項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

（職階制）

第四十四条 県費負担教職員の職階制は、地方公務員法第二十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県内の県費負担教職員を通じて都道府県が採用するものとし、職階制に関する計画は、都道府県の条例で定める。

第四十六条 削除

(地方公務員法等の適用の特例)
 第四十七条 この法律に特別の定めがあるもののほか、
 県費負担教職員に対して地方公務員法を適用する場合
 においては、同法中次の表の上欄に掲げる規定の中欄
 に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と
 する。

規定	(略)	読み替えら れる字句
第三十七 条第二項 及び第三 項	(略)	地方公共団 体
第三十八 条、第三 十八、第 三十八 条の二第 六項、第 三十八 条の三(見 出しを 含む。	(略)	任命権者
	(略)	市町村教育 委員会
	(略)	都道府県 及び市町 村

(勤務成績の評定)
 第四十六条 県費負担教職員の勤務成績の評定は、地方
 公務員法第四十条第一項の規定にかかわらず、都道府
 県委員会の計画の下に、市町村委員会が行うものとす
 る。

(地方公務員法の適用の特例)
 第四十七条 この法律に特別の定めがあるもののほか、
 県費負担教職員に対して地方公務員法を適用する場合
 においては、同法中次の表の上欄に掲げる規定の中欄
 に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に
 読み替えるものとする。

規定	(略)	読み替えら れる字句
第三十七 条	(略)	地方公共団 体
第三十八 条	(略)	任命権者
	(略)	市町村教育 委員会
	(略)	都道府県 及び市町 村

<p>、第三十八 八条の四（ 見出しを含 む。）並び に第三十八 条の五の見 出し及び同 条第一項</p>	
<p>3 2 （略） 県費負担教職員に対して地方公務員の労働関係に關する法律（平成二十四年法律第 号）を適用する場合においては、同法第十一条第五項中「地方公共団体」とあるのは「市町村」と、「任命権者」とあるのは「市町村教育委員会」とする。</p>	
<p>2 （新設） （略）</p>	

改正案	現行
<p>（適用除外） 第八条 この章の規定は、次の割賦販売については、適用しない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う割賦販売（当該団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う割賦販売を含む。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号） 第二条第二号又は地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号） 第二条第二号に規定する労働組合</p> <p>ハ （略）</p> <p>五・六 （略）</p> <p>第三十五条の三の六十 この章の規定は、次の包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供については、適用しない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供（当該団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用</p>	<p>（適用除外） 第八条 この章の規定は、次の割賦販売については、適用しない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う割賦販売（当該団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う割賦販売を含む。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号） 第二条第二号に規定する労働組合又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号） 第五十二条の団体</p> <p>ハ （略）</p> <p>五・六 （略）</p> <p>第三十五条の三の六十 この章の規定は、次の包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供については、適用しない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供（当該団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用</p>

させることができる場合には、これらの者に対して行う包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供を含む。）

イ (略)

ロ 国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号又は地方公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合

ハ (略)

五・六 (略)

2 この章の規定は、次の個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供については、適用しない。

一 三 (略)

四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供（当該団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用してさせることができる場合には、これらの者に対して行う個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供を含む。）

イ (略)

ロ 国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号又は地方公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合

ハ (略)

五・六 (略)

三・四 (略)

させることができる場合には、これらの者に対して行う包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供を含む。）

イ (略)

ロ 国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合又は地方公務員法第五十二条の団体

ハ (略)

五・六 (略)

2 この章の規定は、次の個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供については、適用しない。

一 三 (略)

四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供（当該団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用してさせることができる場合には、これらの者に対して行う個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供を含む。）

イ (略)

ロ 国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合又は地方公務員法第五十二条の団体

ハ (略)

五・六 (略)

三・四 (略)

改正案	現行
<p>（適用除外） 第八条 この章の規定は、次の割賦販売については、適用しない。 一 三 四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う割賦販売（当該団体が構成員以外の者による事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う割賦販売を含む。） イ（略） ロ 国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二条第二号若しくは地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）第二条第二号に規定する労働組合又は消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十七条第一項に規定する消防職員団体 ハ（略） 五・六（略）</p> <p>第三十五条の三の六十 この章の規定は、次の包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供については、適用しない。 一 三（略） 四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせん</p>	<p>（適用除外） 第八条 この章の規定は、次の割賦販売については、適用しない。 一 三 四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う割賦販売（当該団体が構成員以外の者による事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う割賦販売を含む。） イ（略） ロ 国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二条第二号又は地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）第二条第二号に規定する労働組合 ハ（略） 五・六（略）</p> <p>第三十五条の三の六十 この章の規定は、次の包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供については、適用しない。 一 三（略） 四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせん</p>

に係る販売又は提供の方法による販売又は提供（当該団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供を含む。）

イ（略）

ロ 国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二

号若しくは地方公務員の労働関係に関する法律第

二条第二号に規定する労働組合又は消防組織法第

十七条第一項に規定する消防職員団体

ハ（略）

五・六（略）

2 この章の規定は、次の個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供については、適用しない。

一（三）（略）

四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供（当該団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供を含む。）

イ（略）

ロ 国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二

号若しくは地方公務員の労働関係に関する法律第

二条第二号に規定する労働組合又は消防組織法第

十七条第一項に規定する消防職員団体

に係る販売又は提供の方法による販売又は提供（当該団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供を含む。）

イ（略）

ロ 国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二

号又は地方公務員の労働関係に関する法律第二条

第二号に規定する労働組合

ハ（略）

五・六（略）

2 この章の規定は、次の個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供については、適用しない。

一（三）（略）

四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供（当該団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供を含む。）

イ（略）

ロ 国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二

号又は地方公務員の労働関係に関する法律第二条

第二号に規定する労働組合

3
・ 五
4 ・ 八
六
(略) (略)

3
・ 五
4 ・ 八
六
(略) (略)

改正案	現行
<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 職員 常時勤務に服することを要する地方公務員（地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号） 第二十二條の三第一項の規定により派遣された者、同法第二十七條第二項の規定により休職の処分を受けた者、同法第二十九條第一項の規定する停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者）をいう。 二 〓 六 （略） 三 〓 四 （略） 四 〓 五 （費用の負担） 第五十三條 （略） 六 地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号） 第二条第二号若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第百八十九号） 第五条（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下単に「労働組合」という。）の事務に専ら従事する職員である組合員又は</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 職員 常時勤務に服することを要する地方公務員（地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号） 第二十七條第二項の規定する休職の処分を受けた者、同法第二十九條第一項の規定する停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者）をいう。 二 〓 六 （略） 三 〓 四 （略） 四 〓 五 （費用の負担） 第五十三條 （略） 六 地方公務員法第五十二條の職員団体若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第百八十九号） 第五条（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員である組合員又は特定地方独立行政法人の職員である組合員（職</p>

特定地方独立行政法人の職員である組合員（労働組合の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の」とあり、及び「地方公共団体の」とあるのは、「第六項に規定する労働組合又は特定地方独立行政法人の」として、同項の規定を適用する。

（負担金）

第一百六条 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は労働組合は、それぞれ第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は労働組合（第三項において「地方公共団体等」という。）が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2・3 （略）

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）
第百四十条 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有する

員団体の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の」とあり、及び「地方公共団体の」とあるのは、「第六項に規定する職員団体又は特定地方独立行政法人の」として、同項の規定を適用する。

（負担金）

第一百六条 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2・3 （略）

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）
第百四十条 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有する

ものうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十二条第二項の規定を除く。）の適用については、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員である間、引き続き転出（公庫等職員となるための退職をいう。次項第一号において同じ。）の際に所屬していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第一百三十二条第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「公庫等（第四百四十条第一項に規定する公庫等をいう。以下この条において同じ。）の負担金」と、同項第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第一百六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は労働組合」とあるのは「公庫等（第四百四十条第一項に規定する公庫等をいう。以下この条において同じ。）」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は労働組合（第三項において「地方公共団体等」という。）」とあるのは「公庫等」と、同条第三項中「第一百三十二条第二項第三号及び第四項第二号に掲げる費用並びに同条第五項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「第一百三十二条第二項第三号に掲げる費用及び厚生年金保険法」と、「地方公共団体等」とあるのは「公庫等」と

ものうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十二条第二項の規定を除く。）の適用については、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員である間、引き続き転出（公庫等職員となるための退職をいう。次項第一号において同じ。）の際に所屬していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第一百三十二条第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「公庫等（第四百四十条第一項に規定する公庫等をいう。以下この条において同じ。）の負担金」と、同項第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第一百六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等（第四百四十条第一項に規定する公庫等をいう。以下この条において同じ。）」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）」とあるのは「公庫等」と、同条第三項中「第一百三十二条第二項第三号及び第四項第二号に掲げる費用並びに同条第五項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「第一百三十二条第二項第三号に掲げる費用及び厚生年金保険法」と、「地方公共団体等」とあるのは「公庫等」と

2
4
する。
(略)

(職員引継一般地方独立行政法人の役職員に係る特例)
第四百四十一条の二 職員引継一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する移行型一般地方独立行政法人であつて同項の規定により設立団体(同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下この項の職員が当該移行型一般地方独立行政法人の同法第二十条に規定する職員となつたものをいう。以下この条及び第四百四十四条の三第一項第十一号において同じ。)(の役職員(同法第十二条に規定する役員及び職員引継一般地方独立行政法人に使用され、職員引継一般地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。)(のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者(地方公務員の派遣、休職又は停職の場合における派遣、休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の派遣、休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。)(は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第四項中「特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)(とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人(第四百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)(と、同法第六条第三項」とあるのは「地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六条第三項」と、「組合の組合員」とあるのは「組合(職員引継一般地方

2
4
する。
(略)

(職員引継一般地方独立行政法人の役職員に係る特例)
第四百四十一条の二 職員引継一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する移行型一般地方独立行政法人であつて同項の規定により設立団体(同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下この項の職員が当該移行型一般地方独立行政法人の同法第二十条に規定する職員となつたものをいう。以下この条及び第四百四十四条の三第一項第十一号において同じ。)(の役職員(同法第十二条に規定する役員及び職員引継一般地方独立行政法人に使用され、職員引継一般地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。)(のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者(地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。)(は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第四項中「特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)(とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人(第四百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)(と、同法第六条第三項」とあるのは「地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六条第三項」と、「組合の組合員」とあるのは「組合(職員引継一般地方独立行政法人が公立

独立行政法人が公立大学法人（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）である場合には、公立学校共済組合）の組合員」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第六章、第九章及び第四百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」とする。

（定款変更一般地方独立行政法人の役職員に係る特例

）
第四百四十一条の三 定款変更一般地方独立行政法人（地方独立行政法第六十七条の二に規定する定款変更後の一般地方独立行政法人をいう。以下この条及び第四百四十四条の三第一項第十一号において同じ。）の役員（同法第十二条に規定する役員及び定款変更一般地方独立行政法人に使用され、定款変更一般地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。）のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者（地方公務員の派遣、休職又は停職の場合における派遣、休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の派遣、休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合において、第三条第四項中「特定地方独立行政法人（地方独立行政法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」とあるのは「定款変更一般地方独立行政法人（第四百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」と、同法第六

）
大学法人（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）である場合には、公立学校共済組合）の組合員」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第六章、第九章及び第四百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」とする。

（定款変更一般地方独立行政法人の役職員に係る特例

）
第四百四十一条の三 定款変更一般地方独立行政法人（地方独立行政法第六十七条の二に規定する定款変更後の一般地方独立行政法人をいう。以下この条及び第四百四十四条の三第一項第十一号において同じ。）の役員（同法第十二条に規定する役員及び定款変更一般地方独立行政法人に使用され、定款変更一般地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。）のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者（地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合において、第三条第四項中「特定地方独立行政法人（地方独立行政法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」とあるのは「定款変更一般地方独立行政法人（第四百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」と、同法第六

五年法律第百十八号) 第六条第三項」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第六章、第九章及び第百四十四条の三十一(見出しを含む。)中「特定地方独立行政法人」とあるのは「定款変更一般地方独立行政法人」とする。

(国の職員の取扱い)
第百四十二条 (略)

2 国の職員についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句とする。

(略)	第百十六条第一項	地方公共団体の機関	国の機関
(略)	規定により地方公共団体	規定により国	
(略)	労働組合(第三項において「地方公共団体等」という)	労働組合	
(略)			

(団体職員の取扱い)
第百四十四条の三 次に掲げる団体(以下「団体」とい

) 第六条第三項」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第六章、第九章及び第百四十四条の三十一(見出しを含む。)中「特定地方独立行政法人」とあるのは「定款変更一般地方独立行政法人」とする。

(国の職員の取扱い)
第百四十二条 (略)

2 国の職員についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句とする。

(略)	第百十六条第一項	地方公共団体の機関	国の機関
(略)	規定により地方公共団体	規定により国	
(略)	職員団体(第三項において「地方公共団体等」という)	職員団体	
(略)			

(団体職員の取扱い)
第百四十四条の三 次に掲げる団体(以下「団体」とい

う。)に使用される者で、団体から給与を受けけるもの
のうち役員、常時勤務に服することを要しない者及び
臨時に使用される者以外の者(地方公務員の派遣、休
職又は停職の場合における派遣、休職又は停職の事由
に相当する事由により地方公務員の派遣、休職又は停
職に相当する取扱いを受けた者その他総務省令で定め
る者を含む。以下「団体職員」という。)は、職員と
みなして、この法律の規定(第百十五條及び第百十六
條を除く。)中長期給付及び福祉事業に係る部分を適
用する。この場合においては、団体職員は、地方職員
共済組合の組合員となるものとする。

2
・3 (略)

附 則

第十四条の三 (略)
(市町村連合会が行う共同事業)

3 前項の拠出金のうち第一項第二号の事業に係るもの
の拠出に要する費用は、国、地方公共団体、特定地方
独立行政法人、第百四十一條の二に規定する職員引継
一般地方独立行政法人、第百四十一條の三に規定する
定款変更一般地方独立行政法人若しくは労働組合又は
構成組合若しくは連合会が、政令で定めるところによ
り、負担するものとする。

4
・6 (略)

う。)に使用される者で、団体から給与を受けけるもの
のうち役員、常時勤務に服することを要しない者及び
臨時に使用される者以外の者(地方公務員の休職又は
停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事
由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱い
を受けた者その他総務省令で定める者を含む。以下「
団体職員」という。)は、職員とみなして、この法律
の規定(第百十五條及び第百十六條を除く。)中長期
給付及び福祉事業に係る部分を適用する。この場合に
おいては、団体職員は、地方職員共済組合の組合員と
なるものとする。

2
・3 (略)

附 則

第十四条の三 (略)
(市町村連合会が行う共同事業)

3 前項の拠出金のうち第一項第二号の事業に係るもの
の拠出に要する費用は、国、地方公共団体、特定地方
独立行政法人、第百四十一條の二に規定する職員引継
一般地方独立行政法人、第百四十一條の三に規定する
定款変更一般地方独立行政法人若しくは労働組合又は
構成組合若しくは連合会が、政令で定めるところによ
り、負担するものとする。

4
・6 (略)

改正案	現行
<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 25（略） 6 地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）第二条第二号若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の労働組合若しくは消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十七条第一項の消防職員団体（以下「労働組合等」という。）の事務に専ら従事する職員である組合員又は特定地方独立行政法人の職員である組合員（労働組合等の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の」とあり、及び「地方公共団体の」とあるのは、「第六項に規定する労働組合等又は特定地方独立行政法人の」として、同項の規定を適用する。</p> <p>（負担金） 第百十六条 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は労働組合等は、それぞれ第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む</p>	<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 25（略） 6 地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）第二条第二号若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下単に「労働組合」という。）の事務に専ら従事する職員である組合員又は特定地方独立行政法人の職員である組合員（労働組合の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の」とあり、及び「地方公共団体の」とあるのは、「第六項に規定する労働組合又は特定地方独立行政法人の」として、同項の規定を適用する。</p> <p>（負担金） 第百十六条 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は労働組合は、それぞれ第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む</p>

。又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は労働組合等（第三項において「地方公共団体等」という。）が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2・3 (略)

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）
第百四十条 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十二条第二項の規定を除く。）の適用については、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員である間、引き続き転出（公庫等職員となるための退職をいう。次項第一号において同じ。）の際に所屬していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第百十三条第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）

。又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は労働組合（第三項において「地方公共団体等」という。）が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2・3 (略)

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）
第百四十条 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十二条第二項の規定を除く。）の適用については、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員である間、引き続き転出（公庫等職員となるための退職をいう。次項第一号において同じ。）の際に所屬していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第百十三条第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）

第百十六條第一項	(略)	地方公共団体の機関	(略)	<p>(国の職員の取扱い) 第百四十二條 (略)</p> <p>2 国の職員についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句とする。</p>
	規定により地方公			

第百十六條第一項	(略)	地方公共団体の機関	(略)	<p>(国の職員の取扱い) 第百四十二條 (略)</p> <p>2 国の職員についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句とする。</p>
	規定により地方公			

<p>4 5 6 (略)</p>	<p>3 2 1 (略)</p>	附 則	
		(略)	(略)
<p>(市町村連合会が行う共同事業) 第十四条の三 (略)</p> <p>3 前項の拠出金のうち第一項第二号の事業に係るものの拠出に要する費用は、国、地方公共団体、特定地方独立行政法人、第四百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人、第四百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人若しくは労働組合等又は構成組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。</p>		(略)	(略)
		(略)	(略)
<p>(市町村連合会が行う共同事業) 第十四条の三 (略)</p> <p>3 前項の拠出金のうち第一項第二号の事業に係るものの拠出に要する費用は、国、地方公共団体、特定地方独立行政法人、第四百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人、第四百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人若しくは労働組合等又は構成組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。</p>		附 則	
		(略)	(略)
<p>(市町村連合会が行う共同事業) 第十四条の三 (略)</p> <p>3 前項の拠出金のうち第一項第二号の事業に係るものの拠出に要する費用は、国、地方公共団体、特定地方独立行政法人、第四百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人、第四百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人若しくは労働組合等又は構成組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。</p>		(略)	(略)
		(略)	(略)

○ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）【附則第三十二条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	更生保護法人	更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）
公務員労働組合等（法人であるものに限る。）	公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）	職員団体等（法人であるものに限る。）	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）
（略）	（略）	（略）	（略）

○ 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）【附則第三十三條關係】

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条、第三十七條、第六十六條關係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	更生保護法人	更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）
公務員労働組合等（法人であるものに限る。）	公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）	職員団体等（法人であるものに限る。）	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）
（略）	（略）	（略）	（略）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 25（略） 6 第四項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する日がある場合には、その日数及びその間の給与は、同項の期間及び給与の総額から控除して計算する。ただし、控除しないで計算した平均給与額が控除して計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。 一5（略） 六 地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）第二条第二号に規定する労働組合の業務に専ら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日 714（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 25（略） 6 第四項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する日がある場合には、その日数及びその間の給与は、同項の期間及び給与の総額から控除して計算する。ただし、控除しないで計算した平均給与額が控除して計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。 一5（略） 六 職員団体の業務に専ら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日 714（略）</p>

○ 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）【附則第三十五条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2 5 （略） 6 第四項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する日がある場合には、その日数及びその間の給与は、同項の期間及び給与の総額から控除して計算する。ただし、控除しないで計算した平均給与額が控除して計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。 一 五 （略） 六 地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）第二条第二号に規定する労働組合又は消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十七条第一項に規定する消防職員団体の業務に専ら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日 7 14 （略）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2 5 （略） 6 第四項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する日がある場合には、その日数及びその間の給与は、同項の期間及び給与の総額から控除して計算する。ただし、控除しないで計算した平均給与額が控除して計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。 一 五 （略） 六 地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）第二条第二号に規定する労働組合の業務に専ら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日 7 14 （略）</p>

○ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）
 【附則第三十七条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（教育職員の教職調整額の支給等） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の教職調整額の支給を受ける者の給与に 関係し、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定 める内容を条例で定めるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 地方公務員法第二十二條の三第一項の規定により 派遣された者に給料が支給される場合 当該給料の 額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。</p> <p>三 地方公務員法第二十七條第二項に規定する休職の 処分を受けた者に給料が支給される場合 当該給料 の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。</p> <p>四（略）</p> <p>五（略）</p>	<p>（教育職員の教職調整額の支給等） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の教職調整額の支給を受ける者の給与に 関係し、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定 める内容を条例で定めるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 休職の期間中に給料が支給される場合 当該給料 の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。</p> <p>三 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職 の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年 法律第七十八号）第二條第一項の規定により派遣さ れた者に給料が支給される場合 当該給料の額に教 職調整額の額を加えた額を支給すること。</p> <p>四 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に 関する法律（平成十二年法律第五十号）第二條第一 項の規定により派遣された者に給料が支給される場 合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支 給すること。</p>

改正案	現行
<p>（適用除外） 第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う販売又は役務の提供（その団体が構成員以外の者には、これらの者に対して行う販売又は役務の提供を含む。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号） 第二条第二号又は地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号） 第二条第二号に規定する労働組合</p> <p>ハ （略）</p> <p>五 八 （略）</p> <p>二 九 （略）</p> <p>（適用除外） 第五十条 この章の規定は、次の特定継続的役務提供については、適用しない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う特定継続的役務提供（その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合</p>	<p>（適用除外） 第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う販売又は役務の提供（その団体が構成員以外の者には、これらの者に対して行う販売又は役務の提供を含む。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号） 第二条第二号に規定する労働組合又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号） 第五十二条の団体</p> <p>ハ （略）</p> <p>五 八 （略）</p> <p>二 九 （略）</p> <p>（適用除外） 第五十条 この章の規定は、次の特定継続的役務提供については、適用しない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う特定継続的役務提供（その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合</p>

には、これらの者に対して行う特定継続的役務提供を含む。）

イ (略)

ロ 国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号又は地方公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合

ハ (略)

五 (略)

2 (略)

(適用除外)

第五十八条の十七 この章の規定は、次の訪問購入について、適用しない。

一 三 (略)

四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う訪問購入（その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う訪問購入を含む。）

イ (略)

ロ 国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号又は地方公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合

ハ (略)

五 (略)

2 (略)

には、これらの者に対して行う特定継続的役務提供を含む。）

イ (略)

ロ 国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合又は地方公務員法第五十二条の団体

ハ (略)

五 (略)

2 (略)

(適用除外)

第五十八条の十七 この章の規定は、次の訪問購入について、適用しない。

一 三 (略)

四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う訪問購入（その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う訪問購入を含む。）

イ (略)

ロ 国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合又は地方公務員法第五十二条の団体

ハ (略)

五 (略)

2 (略)

改正案	現行
<p>（適用除外） 第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う販売又は役務の提供（その団体が構成員以外の者には、これらの者に対して行う販売又は役務の提供を含む。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二条第二号若しくは地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）第二条第二号に規定する労働組合又は消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十七条第一項に規定する消防職員団体</p> <p>ハ （略）</p> <p>五 八 （略）</p> <p>二 九 （略）</p> <p>（適用除外） 第五十条 この章の規定は、次の特定継続的役務提供については、適用しない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行</p>	<p>（適用除外） 第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う販売又は役務の提供（その団体が構成員以外の者には、これらの者に対して行う販売又は役務の提供を含む。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二条第二号又は地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）第二条第二号に規定する労働組合</p> <p>ハ （略）</p> <p>五 八 （略）</p> <p>二 九 （略）</p> <p>（適用除外） 第五十条 この章の規定は、次の特定継続的役務提供については、適用しない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行</p>

う特定継続的役務提供（その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う特定継続的役務提供を含む。）

イ（略）

ロ 国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号若しくは地方公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合又は消防組織法第十七条第一項に規定する消防職員団体

ハ（略）

2 五（略）

（適用除外）

第五十八条の十七 この章の規定は、次の訪問購入について、適用しない。

一 三（略）

四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う訪問購入（その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う訪問購入を含む。）

イ（略）

ロ 国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号若しくは地方公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合又は消防組織法第十七条第一項に規定する消防職員団体

ハ（略）

2 五（略）

う特定継続的役務提供（その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う特定継続的役務提供を含む。）

イ（略）

ロ 国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号又は地方公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合

ハ（略）

2 五（略）

（適用除外）

第五十八条の十七 この章の規定は、次の訪問購入について、適用しない。

一 三（略）

四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う訪問購入（その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う訪問購入を含む。）

イ（略）

ロ 国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号又は地方公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合

ハ（略）

2 五（略）

○ 消費税法（昭和六十三年法律第八十号）【附則第四十条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第三（第三条、第六十条関係） 一 次の表に掲げる法人			
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	更生保護法人	更生保護事業法
公務員労働組合等（法人であるものに限る。）	公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）	職員団体等（法人であるものに限る。）	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）
（略）	（略）	（略）	（略）
二（略）	（略）	二（略）	（略）

○ 大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号）【附則第四十一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第四条 任命権者は、前条第一項の教員の任期に関する規則が定められている大学について、教育公務員特例法第十条第一項の規定に基づきその教員を任用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、任期を定めることができる。</p> <p>一 先端的、学際的又は総合的な教育研究であること その他の当該教育研究組織で行われる教育研究の分野又は方法の特性に鑑み、多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職に就けるとき。</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>第四条 任命権者は、前条第一項の教員の任期に関する規則が定められている大学について、教育公務員特例法第十条の規定に基づきその教員を任用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、任期を定めることができる。</p> <p>一 先端的、学際的又は総合的な教育研究であること その他の当該教育研究組織で行われる教育研究の分野又は方法の特性にかんがみ、多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職に就けるとき。</p> <p>二・三 (略)</p>

○ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）

【附則第四十二条関係】
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の特例） 第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、同法第百十三条第二項各号列記以外の部分中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）」とあるのは「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第三項に規定する派遣先団体（以下「派遣先団体」という。）」と、同項各号中「地方公共団体」とあり、並びに同法第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は労働組合」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は労働組合（第三項において「地方公共団体等」という。）」とあるのは「派遣先団体」と、同項中「第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに」とあるのは「第百十三条第二項及び」と、同条第三項中「第百十三条第四項第二号に掲げる費用及び同条第五項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「地方公共団体等」とあるのは「派遣先団体」とする</p>	<p>（派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の特例） 第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、同法第百十三条第二項各号列記以外の部分中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）」とあるのは「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第三項に規定する派遣先団体（以下「派遣先団体」という。）」と、同項各号中「地方公共団体」とあり、並びに同法第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）」とあるのは「派遣先団体」と、同項中「第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに」とあるのは「第百十三条第二項及び」と、同条第三項中「第百十三条第四項第二号に掲げる費用並びに同条第五項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）及び厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「地方公共団体等」とあるのは「派遣先団体」とする</p>

o

o

○ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）
 【附則第四十二条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十五条 第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校である大学をいう。第十八条及び第十九条第一項において同じ。）に派遣された検察官等のうち第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の規定の適用については、同法第一百零三条第二項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体」とあるのは、「地方公共団体」と、「の負担金」とあるのは、「の負担金及び国の負担金」と、同項各号中「の負担金」とあるのは「及び国の負担金」と、同法第一百五十五条第二項中「相当する手当」とあるのは「相当する手当及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当」と、同法第一百零六条第一項中「の機関、特定地方独立行政法人又は労働組合」とあるのは「及び国の機関」と、「第十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第十三条第二項」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は労働組合」とあるのは「地方公共団体及び国」と、同法第一百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「地方公共団体及び国」とする。</p>	<p>第十五条 第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校である大学をいう。第十八条及び第十九条第一項において同じ。）に派遣された検察官等のうち第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の規定の適用については、同法第一百零三条第二項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体」とあるのは、「地方公共団体」と、「の負担金」とあるのは、「の負担金及び国の負担金」と、同項各号中「の負担金」とあるのは「及び国の負担金」と、同法第一百五十五条第二項中「相当する手当」とあるのは「相当する手当及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当」と、同法第一百零六条第一項中「の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「及び国の機関」と、「第十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第十三条第二項」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「地方公共団体及び国」と、同法第一百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「地方公共団体及び国」とする。</p>

2

(略)

2

(略)

○ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）【附則第四十三条関係】
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の特例） 第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、同法第百十三条第二項各号列記以外の部分中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）」とあるのは「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第三項に規定する派遣先団体（以下「派遣先団体」という。）」と、同項各号中「地方公共団体」とあり、並びに同法第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は労働組合」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は労働組合等（第三項において「地方公共団体等」という。）」とあるのは「派遣先団体」と、同項中「第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに」とあるのは「第百十三条第二項及び」と、同条第三項中「第百十三条第四項第二号に掲げる費用及び同条第五項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「地方公共団体等」とあるのは「派遣先団体」と</p>	<p>（派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の特例） 第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、同法第百十三条第二項各号列記以外の部分中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）」とあるのは「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第三項に規定する派遣先団体（以下「派遣先団体」という。）」と、同項各号中「地方公共団体」とあり、並びに同法第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は労働組合」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は労働組合等（第三項において「地方公共団体等」という。）」とあるのは「派遣先団体」と、同項中「第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに」とあるのは「第百十三条第二項及び」と、同条第三項中「第百十三条第四項第二号に掲げる費用並びに同条第五項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）及び厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「地方公共団体等」とあるのは「派遣先団体」とする</p>

する。

。

○ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）
 【附則第四十三条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十五条 第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校である大学をいう。第十八条及び第十九条第一項において同じ。）に派遣された検察官等のうち第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の規定の適用については、同法第一百零三条第二項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体」とあるのは、「地方公共団体」と、「の負担金」とあるのは、「の負担金及び国の負担金」と、同項各号中「の負担金」とあるのは「及び国の負担金」と、同法第一百五十五条第二項中「相当する手当」とあるのは「相当する手当及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当」と、同法第一百零六条第一項中「の機関、特定地方独立行政法人又は労働組合等」とあるのは「及び国の機関」と、「第一百零三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第一百零三条第二項」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は労働組合等」とあるのは「地方公共団体及び国」と、同法第一百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「地方公共団体及び国」とする</p>	<p>第十五条 第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校である大学をいう。第十八条及び第十九条第一項において同じ。）に派遣された検察官等のうち第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の規定の適用については、同法第一百零三条第二項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体」とあるのは、「地方公共団体」と、「の負担金」とあるのは、「の負担金及び国の負担金」と、同項各号中「の負担金」とあるのは「及び国の負担金」と、同法第一百五十五条第二項中「相当する手当」とあるのは「相当する手当及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当」と、同法第一百零六条第一項中「の機関、特定地方独立行政法人又は労働組合等」とあるのは「及び国の機関」と、「第一百零三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第一百零三条第二項」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は労働組合等」とあるのは「地方公共団体及び国」と、同法第一百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「地方公共団体及び国」とする。</p>

2。

(略)

2

(略)

改正案	現行
<p>（地方公務員法の特例） 第二十四条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれるため臨時的任用を行うことが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る職について当該各号に掲げる場合に行う臨時的任用については、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條第三項及び第四項の規定は、適用しない。</p> <p>一 当該地方公共団体がその職務の遂行について資格要件を必要とする職について地方公務員法第二十二條第三項又は第四項の規定に基づく臨時的任用を行っている場合において、当該構造改革特別区域における人材の需給状況等に鑑み、同条第三項後段又は第四項後段の規定により更新された任用の期間の満了の際現に任用している職員以外の者をその職に任用することが困難であるとき。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（削除）</p>	<p>（地方公務員法の特例） 第二十四条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれるため臨時的任用を行うことが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る職について当該各号に掲げる場合に行う臨時的任用については、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條第二項から第五項までの規定は、適用しない。</p> <p>一 当該地方公共団体がその職務の遂行について資格要件を必要とする職について地方公務員法第二十二條第二項又は第五項の規定に基づく臨時的任用を行っている場合において、当該構造改革特別区域における人材の需給状況等にかんがみ、同条第二項後段又は第五項後段の規定により更新された任用の期間の満了の際現に任用している職員以外の者をその職に任用することが困難であるとき。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 前項の認定を受けた地方公共団体であつて人事委員会を置くものにおいては、任命権者（地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下この条において同じ。）は、人事委員会規則で定めるところにより、当該認定に係る職について、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間</p>

(削除)

(削除)

2| 任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。次項において同じ。）は、前項の認定に係る職について、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、採用した日（その職に同法第二十二条第三項又は第四項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの項の規定に基づき引き続き任用する場合にあっては、同条第三項又は第四項の規定に基づき採用した日）から三年を超えない範囲内に限り、六月を超えない期間で更新することができる。ただし、前項各号に掲げる場合に該当しないときは、更新することはできない。

3| 第一項の認定を申請する地方公共団体においては、任命権者は、前項の規定による臨時的任用の適正な実施を確保するため、当該臨時的任用の状況の公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

3| 前項の場合において、人事委員会は、必要に応じ、臨時的任用につき、任用される者の資格要件を定めるものとする。

4| 人事委員会は、前二項の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。

5| 第一項の認定を受けた地方公共団体であつて人事委員会を置かないものにおいては、任命権者は、当該認定に係る職について、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、採用した日（その職に地方公務員法第二十二条第五項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの項の規定に基づき引き続き任用する場合にあっては、同条第五項の規定に基づき採用した日）から三年を超えない範囲内に限り、六月を超えない期間で更新することができる。ただし、第一項各号に掲げる場合に該当しないときは、更新することはできない。

6| 第一項の認定を申請する地方公共団体においては、任命権者は、第二項又は前項の規定による臨時的任用の適正な実施を確保するため、当該臨時的任用の状況の公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

○ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）

【附則第四十五条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方公務員法の適用に関する特例）</p> <p>第五十六条の二 合併特例区の職員に対する地方公務員法第三章第六節の二及び第五章の規定の適用については、同法第三十八条の二第一項中「人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則」とあるのは「合併市町村（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の人事委員会規則（人事委員会を置かない合併市町村においては「合併市町村の規則」をいう」と、同条第七項中「人事委員会規則」とあるのは「合併市町村の人事委員会規則」と、「人事委員会又は」とあるのは「合併市町村の人事委員会又は」と、同条第八項中「地方公共団体は」とあるのは「合併市町村は」と、「その組織」とあるのは「その合併特例区の組織」と、同法第三十八条の三、第三十八条の四及び第三十八条の五第一項中「人事委員会」とあるのは「合併市町村の人事委員会」と、同法第三十八条の六第一項中「地方公共団体は」とあるのは「合併特例区又は合併市町村は」と、同条第二項中「地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と、同法第六十条第七号中「条例を定めている地方公共団体」とあるのは「合併市町村が条例を定めている場合における当該合併特例区」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p>	<p>（新設）</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（預入限度額の適用除外） 第百八条 前条の規定は、次に掲げる者が預金者等である場合については、適用しない。 一 次に掲げる者であつて、その主たる事務所が他の一般の金融機関（旧郵便貯金法第十条第一項ただし書の区域として内閣総理大臣及び総務大臣が告示する区域に所在するもの イ（略） ロ 労働組合、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百八条の二第一項に規定する職員団体及び地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）第二条第二号に規定する労働組合（イに該当するものを除く。） ハ（略） ニ（略）</p>	<p>（預入限度額の適用除外） 第百八条 前条の規定は、次に掲げる者が預金者等である場合については、適用しない。 一 次に掲げる者であつて、その主たる事務所が他の一般の金融機関（旧郵便貯金法第十条第一項ただし書の区域として内閣総理大臣及び総務大臣が告示する区域に所在するもの イ（略） ロ 労働組合、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百八条の二第一項に規定する職員団体及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第一項に規定する職員団体（イに該当するものを除く。） ハ（略） ニ（略）</p>

改正案	現行
<p>（預入限度額の適用除外） 第百八条 前条の規定は、次に掲げる者が預金者等である場合については、適用しない。 一 次に掲げる者であつて、その主たる事務所が他の一般の金融機関（旧郵便貯金法第十条第一項ただし書に規定する一般の金融機関をいう。）がない市町村の区域として内閣総理大臣及び総務大臣が告示する区域に所在するもの イ（略） ロ 労働組合、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百八条の二第一項に規定する職員団体、地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）第二条第二号に規定する労働組合及び消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十七条第一項に規定する消防職員団体（イに該当するものを除く。） ハ（略） ニ（略）</p>	<p>（預入限度額の適用除外） 第百八条 前条の規定は、次に掲げる者が預金者等である場合については、適用しない。 一 次に掲げる者であつて、その主たる事務所が他の一般の金融機関（旧郵便貯金法第十条第一項ただし書に規定する一般の金融機関をいう。）がない市町村の区域として内閣総理大臣及び総務大臣が告示する区域に所在するもの イ（略） ロ 労働組合、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百八条の二第一項に規定する職員団体及び地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）第二条第二号に規定する労働組合（イに該当するものを除く。） ハ（略） ニ（略）</p>

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）【附則第四十八条関係】
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（教育公務員特例法の一部改正） 第十二条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。 （前略）</p>	<p>（教育公務員特例法の一部改正） 第十二条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。 第二条第一項中「この法律で」を「この法律において」に改め、「うち、」の下に「学校（」を加え、「定める学校であつて同法第二条に定める公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）」を「規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をも園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）であつて地方公共団体が設置するもの（以下「公立学校」という。）」に改め、同条第二項中「この法律で」を「この法律において」に、前項の学校」を「公立学校」に改め、「主幹教諭」の下に「（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）」を、「栄養教諭」の下に「、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭」を加える。</p>
<p>第十一条中「の公立学校」の下に「（幼保連携型認定こども園を除く。）」を、「教育長が」の下に「、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども</p>	<p>第十一条中「の公立学校」の下に「（幼保連携型認定こども園を除く。）」を、「教育長」の下に「、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども</p>

も園に限る。)にあつてはその校長及び教員の任命権者である地方公共団体の長が」を加える。
(後略)

園に限る。)にあつてはその校長及び教員の任命権者である地方公共団体の長」を加える。
第十二条第一項中「及び幼稚園」を「、幼稚園及び
幼保連携型認定こども園」に改め、「助教諭」の下に
「、保育教諭、助保育教諭」を加える。
第十三条第二項第二号中「又は幼稚園」を「、幼稚
園又は幼保連携型認定こども園」に改める。
第二十三条第一項中「一年間の教諭」の下に「又は
保育教諭」を加え、同条第二項中「、教諭」の下に「
、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭」を加え、
同条第三項中「教諭」の下に「又は保育教諭」を加え
る。
第二十五条の二第五項中「教育委員会規則」の下に
「(幼保連携型認定こども園にあつては、地方公共団
体の規則。次項において同じ。)」を加える。
第二十六条第一項中「、栄養教諭」の下に「、主幹
保育教諭、指導保育教諭、保育教諭」を加え、同項第
一号中「、教諭」の下に「、主幹保育教諭、指導保育
教諭、保育教諭」を加える。
附則第四条第一項中「及び特別支援学校の幼稚部」
を「、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こど
も園」に、「幼稚園等の教諭等については、」を「幼
稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については」
に改め、「教育委員会」の下に「、当該市町村の設置
する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該
市町村を包括する都道府県の知事」を加え、「教諭の
職務」を「教諭又は保育教諭の職務」に改め、同条第
二項中「教育委員会」を「教育委員会及び長は」に
改め、「都道府県の教育委員会」の下に「及び知事」
を加える。

附則第五条の見出し中「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、同条第一項中「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、「当該」を「幼稚園の教諭等については当該」に改め、「教育委員会」の下に「が、幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事」を加え、同条第二項中「教育委員会は」を「教育委員会及び長は」に改め、「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を、「都道府県の教育委員会」の下に「及び知事」を加える。

附則第六条（見出しを含む。）中「教育委員会」の下に「及び長」を加える。